

第2章 市政

第1節 行政

1 町政・市政の推進者

歴代市長

本市の首長は、他の市町村と同様に明治期の戸長から始まり、アジア・太平洋戦争の終結までは、官選による村長が置かれてきた。昭和20（1945）年に国内の諸制度の民主化が進められ、翌年に行われた参議院議員選挙と衆議院議員総選挙からは、原則として20歳以上の男女に選挙権が与えられる完全普通選挙が実施された。

本市の首長選挙が、完全普通選挙制度のもとで行われたのは、昭和22年4月5日の幌別村長選挙からである。その後、昭和45年の市制施行までの間、大石橋与作、深瀬寅次、岩倉誠一、高田忠雄の4名の村長又は町長が誕生している。

4人目の高田忠雄は、前任の岩倉誠一の後任として昭和42年施行の町長選挙で無投票での当選を果たし、昭和45年の市制施行によって、初代登別市長となった。

高田市政は、我が国が世界第2位の経済大国となる原動力ともなった「いざなぎ景気」の時期とちょうど重なり、市勢が順調に拡大を重ねた時期であった。それを受けて、現在の若草町、新生町の基盤を整備した「上

鶯別東部地区区画整理事業」や、市道の舗装化などが推進された。また、古くからの住宅街のため、住宅が整然と立ち並ぶとは言い難かった幌別町や鶯別町での住宅環境改良事業や市営住宅の建設を進めるとともに、本市の総合基本構想を策定した。昭和50年4月に市長を退任して北海道議会議員に転身し、昭和62年7月25日、志賀裕に次ぐ2人目の「登別市名誉市民」となった。

昭和50年4月13日に行われた北海道議会議員選挙に出馬した高田の次に市長となったのが、高田市政で助役を務めた田村仙一郎であった。

田村市政のはじまりを告げる昭和50年4月27日の市長選挙は20年ぶりの選挙戦となった。当初は、主だった企業や団体の支持推薦を集めた田村の圧勝と予想されたものの、結果は約2千票差での当選となった。田村市政では、前任の高田市長に引き続き、都市基盤の整備に努め、市道の舗装化や排水路整備、ごみ焼却施設の建設などを行うとともに、青葉小学校の開校や、富岸小学校や登別温泉中学校の移転新築、若草、富士、登別温泉の3幼稚園の開園、老人憩の家の各地区での建築などを行っている。

昭和54年の市長選挙での2期目当選を目指した田村市長であったが、それに対抗して出馬を表明したのが、元助役の中浜元三郎であった。現職の市長と元助役による選挙戦となり、市職員が2つに割れ、市民においても親類縁者、友人間で支持する候補者を二分する激しい選挙戦となった。投票の結果、約1千200票差で中浜元三郎が当選を果たしている。この時の選挙戦の激しさから、選挙後の当選のあいさつでは「和の市政から出発する」と述べざるを得なかった。

中浜市政は、「財政基盤が脆弱」という本市の欠点を補うためには、「観

光」と「工業」の他に「学園都市」という新たな機軸を立て、多角的な経営を行って複合的な自立都市を目指すべきであるとの戦略のもと、札幌市内町に日本電子工学院北海道専門学校（現日本工学院北海道専門学校・昭和57年開校）、「登別マリノパークニクス」（平成2年開園）、「登別伊達時代村」（平成4年）の誘致などを果たした。また、昭和55年には、はまなす国体バドミントン競技会場（平成元年開催）が本市に決定するなど、次々と大型の事業が進められた。しかし、それらの開業を前にして、市職員による汚職が発覚し、これを発端として助役が逮捕され、自身も任期途中の昭和63年7月に市長を辞職することとなった。

市長と助役が不在となった本市では、総務部長が職務代理者となり暫定的に市政を運営したものの、早急に市長を決定する必要があるが、以前のようなまちを二分するような選挙は避けたいとの市民感情から、市内の組織等とのしがらみのない候補の擁立が求められ、白羽の矢が立ったのが当時の胆振支庁長であった上野晃であった。

上野は、道職員を辞して昭和63年8月28日に実施される市長選挙に立候補した。このときの選挙には、上野を含めて4名が立候補していたが、選挙結果は全投票者の約57%の票を集めた上野晃の圧勝であった。

上野市政では、信頼を失いつつあった「登別市」を「市民に開かれた行政」として近代的な組織に再生させるとともに、限られた財政状況の中で市民の声に耳を傾け、それを集約して着実に難題を解決していった。

鬼サミットの実施、宮城県白石市や中国広州市との交流の推進など、彼の手腕は政治家としてリーダーシップを発揮するというよりは、市民との話し合いを重ねる調整役としての役割に長けた熟練の行政職人であり、財政再建策についても（株）登別振興公社の負債を整理したり、国

民健康保険会計の赤字を解消したりと、決断力、実行力などに優れた経営センスを発揮し、全道的にも評価が高まっていった。

平成15年、上野は「北海道市長会」の会長に推挙された。それまで北海道市長会の会長は札幌市長の指定席と目されていたが、札幌市以外の市からは初めて会長に選出されることになった。ここには、その年に行われた札幌市長選挙で候補者が乱立し、1回の選挙で当選者が決まらず、2回選挙が行われたことよって市長会の総会開催に間に合わないという时期的な問題も大きく影響していたと考えられるが、全道各市の市長が敢えて彼を推挙したことは、高い信頼なしには考えられないことである。この後、室蘭市長や石狩市長、伊達市長も会長に選出されるようになったが、上野の全道市長会会長就任は、先鞭を切る出来事であった。上野はその後、全国市長会の副会長にも就任した。

上野は市内部の組織改革にも取り組み、市民の声を集約して「計画」を立て、それを熟議して事業の優先順位を決め、市民を主役として実行へと積み上げていく方法をとった。また、財政、観光、福祉、産業、教育など分野別の計画書の作成を職員に徹底させ、近代的な行政運営の確立に努めた。

5期20年という長期にわたる上野市政が終わりを告げると、当初は有力な企業団体が上野市政の後継として内田史郎副市長の擁立を目指していたが、当時49歳の商工労政グループ総括主幹の田辺雅博が「登別の福祉を充実させるため草の根の闘いで市長を目指す」と立候補を表明したことから、一転して選挙模様となっていた。しかし、中浜対田村の市役所を二分する壮絶な選挙戦を見てきた内田は、選挙戦によって再度市が二分してしまうことを懸念して出馬を取りやめた。上野市政の後継者

を改めて探すこととなった市内有力企業団体は、「市民の多くは、次期の市長はまちづくりに熱心に取り組み、若くて活動力のある地元出身者を期待している」と考え、候補者の選考を急いだ。

不景気から脱却できない閉塞感の強い状況であるからこそ、次期市長には若者らしい行動力の発揮と斬新な視点を持ち、自らその閉塞感を払拭し、未来を担う主体となりうる人物が期待された。そして、立候補したのが、元登別室蘭青年会議所理事長の小笠原春一（当時41歳）と、連合系の労働団体を中心に支持を広げていた田辺雅博（当時49歳）であった。両者による選挙戦は、結果743票差という接戦を制して小笠原春一の当選で決した。

小笠原市政のはじまりは、約4千500万円が回収不能となっている高額療養費問題の発覚という負の財産処理からスタートし、「市民力の結集による開かれた行政運営」と「地域力を生かした地域経済の活性化」、「市民の暮らしを大切にしまちづくり」の3点を掲げ、本市の組織機構の改善に向けては、初心に帰り、業務の報告・連絡・相談の徹底を図るとともに、作業マニュアルの作成や確実な引継ぎなどを徹底し、事務処理の再建を図った。また、市民力の結集に向けた取組では、登別自動車学校の閉校から使用されていなかった旧校舎を購入し、市民の活動拠点である「市民活動センターのぼりん」を設置した。

小笠原市政はその後、平成24年8月、平成28年8月と令和2年8月の市長選挙において、無投票で再選を果たした。

歴代の市長は、次のとおりである。

高田忠雄 昭和42年5月1日～昭和50年3月16日
田村仙一郎 昭和50年4月27日～昭和54年4月26日

中浜元三郎 昭和54年4月27日～昭和63年7月21日

上野 晃 昭和63年8月28日～平成20年8月27日

小笠原春一 平成20年8月28日～現在

助役・副市長と

収入役

助役・副市長・収入役とも市長が議会の同意を得て選任する特別職の地方公務員で、任期は4年である。このうち副市長（旧助役）は市長の補佐や職員の事務を監督する

とともに、市長に事故があるときはその職務を代理するのが職務である。昭和56年6月30日から昭和60年8月1日までの約4年間は、学校誘致、水族館誘致、企業誘致などの大きな事業が続き、本市の事業量が急速に増加したため助役2人体制が敷かれたが、その他の時期は1名であった。平成19（2007）年4月1日に「地方自治法」の一部改正によって助役は廃止され、改めて副市長が設けられた。

収入役は、本市の会計事務を担当し、現金・有価証券・物品の出納と保管、小切手の振り出し、現金と財産の記録管理、支出負担行為の確認、決算の調整と決算案の提出などを担うとされていた。しかし改正以前の地方自治法で、人口10万人未満の市町村においては、条例において収入役を置かず、市町村長や助役が兼務することが認められており、本市では平成17年4月1日以降、収入役は選任されていなかった。

平成19年4月の地方自治法の一部改正により収入役は廃止されて、一般職の会計管理者が新設された。本市でも一般職の者がその任についている。

歴代副市長、助役、収入役は資料編を参照されたい。

教 育 長

昭和22年の「教育基本法」制定以後、教育委員会は次のように組織されていた。議会の同意を得て首長が任命した教育委員5名の互選によつて教育委員長が決定され、教育委員長が教育委員会を代表した。また、教育委員会の実務に携わる事務方のトップとなる教育長は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」）の規定によつて、教育委員長以外の委員から教育委員会が選任し、教育委員会の指揮監督のもと、全ての事務を執行した。

しかし、各地で起きたいじめ問題に対する教育委員会の対応が社会的な問題となり、地方教育行政に対する責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るため、制度を見直す機運が高まり、平成27年4月1日に「地方教育行政法」が一部改正された。

改正後の同法では、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が置かれ、なおかつ首長が議会の同意を得て任命する制度となった。また、教育委員会のほかに、首長が招集する総合教育会議が新設されるなどの制度改革が図られた。

改正後の地方教育行政法の施行時には、改正前に任命された教育委員長の任期が残っていたことから、経過措置として任期が満了する日の翌日に新制度に移行する措置が取られ、平成28年10月23日に議会の同意を得て任命された武田博が新「教育長」に就任した。

本市における総合教育会議は、平成27年6月2日に第1回目の会議が開催されている。

市制施行以降の教育委員長、教育長、教育委員は資料編を参照されたい。

各種委員会・委員

行政の中立性を保持する観点から、「地方自治法」や「地方公務員法」に基づき、様々な委員会が設置されている。首長の指揮監督を受けない独立した機関で、定められた職権を行使できる権限を有する教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会があり、委員は市議会の同意等を得て選任される。

委員会は独任制の監査委員を除き、民主的な運営のため合議制で行われる。

監査委員

監査委員は、市の財務や事業の執行について適法・適正・効果・効率などの観点から監査し、その結果を表すといった役割を担う機関。委員は2名で任期4年、「人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」を代表監査委員とし、市議会議員からも1名選出される。監査は合議制ではなく、委員1人1人の独任制であるため、「監査委員会」とは称さない。ただし、監査の執行計画、監査結果の公表などは合議して決定する。

具体的な業務としては、財務監査（定期監査・随時監査）、行政監査、財政的援助団体等に対する監査、公金の収納又は支払事務に関する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求、市長の要求に基づく監査、議会の採択した請願の処置としての監査、住民監査請求に基づく監査、市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査、共同設置期間の監査、例月出納検査、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査などがある。

市制施行以降の監査委員は資料編を参照されたい。

公平委員会

公平委員会は、労働基本権が制限されている地方公務員の代替措置の1つとして設置することができる。他の地方自治体と共同して設置することができる。

その職務は、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、及び必要な措置を執ること ②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること ③その他職員の苦情を処理することなど、公平な人事権の行使を保証するための準司法的機能を有する。委員の定数は3名で、委員から委員長を選任する。また、任期は4年である。

本市における審査請求の実績は、資料が残る平成期以降には、審査請求はなされていない。また、右の①及び③に関する実績もない。

市制施行以降の委員は資料編を参照されたい。

固定資産評価

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登載された価格等に関する不服審査の申し出を中立かつ専門的な立場からを審査し、決定する機関であり、委員は市内在住で市税の納税義務を負っている者の中から、市長が市議会の同意を得て選任する。委員の定数は、3名で、任期3年である。

平成15年度から平成30年度までの間に8件の審査の申し出がなされているが、いずれも「棄却」または申し出人による「取下げ」となっている。

市制施行以降の委員は資料編を参照されたい。

審査の申し出件数

平成15年度	1件 (棄却)
平成16年度	1件 (棄却)
平成20年度	2件 (取下げ2件)
平成21年度	3件 (棄却2件、取下げ1件)
平成24年度	1件 (取下げ)

2 市制施行記念事業等

百年記念式典

太政官布告によって片倉小十郎が幌別郡の支配を命じられた明治2(1869)年から100年目の昭和43(1968)年に、本市では「登別町開基百年記念事業」が実施された。

本事業は、9月19、20日の両日にわたって開催された。19日は登別大谷高等学校や日大高校、国鉄室蘭、陸上自衛隊第7師団のブラスバンドを先頭に、町三役、市議会議員、婦人会など500人が登別温泉からスタートして、登別、幌別、鷲別の4地区を祝賀パレードし、全町民とともに1世紀の星霜を祝った。20日には記念式典開催に先立ち、1チーム8名で構成された若者たちの駅伝大会が行われ、登別地獄谷から32キロメートルを駆け抜け、第1位のテープを切ったのは登別大谷高校チームだった。

午前11時から幌別中学校屋内運動場を会場に記念式典を開催した。この中では、次代を担う若者たち5名によって「登別町民憲章」が発表され、開拓功労者の片倉コウ、産業功労者の南タカと永田昌緯の計3名に感謝状が、町功労者表彰5名を含む66名に表彰状が贈られた。近い将来、「町」

から「市」へと一層発展していくことが力強く表現された記念事業となった。

- 1 修礼
- 2 開式の言葉
- 3 開拓物故者に対し黙とう
- 4 国旗、町章旗の掲揚
- 5 式辞
- 6 町民憲章の発表
- 7 決意の表明
- 8 青少年の誓い
- 9 登別町功労者表彰
- 10 感謝状、表彰状の贈呈
- 11 来賓祝辞
- 12 被表彰者謝辞
- 13 閉式のことば

また、記念式典のほか、百年記念事業として登別町青少年会館（現登別市青少年会館）、旧富浦生活館及び川上スキー場の建設や登別町史の編さん事業などが行われた。

市制施行記念事業

（元、10、20、30、40、45周年）

昭和45（1970）年8月1日、待望の市制を施行し、「登別市」となった。

役場前で、『登別市役所』の門標の除幕が高田忠雄市長の手によつて行われ、晴れて全国で570番目、道内で30番目の市となった。1週間後の8月8日には記念事業として、第1回幌別ダム湖水まつりが開催さ

れた。それから20日後の8月28日に開催された記念式典では700名が出席し、盛大なパレードが行われ、同時に第7回登別地獄まつりも開催され、市民総出で「市のはじまり」を祝った。

それから10年、昭和55年8月24日幌別小学校グラウンドで午前9時30分から市制施行10周年の記念式典が開かれた。昭和45年8月1日生まれの小学生3名が壇上に上がり、「未来に向かつて」という作文を朗読したときには、輝かしい未来を想像し、誰もが笑顔で聞き入っていた。あいにくの雨の中の開催ではあつたが、晴れ間を縫って1千人近くの人々が街なかをパレードし、沿道の市民とともに10歳の誕生日を盛大にお祝いした。

市制施行20周年記念の年は、平成を迎えて2年目の年だった。20歳という年齢を重ね、人間でいうところの「成人」であり、これからは青年都市としての歩みがはじまった。片倉家主従の幌別移住を契機とした白石市との交流も定着し、登別マリンパークニクスのオーブンによるデンマークのリング・ウイスリング両市との交流も始まり、文字通り国際観光レクリエーション都市としての発展も望まれるところであった。平成4年4月には、中登別町に伊達時代村のオーブンが予定されていた。観光都市として一層の進展を果たすべく、記念事業では登別の「鬼」にちなんで、全国津々浦々から「鬼」をシンボルとする市町村を一堂に集めた「鬼サミット」も開催され、「鬼」に象徴される観光財産をどのように広め伝えていくべきかなどが話し合われた。8月24日の鬼サミットには、京都府から大江町、秋田県から男鹿市、群馬県から鬼石町、岩手県から北上市、長野県から鬼無里村、新潟県から新穂村、これに本市を加えた3市2町2村の参加であった。

市制施行30周年の記念事業の実施にあたって、西暦2000年の区切りを迎える年ということで、実行委員会には「市制施行30周年記念・西暦2000年市民実行委員会」という名称を付け、2年前から委員会を発足させ、本市が企画する行事に市民が参画をするという行政主導の色を薄め、一から市民主体でつくりあげていく記念事業の実施を計画した。広く町内会等を通じて寄付金なども集められた。

市内48団体と市民の有志によって運営される組織は、

- ・自然イベント部会(登別の自然を体感してもらう『体感のぼりべつ』)
- ・ふれあい部会(出会いとふれあいの場を提供し、創作野外劇を行う『ハートtoはあとinのぼりべつ』)

・自然景観部会(美しい景観を写真におさめ、新たな『市内ガイドマップの作成』)

・まなび部会(市内全域をキャンバスにした『のぼりべつ市民大学』など4つの部会を作り、それぞれの部会で特色ある大きなイベントを企画した。

20世紀が終わり新たな世紀になっても、「登別市」が一層発展していくことを願い、平成12年1月23日開催のオープニングセレモニーでは、地元企業が製作したFRP製の大きな「たまご」がお披露目された。「登別」というまちの未来を支える子ども達がどのような夢を思い描いて大人になつていくのか、夢を蓄える「たまご」として見てもらうために制作されたものだった。ポストの投函口のように少しだけ空いた隙間に、それぞれの思いを込めたメモを投げ入れ、何年か後にその時の自分と再会することを喜んでもらえるタイムカプセル的なものでもあった。

そのため、この卵がふ化されることをイメージして、「鬼のたまご生

まれたよ」「夢の甞る街…のぼりべつ」がキャッチフレーズとなつて、1年の間、様々なイベント会場等の入り口に置かれた「たまご」は、夢や希望を書きつづった市民のメモが投函され、「21世紀の登別」へと夢を温めていった。

この年開催された主なイベントを列記すると、

・2月26、27日「体感のぼりべつ 冬イベント」旧札内小中学校で星空観察、雪中キャンプ、歩くスキー、冬の火花

・7月9日「体感のぼりべつ 夏イベント」登別海岸ものがたり ぼかぼかウォーク

・7月21日 登別市子ども議会 小学生、中学生37名が議場に集まり、議会を知ってもらうため、環境保全、交通安全対策等を議場内で質疑応答した。最後には希望に満ちた21世紀となるよう1人ひとりが学校や地域でみんなで考え行動していくことが決議された。

・9月2・3日 川上公園野外ステージで市民約240名が参加した「パラピッツのやつほう」という創作野外劇を登別で初めて上演した。あいにくの雨天だったが、最後は出演者全員で高らかに「翼をください」が合唱された。

・9月30日、10月1日 総合体育館にて「産業フェア2000in 登別」市内ばかりではなく白老、室蘭等から38の企業・団体が技術や製品を展示、地場産業の現況を市民に披露した。両日で約1万6千人が来場した。

などである。

平成22年、前回の記念事業から定着した市民が主体となつて、企画演

出をする市制施行40周年記念事業が行われた。7月31日、8月1日の2日間、市民会館をメイン会場に「第1回のぼりべつ元鬼まつり」が開催された。8月1日の記念セレモニーのあとには、北海道登別明日中等教育学校の生徒など約90人が出演をして、登別の歴史を振り返る創作劇などが行われた。また、姉妹都市の白石市からは、大坂夏の陣の際に真田信繁（幸村）が片倉小重郎重長に託した娘に関する音楽劇『阿梅物語』が披露された。30周年記念事業でタイムカプセルとして登別東インターチェンジの歓迎鬼像付近に埋められていたFRPの「鬼のたまご」が10年ぶりに掘り起こされて会場に運び込まれ、10年経つてついに「たまご」がふ化して開けられた。たまごの中からは、10年前に投函された多くの手紙などが出てきて、10年の歳月を振り返る行事なども行われた。

市制45周年を迎えた平成27年にも記念事業が実施された。

このときは、40周年と50周年の中間年ということで、少し控えめな開催となった。大きなイベントとしては、登別市文化協会が創立50周年を迎えたことや、海老名市と姉妹都市になったことを記念して、10月3、4日の両日、登別市民会館で白石市、海老名市と3市合同で芸能発表会を開催した。また、11月23日には会場を同じくして「夢フォーラム」が開催され、小学5年生から募集したポスター、まちの将来をつづった中学生の作文が発表され、その後、まちづくりを進めていくにあたり、より大きく飛躍するためには市民がどのような連携をしていくべきかなどについて10人前後でグループを作り、ワークショップが行われた。

3 総合計画

総合計画の策定

（昭和47年度～昭和55年度）

昭和44年、「地方自治法」が改正され、市町村はまちづくりを進めるために総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることとなった。登別町もまちをどのように発展させていくべきかの青写真を描き、設計書づくりを行うため昭和44年3月、「登別町総合開発計画」を策定した。この計画は昭和60年を最終目標年次とし、最終年次の昭和60年の人口を7万3千人と想定するものだった。目標達成に向けては、

- ・産業経済の振興（観光需要を的確に把握し、これに対応するため収容施設を再編成する）

- ・都市的環境の整備（住宅の配置、上下水道の整備、教育文化施設、社会福祉施設、防災等の生活環境整備）

- ・広域的な諸問題（高速自動車道の整備、道路網の整備等）

が課題され、その解決に向けて取り組んでいくといったものであった。

その後、市制を施行したことから、2年後の昭和47年12月、昭和47年度から昭和55年度までの期間を対象に「登別町総合開発計画」を見直し、「登別市総合基本構想」として市議会に提案するとともに、構想を実現するための「基本計画」を策定した。人口の急速な増加と工業化の進展によって、当時、いまだ整っていない都市環境基盤整備の拡充が求められるなど多くの課題を抱えていたことから、「登別町総合開発計画」を修正して総合的なまちづくりのビジョンと施策を示す必要があった。軽工業、酪農、都市近郊農業の復興、商業、観光地域の再開発、さらに上下水道の完備、公害、緑化対策など、都市環境整備を進めるため47年度

から55年度までの8年間に160億円の事業費をかけ、「美しい自然と平和な営みが調和する都市建設」実施に向けて、次の5つの柱を設けて市の将来計画の具体策を示した。

- ・ 快適な住いのできる生活都市
- ・ 明るく楽しくくらす健康都市
- ・ 未来に希望をもつ教育文化都市
- ・ 豊かな生活のできる産業都市
- ・ 不幸な人達に親切な社会福祉都市

町総合開発計画や基本構想で急がれていた社会生活基盤整備の一環として、学校施設では昭和45年に幌別東小学校、翌46年には若草小学校が開校し、47年5月には市立図書館が開館。11月には市内初の4階建て市営住宅を建設。49年には市役所の増改築、労働福祉センターの開設、西陵中学校の開校、養護老人ホーム「恵寿園」、肢体不自由児施設「のぞみ園」の開園、総合体育館の開館など、教育、文化、商工業、福祉、スポーツなど、様々な分野で着実に都市環境整備が進み、5万都市にふさわしい都市基盤づくりを実現していった。

登別市総合計画

(昭和55年度、昭和62年度)

市制を施行して初めて策定した「登別市総合基本構想」の最終年(昭和55年)を翌年に控え、昭和54(1979)年8月から新しい「構想」の素案づくりが始まった。新しい時代に対応した「まちづくり」をどのように進めていくべきか、まず、市民総意による構想実現のため、各種団体や連合町内会などに呼びかけ、市内9地区で「市民集会」が開催された。また、登別青年会議所主催による「生活環境市民懇談会」や同所による「生

活環境整備に関するアンケート調査」なども行われた。それらに続き、学識経験者、関係行政機関の職員、民間諸団体の代表者など委員50人で構成された「総合計画審議会」での実質審議が開始された。計画期間は、昭和55年度を初年度に昭和62年度を目標年度とする8か年と決められ、本市の将来像を「豊かな自然資源を活用し、多面的な性格を備えた複合都市」と描き、それを実現するため、次の5つの基本目標が定められた。

- ・ 長期的視野にたつた都市基盤づくり
- ・ 健康で快適な住みよい生活都市づくり
- ・ 安心して暮らせる社会福祉都市づくり
- ・ 豊かな人間性を育てる教育文化都市づくり
- ・ 市の発展を支える産業基盤づくり

これまでのまちづくりにおいて、2本の柱であった「観光」と「工業」に「学園都市構想」を加え、この3つの柱を中心に自立した複合都市を目指すべきとされた。計画では札内地区に誘致を進めていた日本工學院北海道専門学校は、昭和57年の開校予定とされた。また、市民要望の強い公共下水道事業の着手、市民会館建設、高速自動車道の開通、富岸土地区画整理事業、老人福祉センター、鉄南ふれあいセンター、カルルス・サン・スポーツランド、幌別ダム周辺を含むダム下の総合公園整備(郷土資料館、野球場、子どもの遊び場等)、都市公園などの建設が具現化すべき事業として計画に盛り込まれた。

この時代は、低成長、不況を抜け出し、土地神話が広がって、後の世にバブルとうたわれる昭和期最大の活況を呈したときでもあった。本市の人口も昭和58年まで増加を続け、美園、若草、新生、富岸方面に新市街地が形成され、有力企業の進出、大学の誘致、ゴルフ場の開設、大き

なアミューズメント施設の参入など華やかな噂が花火のように打ち上がり、前途は洋洋たるものがあつた。

多くの開拓民が移住してきて苦勞を重ねた札内地区に、本市内で最も近代的な建物が建ち、その中で前途を嘱望される若者がこれからの世の中を動かす「コンピューターを操作する授業などが行われる」という未来図は、本市は確かに観光と工業、隣町室蘭のベットタウンという特徴以外に学園都市としての個性も備え、多角的で複合的な近代的な都市づくりへ一步を踏み出していることを強く想像させた。

新総合基本計画

(昭和63年～昭和70年度)

昭和63年は「新生の年」として位置付けられ、観光振興のための大きな事業として水族館構想が実現化に向けて動きはじめた年だった。

しかし、順調な経済発展を遂げた日本の経済状況に添った形で進められてきた本市の社会資本整備事業ではあつたが、次第に陰りを見せはじめた日本経済は、停滞からより長い不況へと移行し、一向に回復の兆しを見せないことから、国庫補助金や負担金の減額、税収の伸び悩み等による収支不均衡などが課題となつていた。都市化を進める中での社会資本整備にかかる公共事業費用の増高は、借入金による資金調達が多かつたことから、返済額が膨らみ、既に財政の硬直化を招いていた。本市の財政を再建することが、将来への喫緊の課題として大きく注目されてきたのである。総合基本計画は、長期的展望に立つ必要があることから、不断に効率的な行政運営を心がける「中長期財政計画」と対で実施していかねばならなかつた。多くの市民から意見を聴取するため、10連合町内会(101町内会)と13の各種団体を対象に5日間にわたる「市民懇

談会」(昭和62年10月)が開催された。同時並行で「総合計画審議会」も各専門部会と全体会議で論議を展開していた。11月12日「審議会」から中浜市長宛に答申がなされた「新総合計画基本構想」は、12月開催の第4回市議会定例会に上程され、原案通り可決された。

昭和70年までのまちづくりは、時代の流れを見定め、「新しい成長の時代」と位置付け、次の5つの目標をまちづくりの柱に据えた。

- ・ 緑と清流のある快適なまちをつくる
- ・ 健やかで思いやりのある明るいまちをつくる
- ・ 豊かな心とたくましい人々の住むまちをつくる
- ・ 個性のある産業を育て活気みなぎるまちをつくる
- ・ 市民生活優先の明るいまちをつくる

新総合基本計画が策定された初年度の昭和63年は、市職員の汚職発覚に端を発し、市長の辞任にまで至つた事件があつた年になった。

市長辞任から1か月後の同年8月に市長選挙が行われ、当時胆振支庁長だった上野晃が圧倒的な支持を集めて4代目市長に当選した。新市長に求められた市民の声の多くは、まずは「市民が多く訪れ市民の役に立つ所」である市役所を「市民のために開かれた市役所」に再生させることだった。そして、まちづくりにおいては、「水族館構想」などの大型テーマパーク誘致による観光振興、企業誘致、公共下水道整備、商業活性化策の計画実施、新登別大橋、高速道路整備、総合福祉センター建設など、総合基本計画で思い描かれていた様々な事業を停滞なく実現させていくことだった。

JR登別駅前にオープンした北欧風の城を模した「登別マリンパークニクス」は、「登別」というまちの玄関口に建つたことで国際観光レク

リエーション都市としての質を高めることに成功し、登別伊達時代村、中国風庭園天華園と、テーマパークの開業が相次いだ。本市は奥行きを深めた観光地への転換を図ることによって、観光客入込数も伸ばし、平成4年には約446万人を記録した。

また、商業においては、人口増を続けていた富岸地区に平成6年3月、登別サティ（現・イオン登別店）がオープンし、これに前後して同地区に多数の店舗が出店した。同年12月には、中央地区に「登別中央ショッピングセンターアーンニス」もオープンし、沿道添いの「富士橋大通り商店街振興組合」による商店街近代化事業などと連携して相乗効果を生み出し、室蘭、札幌など市外の大形店に流れていた購買力を市内へ還流させることにも成果を示した。

総合計画（1996年策定）

第1期基本計画【平成8年～平成17年度】

平成8年度からスタートする第4次「登別市

総合計画」では、今までの総合計画の基本理念である「市民が主体となつてつくりあげる」ことを徹底的に具体化させるため、2年前の平成6年2月には、早くも市民、各種団体等総勢49名で組織された「のぼりべつまちづくり夢委員会21」を立ち上げた。同委員会では、市民の思いを直接総合計画に反映させるため、まず50年後の本市のあるべき姿を想像し、そこから逆にまちづくりの青写真を固めて行こうとする「構想づくり」からスタートし、4か月間にわたって熱心な議論を重ねていった。また、市民各層の思いを広く聴取するための市民アンケート、各団体、町内会アンケート、シンポジウムなどを通して様々な市民の意見も集約され、これらを一本化して「登別ゆめまち構想」という提言書にまとめあげて

いった。これは、50年後には本市がこうあってほしいという「理念」を構成するものであるが、同時に50年後の理想の姿にどのように接近してまちづくりを進めるべきかという、これからの10年間で照射し具現化するために必要な設計図となるものが「登別市第1期総合計画」だった。「登別ゆめまち構想」は「人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ」をキャッチフレーズとし、物語という斬新な手法で「将来の登別」を次のように語った。

50年後の登別。そこでは、次のような人たちが生活をしている。

- ・ 7歳を先頭に3人の子どもを持ち、「登別国際コンベンションセンター」に勤務し育児に奮闘する32歳の主婦。
 - ・ 妻を介護しながらスポーツやボランティア、旅行をいきがいとする75歳の男性。
 - ・ 銀行員であるとともにボランティアレンジャーとしても活躍する25歳の青年。
 - ・ 訪問看護ステーションで働いている45歳の看護師の女性（神奈川から本市のリサイクル運動を視察に来る主婦グループに事例発表をする予定）。
 - ・ 小学6年生の男の子（わんぱくふれあい日記を書きお父さんの日記と交換して読みあっている）。
 - ・ 登別の海洋牧場に勤務をしている52歳の男性。
- 彼らの日々の生活から、未来の登別がイメージされ、働く女性の子育てと仕事を両立させるシステムが構築されている

姿

・老人在宅介護を社会で支援するシステムが実現されている姿

銀行員として働きながら、自分のふるさとの自然景観を守る活動に生きがいを持って取り組んでいる姿

・市の処理センターでたい肥化されたゴミは農園広場で活かされ無農薬野菜の栽培につながっているなど徹底したりサイクル運動に取り組んでいる姿

・小学6年生の子どもの目を通した市にある文化施設や生涯学習施設の活用状況、子ども達のためのプログラムが充実している児童クラブでの活動の様子

・海洋レジャー基地があることから海洋牧場や遊覧観光、埠頭市場街での新鮮な魚類の販売や土産物品の販売など様々な企業が形成され就業先が確保されている姿
などが活き活きと描き出されている。

こうした「未来の登別」を構想し、実際に具体化するためには、様々な市民のライフスタイルや価値観が尊重され世代や性別を超えて「やさしさと共生するまち」となっていること。

・美しい環境で災害や事故がなく資源の再利用も進み環境づくりがすすんでいる「自然とともに暮らすまち」であること。

・基幹産業である観光は厚みと奥行きを持った産業へと発展をし、商工業、農業などと有機的な結びつきをより強くし、強い製品開発能力や新たな時代に即応した企業群などを生み出す「大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち」であること。

・高齢者やハンディキャップを持った人々にも使い勝手の良い道路や交通アクセスなどが提供でき、情報ネットワークも格差なく活用できる都市基盤整備が進んだ「調和の中でふるさとを演出するまち」であること。

・子ども達がすこやかに成長できる環境が整い、大人にとっても生涯学習の機会が多く与えられ、学校、家庭、地域が一体となった人づくりシステムが構築されている「豊かな個性と人間性を育むまち」であること。

ということが必須となる。

このため

- ・「交流と連帯のまちづくり」
- ・「調和と共生のまちづくり」
- ・「創造と挑戦のまちづくり」
- ・「共感と協働のまちづくり」

という新たな4つのまちづくりの視点を持って、今後10年間どのようなまちづくりを進めるべきかという総合計画が策定されることになった。

50年後の登別のあるべき姿を実現させるため、今後10年間の総合計画づくりを進めようとすると、この時代の経済背景は、平成9年11月に破たんした北海道拓殖銀行に象徴されるように、多額の負債に悩まされて設備投資がままならないばかりか、企業の合理化が先行して労働賃金は下降し、消費が大きく冷え込み身動きが取れない状況にあるという閉塞感の強い現実論が未来への行く手を阻んでいた。華やかな成功を収めたと思われた大型テーマパークにも不況の嵐が吹き荒れ、本市テーマパー

クの一角を占めていた中国風庭園天華園は閉園を余儀なくされた。今後、10年間の総合計画の具体的な実施にあたっては、借金に頼って公共施設の建設を列記するというハコモノ第一主義を改め、着実に借金を減らしながら本市の経営を出来る限り安定的なものにして、将来につなげていくという緊縮型の財政運営とならざるを得ないものになった。一番目前に迫った大きな事業は、環境保全に欠かせないクリンクルセンターの建設であったが、総額90億円を超過するという大事業であった。さらに、老朽化が著しい市民プールや火葬場の建て替えも急がれた。しかしその一方では、高齢化、少子化などによる社会保障等の膨張、国際化、高度情報化の潮流の中で、日々待ったなしで対応を急がれる事業も数多く控えていたことから、行政だけではなく、民間活力の導入、市民の積極的なボランティア参加など、文字通りの市民協働の実践が必須であった。市民総出で取り組まれた「市制施行30周年・西暦2000年記念イベント」や男女共同参画社会づくりの推進などは、市民がまちづくりに積極的に参画できる環境をつくることに貢献するものとなった。また、子育て支援拡充としての幼保一元化モデル事業が始められたり、在宅ケアセンターや高齢者のための介護施設の開設などが相次いだ。バリアフリー推進施策として公共施設にエレベーターなども導入された。市民個々の共助に向けた取組みとしては、平成7年からしんた21に机を置いて活動を始めていた「登別ライフケアを考える会」が活動の幅を広げ、平成10年に本市初のNPO法人「いぶりたすけ愛」を設立し、訪問介護サービスや福祉有償運送サービス、配食、仲間と過ごすサロン活動など多機能サービスを展開した。平成21年毎日介護特別賞、平成23年には福祉のまちづくりコンクール賞を受賞した。

この時期、地方分権時代の到来を告げるかのように、広域的な取組も本格化し、登別・虎杖浜・白老の漁業協同組合が統合して、いぶり中央漁業協同組合が誕生し（平成16年4月1日）、伊達、室蘭・登別の農業協同組合が統合し、伊達市農業協同組合（平成10年3月1日）として誕生した。白老町との間では「ごみ処理に関する協定」が結ばれ、同町のごみが本市のごみと一緒に処理されることとなった（平成12年4月1日から平成21年3月31日まで 再開は平成26年度から）。地域一体となった防災体制の確立にむけても、白老町との防災協定、幌別駐屯地の自衛官の防災会議への参画、室蘭市医師会、登別郵便局、室蘭・登別タクシー協会等との防災協定などの取組が進められた。

第2期基本計画

本市50年の大計として、「人が輝き まちが

【平成18年、27年度】

ときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ」

の実現を目指してはじまった総合基本計画は、平成17年度で1期目が終了し、平成18年度から平成27年度までの第2期基本計画の策定作業が始まった。市民主体で進める手法は変わることなく、まちづくりによせる市民の意向を確実に把握するため、市民2千人を対象に「市民ニーズアンケート調査」が行われた。平成17年2月には市民48名の参画による「総合計画第2期基本計画策定市民検討委員会」が設立された。これからの10年間をどのように実現させていくべきかを議論するため、テーマ別に「やさしさ部会」、「環境生活部会」、「クラスター部会」、「住みよさ部会」、「育み部会」、「まちづくり部会」の6専門部会が設けられた。「市民検討委員会」では、3回の全体会議と延べ26回にわたる専門部会会議で論議が重ねられ、平成17年12月、同委員会から「施策体系素案」と「提言書」

が提出された。その後、「素案」は「第2期基本計画」としてまとめられ、平成18年の市議会第1回定例会に報告後、策定された。

しかしこの時代、「平成不況」とも「失われた20年」ともいわれる長いトンネルに入った時代で、前年並みの売り上げ確保は難しく、消費の裏付けとなる賃金の上昇を期待することも難しい、将来に夢を描くことの出来ない閉塞感の強い経済環境が続いていた。

平成15年6月に閣議決定された「骨太の方針第3弾」において、具体的な改革工程が示された「地方財政の三位一体改革」は、国から地方へ税源移譲が行われるものの、補助金の削減と地方交付税の縮減が盛り込まれた、全国の地方自治体にとって厳しい財政運営を迫る内容であった。また、負債整理のための金融引き締めも不景気を加速させ、なお一層経済環境を冷え込ませていくこととなった。多くの市町村が厳しい懐事情を抱えつつも、少子高齢化社会への対応、進展する地方分権社会への対応、効率的な行財政運営の推進、民間活力の活用、情報通信技術の積極的な活用が求められることとなった。

本市は、この総合計画を特徴づけるため、わかり辛い行政の書類を「見える化」させようと努力し、施策ごとに目標と目標への接近度を計る指標を設定して数値化することで、実態として事業がどのように進んでいるのかを具体化させ、事業効果や達成度の点検を行う行政評価システムとの連動性を図った。

例をあげると、次のとおりである。

子育ての不安と負担の軽減に向けて

指標1 子育て支援センター数 基準値H16 1か所

目標値 H27 4か所

指標2 子育てに不安と負担を感じる保護者の割合

基準値 H16 44・1割 目標値H27 29割

魅力ある観光地づくり

指標1 観光客数(年間) 基準値H16 320万人

目標値 H27 4百万人

指標2 温泉宿泊者数(年間) 基準値H16 140万人

目標値 180万人

指標3 温泉宿泊率(年間) 基準値H16 43・75割

目標値 45割

指標4 2日以上の宿泊をする観光客数(年間)

基準値H16 1万人 目標値 H27 2万人

第2期基本計画の期間は、スタートして2年後に市長選挙を迎え、20年続いた上野市政が終わりを迎え、小笠原市政にバトンタッチされた期間でもあった。首長交代時に、約4千500万円の高額療養費不払い問題が明らかとなり、市役所組織機構の改善が大きな課題となった。停滞気味で推移していた人口も次第に減少となり、何時5万人を割りこむかという人口減少社会の到来が身近に迫っていた。さらに厳しい財政状況は依然として続き、地域住民が胸に秘める自分たちの地域活動を支えてきた様々な施設の改善新築は、ほとんど難しい状況にあった。

しかし、そうした中でも市民の行動力は活発で、平成20年11月、幌別地区に地域食堂「ゆめみーる」がオープンした。同施設では、地域食堂

のほかに子育てサロンなども開かれ、地元唄別のほかに鶯別など、他地区の住民も参加して運営している。

平成19年には北海道が、中学校と高等学校と区分されて行われることが多い中等教育を同じ学校で一貫して行う北海道登別明日中等教育学校を北海道内で初めて片倉町に開校した。市民活動を支える場所づくりでは、旧登別自動車学校跡の敷地と建物を購入し、「市民活動センターのぼりん」を設置し、市内の100を超える団体の活動拠点の1つとなっている。平成22年8月には地域住民に賛否両論があったものの地元雇用が10名以上を数え、地域住民が自由に活用できる地域交流室も設置された道営競馬ミニ場外発売所「Aiba登別室蘭」が若草町に開設された。

また、観光都市、国際観光レクリエーション都市としての面目を保つかのように、平成18年11月にはアメリカ合衆国自治領北マリアナ諸島サイパン市、19年6月にはデンマーク王国のファボー・ミッドフュン市、平成24年11月には中華人民共和国広東省広州市などと友好都市となり、国内では白石市の仲立ちによって神奈川県海老名市と姉妹都市を締結するなど、実り多い様々な可能性を秘めた文化交流の種がまかれた。

平成22年には、登別東町に知里幸恵の業績を伝える「知里幸恵 銀のしずく記念館」が開館した。

第2期基本計画

中間点検見直し

第2期基本計画の計画期間が5年を経過する平成22年度、計画の進捗状況や施策等の課題、今後の方向性を整理するため中間点検が行われた。

前半5年間の検証については、市民にとって施策や事務事業の効果や達成度の点検を行う行政評価システムとの連動を図り、施策ごとに指標

を設定してあることから、これらの数値をもとに事業内容を総合的に勘案し、計画はおおむね順調に進展していることが確認された。

しかし、その中でも「やさしさで共生するまち」においては、地域で支え合う福祉や男女共同参画などは進捗が低位と評価された。また、「自然とともに暮らすまち」では不法投棄問題や、廃棄物減量等が低位と評価された。「大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち」では観光客の減少、景気の冷え込みによる経済産業の悪化、雇用問題が低位とされた。「調和の中でふるさとを演出するまち」では景観に関する計画・制度が低位と評価された。「豊かな個性と人間性を育むまち」では市民の文化芸術活動や不登校児童問題が低位と評価された。

このため平成23年度以降の5年間で、将来にわたり本市を支える『人材を育むまちづくり』、経済の活性化を支える『人材が躍動するまちづくり』、地域活動がまちを支える『人材が活きるまちづくり』を推進することが改めて強調され、事業の優先度や緊急度を計りながら着実に計画を進めていくべきことが確認された。

そして、中間年を折り返した平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、防災体制の抜本的な見直しという大きな課題に直面することとなった。翌年11月には暴風雪によって送電線が倒壊し本市内が停電状態となり、3日以上電気のない生活を体験せねばならない地域も出てしまった。

夜は街灯もつかず真つ暗で信号灯も作動せず、警察官が道路の中心で手で自動車を誘導し、本市内の商店もランタンやろうそくを灯して営業するほかなかった。温泉街も同様に停電したため、照明や暖房もとれないことから、予約のキャンセルが相次いだ。市役所も電源が落ちたままパソコンを起動することができず、発電車によって、かろうじて数台

のパソコンを起動することができるような状態であり、諸手続きもままならない状態であった。また、高層の公営住宅では電動ポンプが動かなかったために水道が止まり、市職員が給水ポリタンクを持って4階まで飲用水を運ぶなどの応急対策に迫られた。3日間の停電の後、死亡者もなく無事に普段と変わらない生活に戻ることが出来たが、いつ私たちが襲うか分からない様々な災害について、急いで対応すべきことが目白押しとなり、保育所、幼稚園、小中学校、町内会、種々の福祉施設などでは今までの倍以上の緊急避難訓練が繰り返され、普段からの防災意識の醸成が進められた。

第3期基本計画

【平成28年～37年度】

平成28年度から始まった第3期基本計画は、基本構想策定から20年が経過し、大規模災害の発生や高まる新エネルギーの活用必要性、急速に発展する情報通信技術など、予測とは異なる様々な課題が新たに発生するなど、状況的にも大きな変化をもたらすこととなった。

これらの変化を敏感に受け止めるため、改めて「登別市」に対する満足度を聞く「まちづくり意識調査」が実施され、平成26年3月25日には市内で自発的にまちづくりを実践する団体等から推薦を受けた33名と、一般公募で応募した市民8名の計41名による「総合計画第3期基本計画市民検討委員会」が発足した。同委員会では、「ぬくもり部会」、「防災・環境部会」、「産業躍動部会」、「都市調和部会」、「育み部会」、「まちづくり部会」の6部会に分かれて、1年5か月にわたり計84回協議検討が重ねられた。また、平成23年の地区懇談会から始められた「地域とともに描くまちづくり」をテーマとした協議も3年、4年と積み重ねられ、地

域の人々が思い描くアイデア資料として、市民検討委員会の中でも大きな関心事として捉えられた。この中には、JR登別駅前周辺整備（物販、食堂、観光案内）という大きなものから、北駅前通りに100㎡間隔で木製ベンチを置くなどというアイデアまで、多くの事項が提案されている。こうした検討協議の後、平成28年3月に第1回市議会定例会に上程し、承認された。

計画初年度の平成28年度は、本市としても久方ぶりの大型プロジェクトとして、鷺別小学校の校舎と体育館を改築した。設計前から地域住民との協議が重ねられる中で構想がまとまり、教育機関としての機能はもとより防災上の観点からも、非常用食料など防災資機材を備蓄するスペースなども設けられた。また、放課後の児童の集合場所を確保するための児童センターを併設するなど、新たな時代にふさわしい複合的な施設となつて生まれ変わった。

喫緊の大型事業としては、登別支署と登別温泉支署を統合した「消防署東支署」が、いよいよ令和2年10月に中登別町の道道洞爺湖登別線と道道倶多楽湖公園線の交差点隣接地に供用開始される。

また、今後のまちづくりを進めるうえで、財政難を理由として見送られてきた市役所庁舎の建て替え、JR登別駅のエレベーター設置等についても、具体化に向けた協議が進められていくこととなった。

4 行政改革

行政改革への取り組み

本市は広い行政面積を持ち自然に恵まれた豊かな地ではあるが、市街地の形成が4つ

(鶯別・幌別・登別・登別温泉)に分かれて進展してきたことから、1地区に公共施設を集約することができず、4地区に分散した投資を行う必要があった。市制を施行し、人口5万人を超えながらも、1千人規模の公演やコンサートを実施できる文化ホールを持たなかったり、全国有数の観光地でありながら、その温泉地区に講演会やセミナーなど大人数を収容できる会議場を持ってない、総合公園、下水道整備が進んでいないなど、都市化のための社会資本整備への遅れが大きな懸案であった。これらを整備するためにはより多くの投資を必要とするが、経済が停滞を見せはじめると、国は地方自治体への財政出動の引き締めを図ったことから各市町村とも財源の捻出に苦労するようになってきていた。このため、昭和50年代後半からは、行政コストを一層引き締めるといふ緊縮財政が財政運営の柱となり、国・地方を通じて行政改革という言葉が広く流布することになっていった。

昭和60年1月、自治省(現総務省)から各自治体へ「行政改革大綱」を策定するよう通達が出された。本市では、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を立ち上げるとともに、市内の団体等の代表者50名による「行政改革懇談会」を設置して、今後の行財政運営について論議を行った。組織機構の見直しや職員定数の削減、退職金の削減、給与の見直し、業務の民間委託などの方針が示された。また、各団体への補助金等についても一律10%削減することが示された。

行政改革の断行は、一過性のものではなく、常に単年度で5億〜6億円の財源不足を招きかねない本市の財政状況においては、次第に必須のものとなってきていた。

平成6年12月には、市民の代表20名による「登別市行政改革推進委員

会」が立ち上げられ、7年2月には「登別市行政改革基本方針」がまとめられた。

「基本方針」に基づき策定した実施計画(計画期間…平成8年4月〜13年3月)では、次の6つの重点項目が定められた。

- ① 事務事業の見直し
- ② 時代に即応した組織・機構の見直し
- ③ 定員管理及び給与の適正化推進
- ④ 効果的な行政運営と職員の能力開発などの推進
- ⑤ 行政の情報化の推進などによる行政サービスの向上
- ⑥ 会館など公共施設の設置及び管理運営

これらの取組から、札内小中学校(平成10年)は幌別小学校、幌別中学校へ統合、登別温泉小学校(平成19年)、登別温泉中学校(平成16年)はそれぞれ登別小学校、登別中学校へ統合となった。また、幼保一元化事業推進のため、登別、富浦、登別温泉保育所を登別保育所に統合し、民間委託とした。若草幼稚園は平成15年3月、富士、登別温泉の両幼稚園は平成17年3月に閉園した。

その後、時代の動向や市民ニーズの変化を的確にとらえるため、平成22年12月に基本方針は「登別市行財政プラン2010」と名前を変え、具体的な取り組みや実施年度を定める実施計画は「登別行財政改革実施プラン」とした。

少子高齢化に伴う社会保障費等の膨張、人口減による税の減少、市内公共施設の老朽化、自然災害に備えるべきインフラ整備など財政負担増が見込まれる中、健全財政を目指した都市経営のあり方について基本方針を次の3項目とした。

1. 協働によるまちづくりの推進

2. 堅実な行財政運営の推進

3. 健全な財政基盤の確立

全職員が強い自覚と主体性を持ち、その進捗状況や成果を計画立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルによる点検・見直しを常時繰り返し行い、行財政改革を着実に推進すべきものとしている。

最初に行政改革が叫ばれた頃から35年を経過し、職員の机上からはパソコンが消え、現在、職員一人一人の机上にパソコンが置かれる時代となった。手書きの伝票も消え、業務もOA化が進み税務処理や財務会計システムなどは室蘭市、伊達市などと同じシステムを使用し、平成20年1月から効率的な費用軽減が図られている。これは職員数の推移にも表れており、585名(昭和55年)から平成26年度末には432名と153名まで減員されている。市民参画、市民との協働による行政システムの構築を目指し、民間にできる事業は民間へと移譲され、町内会などの自治団体も防災活動の強化に努めることとなった。町の美化を含む環境保護、介護、福祉、育児などの分野におけるNPO法人等の活躍、ボランティアの事例も多く見受けられるようになり、「新しい公共」ともいえる時代を迎えている。

行政機構の変遷

現在、本市の行政機構は5部(総務、市民生活、保健福祉、観光経済、都市整備)、教育委員会(教育部)、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局によって構成されている。部の下には、それまで「課」

と呼ばれていた組織が、平成17年度4月1日の機構改正で「グループ制」が導入され、総務課であれば総務グループ、市民課が市民サービスグループなどとなった。グループ制導入は、課、係の縦割りを止め、突発的に増大する業務や複合的な行政ニーズに機動的な対応をするために実施されたものである。

行政機構も時代の趨勢に大きな影響を受け、様々な変化を遂げて今に至っている。

昭和30年頃から昭和50年代にかけて、町から市へと変化を遂げていった時代、機構はいたってシンプルで総務部(総務課、税務課)、民生部(住民課、水道課、戸籍室)、開発部(建設課、産業観光課)、収入役直轄で出納係、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会という構成だった。そして、市制施行後の大きな機構改革は昭和46年6月1日に実施され、現在に近い細分化が進み、総務部(総務課、財政課、企画課、税務課)、民生部(衛生課、市民課、福祉事務所)、建設部(建築家、都市計画課、区画整理課)、経済部(観光商工課、農水産課)、福祉事務所、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会、水道部、消防本部、会計室の17課1室となった。市民の声が広く反映されるよう、広聴広報課が開設されたのは2年後の昭和48年である。

昭和50年代から昭和60年代、平成前期は、人口5万人を超えた地方中堅都市にふさわしく、道路整備や橋梁工事、排水路整備、市内各地区の集会施設建設などが進むとともに大雨災害が幾度となく襲い、職員は災害復旧、治山事業などに追われ、不眠不休で災害復旧の設計書などを作成していた。また、昭和54年度には建設部の中の開発課に下水道係が発足し、事業のスタートに向けた準備が整えられていった。そして、市と

しての成熟度を一層高めるため、昭和55年4月1日の機構改革では、市の基軸産業である観光の一層の振興を目指し、市庁舎を出て観光最前線の登別温泉に観光部を開設した。また、総務部には学園都市建設本部を立ち上げ、観光と工業にもう一つ「学園都市」という機軸を増やそうと、大学等の誘致活動を本格化させることとした。昭和56年6月30日には、観光、工業、学園都市という複合都市形成に向け、より積極的に事業の進展をはかるべく助役を2人体制とした（昭和60年8月1日まで）。そして昭和57年4月、「日本工学院北海道専門学校」が開校し、524名の若者が入学した。また、この時代はバブル全盛ともいわれるように、企業の積極的な投資活動が図られた時代で、これを受け本市は、学園都市構想ばかりではなく、地域全体の振興を図るべく学園都市建設本部を「地域開発本部」へと統合し、観光産業や企業などの誘致活動も積極的に推し進めていくこととした。日の目は見なかったが、明星大学、日本航空学園、そのほかにも登別への進出を打診する有力企業もあったという。

この機構による具体的成果が「登別マリンパークニクス」と「中国風庭園天華園」で、平成4年に本市を訪れた観光客は、初めて4百万人以上の万台を突破した。

また、はまなす国体（平成元年開催）のバトミントン大会の主催地となったことから、昭和60年10月1日には総務部の中に「国体準備室」が設けられ、執務室は、道央自動車道の建設工事が行われていた際に日本道路公団が登別事務所としていた建物（桜木町）が充てられた。実施年度には、「国民体育大会推進本部」へと名称を変えた。

様々な事業に取り組んだこの時期の職員数は、昭和45年度の400名

弱から昭和50年代には600名を超える職員数となっていた。

右肩上がりの経済が続き、華やかだった昭和期が終わり、平成5年頃になると地方自治体の多くが景気の低迷、人口減、少子高齢化、社会保障費関連の増に課題が集中しはじめ、緩やかな下り坂が続き、機構改革にもそれが如実に現れ、一転して採用を控え、昭和60年度を境に職員数も600名を切り、縮減策へと転化されていった。平成5年度の機構改革で社会福祉や市民窓口業務、保健業務、環境保全業務などを福祉部、民生部などの名称で一括していたが、より細分化して対応することを求められることとなった。民生部は市民生活部（市民窓口業務、環境保全、国民健康保険、国民年金等に関する業務）と地域医療や健康づくりに関する業務、各種福祉事務を行う「保健福祉部」の2部に分離した。

平成7年には、厳しさを増す経済状況に対応するため、簡素で効率的な行政運営を目指して総務部に「行政改革推進室」を設置した。そして、この年の12月には教育委員会に翌年3月の設立を目指し、「文化・スポーツ振興財団設立準備室」が立ち上げられた。

平成9年度の組織機構の改編では、総務部企画調整室を廃止して企画広報室を設け、広聴広報係を総務部から吸収した。同室は企画調整部門と企画広報部門に分かれ、新たに男女共同参画ビジョンの計画推進のための職員も配置されることとなった。また、総務課の中に新たに「国際交流室」を設け、民間レベルで進んでいたデンマークとの交流を深め、東南アジアからの観光客誘致作戦にも幅広く対応することとした。環境対策では、環境衛生課にあった減量対策係をリサイクル推進室へと改称した。

平成11年4月1日には、総務部へ「財務会計システム準備室」を新設

して電算化システムの導入による事務の効率化を目指し、介護保険制度の導入に対応するため福祉対策室を「介護保険推進室」、教育では生涯教育推進室を「生涯学習推進室」へと名称変更した。平成13年度の機構改革では、財務会計システムの本格稼働に合わせ、「会計室」を収入役直轄へと変え、時代の課題となっているIT関連事業の進展を図るため、総務部に「情報推進課」を新設するばかりではなく、この課の中に企画広報室が担当していた広聴広報業務を吸収させ、企画広報室と行政改革推進室を廃止し、「企画課」一課へ減課させた。この年、保健福祉部介護保険室主幹として登別初の女性管理職が誕生した。

この時期、一層の職員数削減が行われ、平成13年度の566名から17年度には513名となった。

平成17年度の機構改革では、退任した収入役の後任は置かず、助役の兼務とし、この年に「財政部」も廃止して総務部に統合、税務関連は税務課と収納課を統合した「税務グループ」が市民生活部に移管した。また、水道部と建設部も統合して「都市整備部」となった。さらに、課の再編なども進み、障害福祉課と高齢介護福祉課が「高齢・介護・障害福祉グループ」に、保険年金課は「国保・年金グループ」となって市民生活部から保健福祉部へ移管、児童家庭課は「子育てグループ」に名称変更、総務部の人事課と行政管理課は統合して「人事・行政管理グループ」となった。平成18年の機構改革の一環として、滞納防止対策の強化をめざし、市営住宅の家賃や学校給食費を含めて、所管を税務グループに一本化した。このような部やグループの統廃合を進めた結果、平成19年度には職員数が500名を切り、489名となった。

平成20年代は、いわゆる団塊の世代といわれた人々が退職を迎え、一

層の職員減が予測される時代であった。平成24年度には450名を切り、平成30年度には432名となっている。業務の内容もOA化が進み、簡素率の高い事務運営が進んできたが、職員についてはより一層の高度な業務への対応を求められ、市民のために常に資質を磨き、研修等によって広く知識を深めていくことが求められている時代となっている。近年の組織機構改革では、平成27年度に市民生活部内に「市民協働グループ」を新設し、住民活動の支柱となっている町内会活動の窓口が、それまで所管する事務に応じて各グループに分かれていたのを市民協働グループに一本化と支援体制強化を図ることとなった。

平成28年4月には、観光経済部の商工労働グループと農林水産グループが本庁舎から、観光振興グループが登別観光会館（登別温泉町）から登別中央ショッピングセンターアーニス2階に移転した。

5 行政の主な取組

ふるさと創生事業

ふるさと創生事業は昭和63年から平成元年にか
け、国が地方交付税不交付団体以外の全市町村
に対し、それぞれ1億円を交付した地域活性化政策である。

本市は、実施にあたり市民からアイデアを募ったところ148件の応募があり、「登別十大まつりの創設」、「手づくりいかだ競争」、「鬼の展望台」などのアイデアが寄せられた。本市は、これらのアイデアも参考としつつ、地域活動やまちづくりイベントなどに積極的に貢献している方々50名に呼びかけ、「ふるさと創生事業推進会議」を立ち上げてもらい、その中で市民と行政が一体となって最善の使い道を決めていくこととし

た。

平成元年5月19日に開催された「ふるさと創生フォーラム」には約140名の市民が参加し、4つのグループに分かれ、様々な論議を集約して「人材育成」、「国際交流」、「花いっぱい運動」、「本市特有の多雨気候の積極的活用」などの提案を行った。また、その論議の中から、「1億円をシンボルとしてまちづくりの話し合いをもっと深めていくべき」との意見も出された。

「ふるさと創生フォーラム」は、単に「ふるさと創生事業」の方向性を論議するばかりではなく、多くの論議を積み重ねた中から、北海道クロスカントリーレースの開催や、現在の「ふおれすと鉱山」につながる鉱山の公園化提案、福祉を協議の中心に選んだグループは、後に神戸を視察して「しんた21」の建設に意見反映させるなどの成果へつながって行った。

こうした話し合いから本市は、まちづくりを考える良い契機として「いきいき人とまち基金」として積み立て、平成元年の事業としてはその一部を取り崩して「人材育成事業」に活用することとし、そしてこの事業を円滑に進めるため、貴重な意見を提言した市民を中心として「いきいき人とまち推進会議」を立ち上げ、事業の具体策について再度協議を重ねていった。その結果、「まちづくりは人づくりから」という観点から人材派遣事業など、個人やグループが国内外で研修する費用として使っていくことが提案された。まちづくりを語る市民の熱意は、ふるさと創生事業を通じて、市の総合計画策定のための「のぼりべつまちづくり夢委員会21」にもつながっていった。

そして、人材育成のための具体的な事業として候補に挙げたのは、

この頃、本市ではJR登別駅前に登別マリパークニクスがオープンし、「ニクス城」のモデルとなった「イーエスコウ城」のあるリンゲ市と、その隣のウイスリンゲ市（両市は平成19年に合併してファボー・ミッドフュン市となった）との交流であった。前途有為な若者が早い時期に外国の文化に触れることは極めて有意義な人材育成につながるものと考えられることから、本市内の中学生をデンマークに派遣するための費用に平成4年度から充てることとなった。平成21年度には新型インフルエンザの流行によって小中学校の学級閉鎖などが相次ぎ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大から派遣事業は中止となったが、その年以外は毎年市内中学校から各1名ずつ、全体で5〜6名の生徒が参加してデンマークを訪問しており、平成22年度までの約20年間で総数156名がデンマークに派遣された。この事業に参加した中学生は、帰国すると早速自校で研修成果をレポートにして提出、校内の報告会で発表することになっている。また、全員のレポートを集め、1冊の報告書を作成している。彼らのレポートの中には、福祉や文化、教育システム、環境対策などについて、デンマークから学ぶことが数多くあるという報告がなされている。また、「今の英語能力ではまだまだ会話からは程遠いということを思い知らされた」、「1週間弱の旅行ではあるが、遠く家族から離れたことで改めて家族の絆の暖かさに触れた」、「将来再び外国を訪れたい」などの希望や、「現地で暖かな親切を受けたことから登別を訪れる外国人の人たちに恩返しのためにも親切にしたい」などといった思いが報告されている。

通称「ふるさと創生1億円事業」は、全国市町村に金の延べ棒や記念館、健康ランド、道の駅建設というハコモノ、映画祭や文学賞などのイ

ベントと特色ある事業をおこなったが、本市は20年という長い期間をかけ、人と人の交流という無形財産を残すことに努めてきた。

登別市土地開発公社、(株)登別振興公社

登別市土地開発公社

戦後の経済復興期と、それに続く約20年間の

高度経済成長期は、全国の地方自治体に様々な社会資本整備の実施を迫っていた。

これらの動きを踏まえ国は、昭和47年9月に「公有地の拡大の推進に関する法律」を施行した。

それを受け、本市も昭和48年2月 地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、本市が全額出資（1千万円）して「登別市土地開発公社」を設立した。

当時は、おしなべて経済が順調に推移し、地価の上昇率が高いことから、公共施設整備に必要な用地を確保するに際しては、事業実施時に直接購入するのに比べ、公社が前もって取得し、その後、本市が取得価格に経過利息等を加えて買い戻すことの方が、本市の財政負担が軽減されるというのが公社設立の目的であった。

保育所や老人憩の家、最終処分場、市民プール、登別マリナーパークニクス等の用地を先行取得し、本市は事業実施の際にそれらの用地を買い戻して活用を図った。

また、昭和50年代には、企業誘致や人口急増に対応する政策を実現するため、川上工業団の造成など公社による独自事業も展開し、市の都市整備の実現に努めた。

公社が用地を取得する際の事業資金は、本市の債務保証により得た民

間金融機関からの借入金である。一方、金融機関へ返済するための資金は、公社の独自事業により得た土地の売却収入の他は、市から先行取得を依頼された用地の買戻金である。

しかし、当時の本市は急激な人口増に対応する公共施設の整備を優先するため、用地の先行取得を依頼したものの、その後の買い戻しが出来ない状況にあった。買い戻しが進まない事態は、当然のことながら公社の経営に悪影響を及ぼした。公社は借入金の返済に窮し、経過利息だけが次第に膨らみ、平成5年度末の債務額は32・6億円に達した。

本市は、平成6年度以降、何とか債務が膨らまないように各年に発生する利息相当分の土地を購入するとともに、毎年度の財政状況を勘案しつつ買い戻しを行っていたが、具体的に公社精算の検討に入った平成24年度末における債務残高は約26億円となっていた。

公社が平成24年度末時点で保有していた土地は、昭和48年の設立当時から昭和59年までに取得した土地が全体の3分の2を占めていた。公社が所有している状態のまま、本市により供用が開始されている土地、いわゆる供用済土地といわれるものの殆どが同時期に取得したものであり、土地の取得後から既に29年以上、長いもので40年が経過していた。

こうした地方公社や第3セクターの経営悪化問題は本市だけではなく、全国的な地方自治体が抱えている問題でもあった。

その対策として国は、平成21年4月1日の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行に併せ、地方自治体が公社等の抜本的改革に取り組むことが出来るよう、時限的な起債メニューである「第三セクター等改革推進債」（二七セク債）を設けた。

「三セク債」の制度創設時から活用の可能性を探ってきた本市は、長

年の懸案であった土地開発公社問題に決着を付けるべく、平成26年3月に償還年数10年間の条件で25億4百万円の発行に踏み切り、公社の借入金金融機関へ代位弁済を行い公社の債務解消を図った。

また、地価の下落が続く現状において、先行取得のメリットがないことと、それを主な業務としていた土地開発公社は、その使命を終えていることから、北海道の解散認可を受け平成26年3月末をもって解散した。

(株) 登別振興公社

昭和51年5月、本市は人口急増に伴い需要の高まっていた公共施設の整備を行うため、登別観光協会、登別商工会議所、市内の農協、漁協など6者に出資要請をして、第3セクター「株式会社登別振興公社」（資本金…2千万円）を設立した。

小中学校の校舎や体育館の先行整備の他、市道の舗装・排水整備や小中学校等の備品購入・公共施設の営繕など、主に国・道の補助金や起債の対象とならない事業を本市に代わって実施するためだった。

振興公社の事業資金は民間金融機関からの融資で対応し、その返済は本市からの代行業業に対する償還金で行うという方法で、事業内容は違えども、土地開発公社の仕組みとほぼ同様である。本市は公社に対して7年間（元金は2年間据置、その後5年間で償還）で支払いをする契約である、

公社が昭和51年度から57年度までの7年間にわたり行った事業量は、毎年4億円規模、総額で29億円強に及んだ。

昭和48年からスタートした「上鷲別東部地区土地区画整理事業」の効果もあって人口が急増する中、市内各地域で小中学校の新增改築が必要

とされていた。

当時は、第2次ベビーブーム世代の団塊ジュニアたちが小学校へ入学、中学校へ進級する時代で、全国的にも学校整備はラッシュ時期であり、補助金も順番待ちの状態であった。

したがって、文部省の義務教育施設整備に要する国庫補助・負担金が採択されるまで数年かかるケースもあったことから、子どもたちには早く学びの場を確保するという意味においては、公社による先行整備は市民生活に役立つ重要な事業であった。また、小中学校の校舎や体育館の先行整備は、補助事業として採択された段階で国庫補助金と起債を財源に市が買い取りを行うわけであるから、その時代の手法としては有効な手段であった。

しかし、それ以外の単独事業に関しては、公共施設の整備と建設業を中心とした市内経済の活性化には役立つたものの、本市の財政構造からして公共事業のやり過ぎの感は否めず、元金償還が始まる数年後には返済に窮してしまうのであった。

本市は、公社・金融機関と協議を行い、元金返済を猶予してもらいながら返済条件の変更で当座をしのいだものの、昭和57年度をもって公社としての事業を停止せざるを得なかった。この時点での債務額は約30億円に膨れあがっていた。

中浜市長3選後の昭和62年に、ようやく一部償還が開始されたものの、その翌年に一職員の収賄から端を発した汚職事件による職員と助役の逮捕。そして、中浜市長までもが監督責任をとり任期途中で辞任するなどして市役所内が混乱したことから、しっかりとした返済計画の検討に手が付けられたのは、上野晃が市長に就任した翌年、平成元年のことであつ

た。

上野市長は、厳しい財政環境の中にありながら、道庁時代に鍛えた巧みな行政手腕を振るって、翌年から返済を開始し平成11年9月末に約24億円を完済したのである。

一時期、本市の財政運営に大きな影響を与えた株式会社登別振興公社は、同年12月6日に臨時株主総会を開き、公社の清算を全株主が承認し同日付で解散した。

姉妹都市、友好都市

昭和42年1月、岩倉町長が白石市長と懇談して歴史的なつながりを確認した後は、主に各種団体など民間レベルでの交流が重ねられ、昭和58年10月、これらの地ならしが結実し、本市と白石市は「姉妹都市」となった。

両市は現在に至るまで、文化、スポーツ、教育などの分野で交流を深めてきた。本市の「幌別地区手づくりまつり」や白石市で開催される「白石農業祭」などで両市の名産品などが販売され、本市民にとっても白石名産の「温麺（うーめん）」はお馴染みのものとなっている。

白石市は、本市の他に神奈川県海老名市とも20年以上にわたり交流の歴史があった。海老名市に本社がある繊維会社の工場が白石市にあったことなどがきっかけである。平成20年11月開催の白石市農業祭において、白石市長仲介のもと、本市と海老名市の両市長の懇談の場がもたれ、交流の輪を広げる方向で話がまとまった。平成22年4月に海老名市から消防車5台の寄贈を受け、その返礼として本市からポニー2頭を贈呈した。

平成22年4月、非常時に備え3市で「災害援助協定」を締結し、23年4月には、「トライアングル交流宣言書」に調印し、「家族、姉妹、兄弟、



登別市・海老名市姉妹都市提携盟約調印式

た数多くの食糧品や使い捨てカイロの送付は、3者の固い友情の証しであった。

平成27年5月、白石市長立ち会いのもと、海老名市との間で「姉妹都市」盟約を締結した。

昭和43年、全国32か所の人口3万人以上の町で「新市制実現期成会」を結成し、市に昇格できるよう国に働きかけを行った。その際に、本市のほか福生市、守山市、新潟県豊栄市（現新潟市）、三重県久居市（現津市）、山口県新南陽市（現周南市）の当時6町が先頭に立ち、強力に運動を展開した。

その縁で、6市は10年後の昭和55年「新市制実現都市連絡協議会」を設立、平成8年に現在の名称である「新都市連絡協議会」に改め、平成13年「友好交流都市協定」を結んでいた。しかし、平成の大合併などで

友達」のような関係を築き、積極的に交流していくことを宣言した。海老名市からは、毎年200名を超える訪問団が本市を訪れ、日本工学院北海道専門学校向かいの「交流の森」に桜を植樹した。

3市の交わりは、お互いが苦しいときにこそ絆の強さが発揮され、東日本大震災における本市と海老名市からの白石市への救援物資支援、見舞金の送付、本市の大停電時に白石市、海老名市から送られ

3市が抜けたことから、平成20年11月20日新たに本市、福生市（東京都）、守山市（滋賀県）の3市で「友好交流都市協定」を結び直し、現在に至っている。

協定では、いずれかの市域において災害が発生した場合に相互の応援態勢をとるとともに、恒久的な友好関係の発展につとめることが明示されている。また、3市の間で職員による派遣研修などの人事交流も実施されている。

国際交流の進展

観光都市・登別は戦前、情緒あふれる温泉街から
の脱皮をめざし、大浴場を備えた近代的なホテル
へと生まれ変わる旅館が相次ぎ、「東洋一の温泉地」という宣伝文句を掲げていた。戦後、経済が落ち着き続々と観光客が押し寄せてくるようになると、ホテルの近代化、大型化が一層進み、世界でも知名度の高い温泉観光都市といわれるようになっていった。このため、昭和61年3月末、本市は、生活を楽しみ、心身を健やかに明日への活力を求め、世界の人々が集いあう理想の温泉郷となることを目指して、「国際観光レクリエーション都市」を正式に宣言した。平成2年、その宣言を具現化するように、温泉の玄関口であるJR登別駅の隣接地に北欧デンマークにある「イーエスコウ城」をモデルにした「ニクス城」が建てられ、水中トンネルの中では優雅にエイが泳いでいるという幻想的な「水族館」の登別マリンパークニクスがオープンした。平成4年には、中登別町に江戸時代の武家屋敷などを再現した「登別伊達時代村」、上登別町には中国清朝の宮廷建築様式をモデルにした「中国風庭園天華園」などのテーマパークが相次いでオープンした。中でも登別マリンパークニ

クスの開設は、オープン時、リンゲ市のミッドフュンズ高校の生徒たち52名が訪れ、合唱を披露するなどしたことから交流の気運が高まり、2年後の平成4年夏、本市内の中学生7名がリンゲ市を訪問し交流を行った。

その後、リンゲ・ウイスリンゲ両市の青年が本市を訪れて1年間研修するなど、相互交流研修が毎年実施されるようになっていった。民間レベルでの研修員の受け入れ（ホームステイ）も積極的に行われ、平成8年6月には「登別デンマーク協会」も発足、平成9年には「リンゲ・ウイスリンゲ両市」との「友好の絆（Bond of friendship）」も交わされた。会員の相互交流、お互いの町を知るための理解講座など、種々の事業が行われ、こうした積み重ねが平成19年リンゲ・ウイスリンゲが合併をしてファボー・ミッドフュン市となった後も、改めて「友好都市」の契りが結ばれることとなった。

また、平成17年4月に当時のサイパン市長ホアン・トゥデラ氏から、「友好都市となり雪を知らない子ども達に雪を見せてあげたい」という要請を受けた。18年11月、本市は30名の公式訪問団を組織してアメリカ合衆国自治領北マリアナ諸島サイパン市を訪れ、友好都市の署名式を行った。ホップウッド中学校の生徒が道路清掃などのカンパで資金を貯めて本市を訪問したのは、2年後の平成20年2月だった。6名の南国の中学生が訪れ、市内小中学校を訪問して習字を学んだり、両地域の伝統芸能を披露するなど、言葉の壁を越え交流した。トゥデラ市長が望んでいたカールス温泉サンライバスキー場での初めてのそり遊びでは、最初は慎重だった子ども達もなれるにしたがって山の高い所まで登って行き、歓声を上げて、一気に滑り降りるなど、初めて触れる雪を満喫していた。ホッ

ブウッド中学校の生徒は、その後も平成21年、22年に計28名が本市を訪れた。

現在、中国をはじめ多くの外国人観光客が本市を訪れている。登別温泉の関係者は、賑やかな夏場と比べ冬場はせいぜい湯治客が訪れるのみの静かな温泉町であったものが、多くの中国人観光客が訪れるようになったことから、季節に関わりなく通年化して観光客が来るようになった。特に1月末から2月中旬にかけて、中国は「春節」という旧正月を祝う行事があり、連休が続くことから、この時期に本市に大勢の観光客が押し寄せている。JR登別駅に特急列車が停まるたび、40～50人の観光客が重いキャリーバックを引きずりながら降り立ち、温泉まで行く道南バスが2台、3台と増発される程である。ここに至るまでには、登別観光協会（現・登別国際コンベンション協会）が中国広東省広州市の「国際旅遊展」に出席して観光誘致プロモーションを展開したり、中国広州市のテレビ局が観光取材に訪れ番組を作って中国国内で放映されたりするなど、地道な積み重ねが成果を導き出したものと考えられる。また、平成20年7月7日から9日にかけて、開催された北海道洞爺湖サミットが映像として全世界に発信され、胆振西部の観光地としての知名度を高めたが、特に中国本土へのアピールとしては、当時の胡錦濤国家主席が登別温泉に宿泊した出来事は大きかったと思われる。

本市と広州市は、平成14年に「友好交流促進都市」となり、翌15年には広州市政府一行120名が本市を訪れるなど、交流も次第に熟度を深めていったが、これらの取組が効果を上げ、平成24年11月に広州市と正式に「友好都市」の締結がなされた。

外国人観光客の動向を見ると、中国本土からの旅行者が大幅に増

加した。平成8年にはわずか68名であったものが、平成28年には8万6千227人を記録するまでになった。これに韓国や台湾、香港、シンガポール、マレーシア、欧米など外国人全体でみると、平成8年には7千95人と1万人に満たなかったものが、20年後の平成28年には50万人をうかがう47万9856人と約70倍に増加した。

2020東京オリンピック・パラリンピックでは、デンマーク王国のホストタウンとなり、同国選手団との交流を予定している。

登別市まちづくり 昭和から平成へと切り替わった1990年代初

基本条例の制定 頭、自動的に右肩上がりで経済は成長を続ける

という成長神話が崩壊し、長い低迷の時代に突入していった。国、地方とも90年代後半は行政改革路線をひた走り、緊縮財政が恒常化し息苦しい時代が続くこととなった。しかし、機構改革、定数削減、経費節減という従来の行革方針でも不況を乗り切ることが難しくなり、抜本的な財政再建のためには、国と地方の関係を見直さざるを得ない時期に來ていたのである。その頃から一層強く叫ばれはじめた「地方分権」という言葉は、地方は地方で自立し、独自のまちづくりを行っていくというバラ色一色のものではなく、国と地方が互いに犠牲とリスクを分かちあつて自治を立て直していこうという趣旨のものだった。

「地方分権推進計画」（第1次：平成10年5月、第2次：平成11年3月）では、中央に集中していた権限と税財源を地方に移譲し、地方の自己決定・自己責任に基づく個性的なまちづくりを推進することとし、「地方自治体も国と対等の関係」となるべく平成11年7月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」を公

布して、「地方自治法」など475件にも及ぶ法律改正を行った。そもそも、「住民の福祉の増進を図ること」が地方自治体の基本的役割である。したがって、今まで各省庁が握っていた法令の解釈を各地方自治体が担うこととなった。それは、言い換えると国に依存することなく限られた財源の中で自立し、創意工夫を凝らして、まちづくりを進めるということでもある。

こうした流れの中、ニセコ町に代表されるように行政と議会、そして地域住民のそれぞれの果たすべき役割や、そうした理念を基本条例として、明確に定めようとする動きが地方自治体の間で広まっていった。

本市においても、平成15年6月27日「登別市まちづくり基本条例検討委員会」（一般公募の委員26名、市職員10名）を設置し、条例案作成の作業がはじまった。19回の全体会議と42回のワーキングを開くなど、多くの時間を費やし、1年後の平成16年7月27日に、同委員会は市長に対して提言書を提出した。提言書は、「条例」の素案とこれまで開かれた全体会議の議事録からなり、素案には市民・行政・議会の役割を明確にし、市民が市民の意志でまちづくりに参画できる権利や市民と行政の在り方などを検討する機関の設置規定が盛り込まれた。条例素案は、市広報紙に全文を掲載して、パブリックコメントを実施するとともに、直接話し合う「ふれあい懇談会」なども開催して論議を重ねた。その結果、作成された「登別市まちづくり基本条例」案は、平成17年第3回市議会定例会に上程された。市議会では「まちづくり基本条例特別委員会」を設置し、会期中・閉会中合わせて6回の「特別委員会」が開催され、質疑も条文ごとに進めるなど慎重な審議が行われた。特別委員会は、全会一致で原案どおり可決し、同年の第4回市議会定例会で報告がなされ、本会

議においても全会一致で可決された。

「登別市まちづくり基本条例」は、本市の最高規範と位置付けられた。また、協働のまちづくりを推進するための広範な市民参画の場として、「登別市市民自治推進委員会」の設置が規定された。

平成18年10月12日、市民会館で「第1回市民自治推進委員会」（応募者数70人）が開かれた。この日は43人が出席し、今後の「委員会」の運営方法の検討やそれに伴う運営委員の選出、規約づくりなどについて話し合われた。その後も、全体会議や市の組織に合わせて設置された6つの部会では、定期的な開催と活発な議論が進められた。平成19年度の活動計画として、「市民フォーラム」の開催をはじめ、市が行っている事務事業に対する外部評価の実施や「景観条例」、「緑化条例」、「福祉のまちづくり条例」の策定などについても取り組むことが決められていった。しかし、全体会議では承認されたものの、400項目にもおよぶ事務事業や白紙状態からの条例策定など、あまりにも取り組む内容が大き過ぎることに疑問を抱く声も少なくなかった。

平成19年度と20年度の外部評価は、各部会ごとに対象事業を絞り込み、本市の担当者からの説明に基づき評価作業を行った。平成21年度には「事業仕分け」に取り組んだ。事業仕分けとは、政策の立案などを目的とするシンクタンク「構想日本」が、行財政改革の一手法として行っていたもので、国や地方自治体が行っている事務事業の必要性について、「不要」「要改善」「現行どおり」と分けていく作業である。室蘭工業大学大学院永松俊雄教授をコーディネーターに、市民自治推進委員会メンバーをはじめ連合町内会、観光協会、日本工学院北海道専門学校の協力を得て、11項目についての「事業仕分け」が公開の場で試行された。仕分人

が協議して導き出した評価結果は翌年度の予算編成に生かされ、その反映状況は市広報紙を通して市民へ公表された。この作業は平成22年度も引き続き実施された。

市民自治推進委員会は、自由に誰もが参画できることを基本姿勢に、4年以上にわたって精力的に活動を行ってきた。しかし、月日が経過するにつれ会議に出席する委員数が減少していき、部会によつては活動テーマの設定が困難となり、休会する部会も出てきた。そのため、「委員会」のあり方に関する特別委員会や「運営見直し委員会」を設置して、繰り返し議論を重ねたが活動の停滞状態から抜け出すことは出来なかった。平成24年5月、本市に対し「協働のまちづくりを進めるためへの提言書」を提出して市民自治推進委員会は解散した。

しかし、平成28年4月に活動が再開することとなった。その核となったのは、平成26年3月に組織化された「総合計画第3期基本計画市民検討委員会」であった。「市民検討委員会」は、平成28年度からはじまる「第3期基本計画策定」のために、市内で主体的にまちづくりに取り組む団体からの推薦者や一般公募者など41名で構成された組織で、メンバーたちは計画策定にとどまらず、その趣旨を踏まえたまちづくりの協議を続け、新たな協働の場として「市民自治推進委員会」に参画したのだった。4月25日、登別市民会館で第1回全体会議を開催、「ぬくもり部会」、「防災環境部会」、「産業躍動部会」、「都市調和部会」、「育み部会」、「まちづくり部会」という6部会を設け、まちづくりの主体となる市民と行政、それから議会の3者の役割と責任を明確にして互いが協働してまちづくりを進め、公正・公平・公開を原則とする市民自治の実現を図ることを確認した。

全国大学政策 「全国大学政策フォーラムINのぼりべつ」は、平

フォーラム 成18年、同志社大学をはじめとする全国の大学、登

別市議会、登別商工会議所、登別観光協会、本市などが実行委員会を立ち上げて始められた官学協働の先駆的な事業である。社会構造が変化をし、少子高齢化や環境保護など今までにない問題が生じ、解決が困難な事例が増えてきたため、大学もまた改革を迫られ、新たに公共政策に関わる学部や大学院が増えてきていた。しかし、現実には各大学、大学院とも学部や学科を新設したとしても、実際の現場を検証したうえで政策を提言するなどの機会に触れることはほとんどなかった。こうしたことから、大学を飛び出し、実際にまちなかをフィールドワークして政策立案のコツを学んでいこうということから生まれた事業だった。

夏休みから秋にかけて京都や東京の大学に通う学生、室蘭市や地元専門学校の学生など50〜60名が、ゼミ単位のグループに分かれて本市に集結、1日目は市職員などから案内を受けて本市内を視察して課題を探り出し、翌日にはグループ間で議論を重ねて解決策をまとめあげ、最終日に審査員などの前で発表することとなっている。

学生たちは全国有数の観光地「登別」について、それぞれ事前学習で情報を集めて来ていたと思われるが、市内視察などでは地元住民と直接言葉を交わすなどして精力的に聞き取りを行う。そして、第三者の眼で見ることによって普段市民が見落としている本市の魅力の再発見につなげていったり、なかなか解決策を見いだせないで悩んでいる地域の難問などを別の切り口からアプローチを試みたりするなど、真摯に取り組む姿勢は例年高い評価を得ている。本市の「観光」、「環境保護」、「文化伝承」、「教育」、「福祉」、「まちに埋もれたビジネスチャンス」を発掘する試

み」など、多くの政策提言がなされている。

合併問題

平成11年の「地方分権一括法」によって、「市町村合併の特例に関する法律」（通称「合併特例法」）が一部改正されたのを契機に、いわゆる「平成の大合併」が全国で推進されることになった。平成の大合併では、平成17年3月末までに合併を決定すれば、合併特例債（合併後の対象事業に使用することが出来（充当率95割）、さらに元利償還金の7割を国が負担）や合併算定替の大幅な期間延長（合併後の地方公共団体の規模等で算定した地方交付税の額が合併前の市町村ごとに算定した額の合計額を下回った場合に、その差額を補填する。特例期間10年+激変緩和5年）という、財政面で手厚い支援措置がとられることとした。このため、多くの市町村で合併についての論議が巻き起こった。本市のほか、室蘭市、伊達市、壮瞥町、虻田町、大滝村、洞爺村、白老町等、いずれの市町村とも財政的には極めて厳しい状況にあることから、合併論議を俎上に載せざるを得ない問題であった。ここで、いち早く反応したのが本市と室蘭市の各青年会議所で、かねてから国が地方に権限を移管する「地方分権」ではなく、地域がまちづくりを主体的に担っていく「地域主権」の運動を理念として、「合併に関する論議の熟度を深めていこう」という方針を示していた。

両青年会議所は、「登別・室蘭合併協議会設置を求める市民の会」を立ち上げ、本市と室蘭市の両市議会に対し、「法定合併協議会」の設置を求めて平成14（2002）年11月9日、1か月間の署名活動を始めた。これは有権者の50分の1以上の署名を集めることで、各市議会の審議要件となるものであり、本市で約1千筆、室蘭市で約1千800筆の署名

者数が必要であった。室蘭市長は、早い段階で大滝村、壮瞥と合併協議を始めている伊達市との協議は先送りすることとし、「登別市」との合併協議を優先することとしていた。また、室蘭市議会も「市町村合併に関する協議会」を立ち上げるなど、「登別市」との合併を歓迎する方向性を示していた。上野市長は、そうした動向も踏まえつつ、「法定協議会」の設置に促われず、「本市は、室蘭市ばかりではなく白老町とも接している」とし、まずは任意で将来のまちづくりを議論し合う「協議会」の設置を考える発言をしていた。

本市や室蘭市の街中で実施された署名活動は、12月8日に締め切られ、両選管の審査によって本市4千893筆、室蘭市9千418筆の有効署名数が発表され、両市とも有権者の50分の1以上をはるかに上回る署名が確保された。これによって、両市長はそれぞれの市議会に対し意見を付して、「法定協議会」の設置について提案することとなった。室蘭市は、この結果を歓迎し、市議会も法定協議会の設置に同意する方向で進んだ。しかし、本市議会は、これに反して法定協議会の設置を否定する声の方が強かった。

本市は、これまでも何度か合併、分村などの議論が起きているが、分村問題が初めて起こったのは昭和14年のことである。この年には、2度起こっているが、1つは、幌別村から登別温泉、カルルス温泉地区を分村化して独立の村、町にしようという議論。もう1つは、室蘭市の都市計画区域に鷺別村一带を編入しようとしたことが発端になったものである。さらに、昭和21年には登別温泉地域の分村問題が再燃し、この時は登別温泉地域の他に中登別、登別、富浦の各地区なども加わった幌別村からの分割論議であった。これらの提案は、関係する地域住民の中に

も賛同者が少なからず存在し、様々な論議を生み、「合併、分村」という危機感をはらんでいた。

しかし、様々な論議が繰り返される中で、戦後には「村」から「町」となり、さらには「市」へと移行する中で、市民の中には「わがまち」という一体感が醸成されていった。ここには、国、北海道、市が一体となつて進めた交通網の整備、土地区画整理、市街地再開発、公共下水道整備などの社会資本整備の進展により、他市の力を借りなくても自前で何事も行える地方都市として、独立を果たしてきたという自負も大きいものがあった。このため、各町内会においても、署名活動に対する理解はあつても合併を望む町内会はなかった。署名活動は「是」とするが、合併前提の協議を支持するのではなく、メリット・デメリットを確かめ、それが将来の「登別のまちづくり」にどのような方向性を示すものなのか、それをしっかりと協議する場を確保するための署名であつて、「今まで自分たちが作ってきた登別をなくして、別の新しいまちに作り変えるという合併推進ではない」という自らの立ち位置を明言する人が多かった。これは、市議会の議論で署名数の割には「賛成なし」として、原案が否決されたことにも反映されている。この時の「賛成なし」の理由を議会日より「でいすかす29号」(2003(平成15)年6月1日号)では、以下の通り記述している。

◎今日までの各種懇談会等における市民の意向は、室蘭市一市に特定した合併については消極的であり、今後のまちづくりとしての財政や市民生活など広範なる議論が十分なされていない状況にあることから、早急な協議会の設置は好ましくない。したがって、今後は住民への情報提供に努めるとともに、自立の道の模索も含め、より広

い視点に立つて、協議・検討の出来る体制を組織し、広範な議論を深めるべきである。

◎住民自治は、本来、権限に加えて税財源の移譲など地方分権の完全実施が基本であり、それがなされていない中で将来のまちづくりや合併問題を議論する素地が整っていないため、平成17年3月末を想定した合併協議会の設置は困難である。

◎市民世論を斟酌したとき、合併に対する認識に差異が大きく、平成17年3月末を想定した合併の協議は性急である。

付帯意見として、

合併問題は今後、住民へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、より広い視点に立つて、まちづくりのあり方も含め、協議、検討できる体制を構築すべきである。

とされた。

総務省が平成22年3月5日付けで発行した報告書『平成の合併』についてによると、平成11年3月31日の3千232市町村が、平成22年3月31日には1千730市町村と大規模な合併が進んだ。胆振管内では、大滝村と伊達市とが合併して「伊達市」に、虻田町と洞爺村が合併して「洞爺湖町」に、早来町と追分町が合併して「安平町」に、鶴川町と穂別町が合併して「むかわ町」が誕生して、「平成の大合併」は終了した。

「5万都市」として成熟を果たしている本市は、平成の大合併については、大正・昭和の合併、分村問題等の時とは異なり、全体的な雰囲気として、今後とも引き続き自立してまちの発展を目指すという意思が強く、平成の大合併を積極的に推進するということとはなかった。

これ以降、本市は合併ではなく広域連携という実を取る形で、他の市町と共に「西いぶり広域連合の取組」を進め、それぞれの独自性を保ちながら、西いぶり広域観光の充実や電算業務の共同運用など行政事務の効率化と住民の利便性向上を目指す方向を歩んでいる。

広域連合

昭和40年代前半、高度経済成長下で自動車普及し、日常的な生活圏が拡大していったことから、1つの地方自治体の区域内だけではなく、関連する圏域の地方自治体で一体となつて都市整備を進めていくことを目的に、広域行政の取組が全国的に始められた。

本市で、昭和43年6月15日改正の「都市計画法」において強く打ち出された「広域都市計画」を受けて、室蘭市、伊達町の3市町（当時は登別町）で立ち上げた「室蘭圏広域都市計画協議会」で、自然的及び社会的条件ならびに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を検討し、一体の都市として総合的に整備、開発し、保全するよう計画を進めることとしたのが始まりである。昭和46年には、さらに圏域を西胆振圏まで拡大した「西胆振広域圏振興協議会」を設置し、同協議会で策定した「西胆振広域圏振興計画」のもと47年度から55年度までの9年間を第1次の計画期間として、道路の舗装化や集会施設、公営住宅の整備などが行われていった。そして、計画期間も順次改定されていった。

昭和から平成へと移り変わる中で、人口減少、少子高齢化、財政の停滞、硬直化、地方分権など、地域を取り巻く環境は行政課題の解決を複雑で難しいものに変わってきていた。近隣市町村で広域連合という新たな組織を作り知恵を集め、人的負担、財政的負担を軽減させようという試み

は、その中でも有力な解決策の1つであった。室蘭市は伊達市、豊浦町、虻田町、洞爺村、大滝村、壮瞥町の7市町村で「西いぶり廃棄物処理広域連合」を設立し、廃棄物処理施設を室蘭市石川町に建設して、平成14年12月から広域的なゴミ処理事業を開始した。その後、同広域連合では、住民記録や税務などの管理業務を一体化することで、大幅な経費削減を図ることを目的とする「共同電算事業」を調査項目とした。基本調査は、まだ広域連合の構成団体ではなかった本市も参加して実施し、調査結果を受けて平成18年11月に共同電算事業の本格実施に向けて取り組んでいくことが決定。同時に名称を「西いぶり広域連合」に改称した。このとき、本市も正式に広域連合の参加団体となった。その後、共同電算事業は、平成20年1月4日から本市のほか室蘭市、伊達市、壮瞥町において開始された。

平成20年に西いぶり広域連合が「西胆振地域づくりビジョン」を策定した。同ビジョンは、「西胆振は1つ」の考えのもと、西胆振の6市町の特性を生かしたまちづくりの可能性を示すことを目的とし、地域住民が将来のまちについて考える契機となることを期待して策定したもので

図表2-2-1 共生ビジョンの分野

政策分野		協定分野	
生活機能の強化	結びつきやネットワークの強化	医療、防災、観光、環境、教育	ICTネットワーク、地産地消
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	人材の育成		

あった。そして、室蘭市では西胆振地域の現状、各市町の強みなどを分析し、定住自立圏を形成した場合の中心市候補である室蘭市と各市町の連携の可能性を検討した上で定住自立圏を構成することは可能と判断し、平成21年12月15日に「豊かな資源や地域性を活用し、互いの連携と共存により地域全体としての発展と未来に引き継ぐ『ふるさと西いぶり』の形成を目指す」として、定住自立圏構想に係る中心市宣言を行った。

平成22年9月に定住自立圏構想に係る協定書が各市町議会での議決を受けて、9月30日に定住自立圏構想における中心市となる室蘭市と定住自立圏を構成する各市町が個別に協定を締結した。ここに「西いぶり定住自立圏」は正式に発足した。そして、平成23年3月23日に中心市の室蘭市が「西いぶり定住自立圏共生ビジョン」を策定した。同ビジョンでは、計画期間を5年間として年度ごとに内容を見直すこととされ、令和2年度現在は、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする同ビジョンによつて事業等が進められている。

また、広域での取組は、観光分野においても進められ、1地区だけで観光客の増大を図るのではなく、西胆振圏域に白老町を加えた区域を大きな観光ゾーンとして設定し、市町村、各地域観光協会、北海道（胆振総合振興局）等でプロジェクトチームを作つて体験学習コースを企画できる専門家を育成したり、2泊3泊と連泊して楽しむ西いぶり周遊プランを提案したりするなど、広域で集客の増加をはかる方向で観光戦略を打ち出すことに努めている。

平成29年、15年目を迎えた石川町の廃棄物処理施設の更新にあたり、西いぶり広域連合から3市4町による廃棄物処理施設の共同整備についての提案があった。本市もこれに加わるべきか、現行通り市単独でゴミ

処理を行うべきか、2月と4月の2回、市民との意見交換会を開催して議論がなされたが、結論としては、各町内会から上がる意見の多くは、財政効果も当然考えるべきではあるが、現在の事業の順調な継続性が維持されることの方が将来的な安定につながるという声が多く上げられ、当面は現行体制での運営を選択することとなった。また、平成12年から平成21年度3月末まで白老町のゴミもクリンクルセンターで処理していたが、白老町で平成21年4月からバイオマス燃料化施設が稼働することとなり離脱することとなった。

しかし、5年後の平成26年4月、町の財政事情の悪化によりバイオマス燃料化施設の運転規模縮小を余儀なくされたことから、白老町から再びクリンクルセンターにごみを搬入して処理したいという要請を受け、本市としてもこれを了承した。

現在、クリンクルセンターでは、本市と白老町の1市1町で広域処理を行っている。

登別市PRキャラクター 平成22年8月、本市内の若手経営者など「登夢くん」 約10人で設立した「登別まちづくり(株)」

は、登別の特産品などをアピールする拠点として登別温泉町の空き店舗を活用して「登鬼屋」を開店した。同店は、当初は登別ブランド推奨品をはじめとする特産品を取り扱う土産店として始まったが、その後、飲食部門にも営業の範囲を拡大していった。

特産品の販売にあたっては、既存の商品を取り扱ったほかに新商品の開発にも積極的に取組、登別温泉の守り神「湯鬼神」をモチーフにした「登夢くん」というキャラクターを日本工学院北海道専門学校で学生と

ともに開発し、そのキャラクターをあしらったぬいぐるみをはじめとするキャラクターグッズの販売を開始した。「登夢くん」とは、「登別の夢をかなえる」との願いを込めて命名されたものであった。

この頃、滋賀県彦根市の「ひこにゃん」をはじめ、全国の地方公共団体でマスコットキャラクターを開発し、その着ぐるみなどを用いて本市のPR活動を行い、人気を博していた。

本市においても、本市内のテーマパークなどでは個別にマスコットキャラクターを用いてPR活動を行っていたが、それらのキャラクターに対して本市としてのお墨付きを受けることによつて、認知度の向上を図りたいとの声が上がってきていた。

その声を受けて、本市では平成23年8月、「登別市観光PRキャラクター認定制度」を立ち上げ、本市の観光PRに活用できるキャラクターの募集を開始した。

この募集に対しては、登別まちづくり(株)が応募した「登夢くん」のみであったため、平成23年10月に本市初の観光PRキャラクターとして認定した。

認定後の「登夢くん」は、札幌大通りピアガーデンをはじめとする市内外の観光PRイベントに着ぐるみとして出場し、本市の認知度向上や観光PRに活躍し、特にかわいらしい風貌から、イベント会場に来場した子どもたちからの人気は高かった。

観光PRキャラクターとして認知度を向上させていった「登夢くん」であったが、著作権などを依然として開発者の登別まちづくり(株)が所有していたため、「他社や市民団体などが使にくい」との意見が出はじめていた。そのため、同社では著作権などを本市に移譲することで

活躍の場を広げることができると考え、著作権と着ぐるみを本市に無償で移譲することとした。

平成25年5月、同社の仲川弘誓社長が市役所を訪れて、登夢くんの著作権と着ぐるみを本市に移譲する旨を記した目録を松橋副市長に手渡す移譲式が行われた。

この移譲によつて、「登夢くん」は、「登別観光PRキャラクター」から「登別PRキャラクター」として活躍の幅を広げることとなった。

市制施行45周年記念事業の1つとして、スマートフォンなどのコミュニケーションアプリケーション「LINE」でのテキストメッセージに挿入可能な登夢くんのイラスト(「スタンプ」)40種類を日本工学院北海道専門学校(学生と市職員が共同で開発した。開発したスタンプは、平成27年10月に販売を開始して好評を得た。また、タクシー会社やバス会社などが登夢くんのイラストをあしらった車両を本市の内外で運行するなど、目にする機会は増えていった。本市においても平成28年10月には、新調した市バス2台にも赤色と青色の登夢くんのイラスト(日本工学院北海道専門学校CGデザイン科の学生がデザイン)が描かれた。また、平成27年12月に登別温泉町92番地1に新築された登別温泉交番横には、野口觀光(株)が創業50周年を記念した本市への寄付金を原資に、登夢くんの石像(御影石製)を建造した。

本市では、登夢くんのほか平成4年に制定した生涯学習マスコットキャラクター「スタディちゃん」と、平成25年に制定した火災予防キャラクター「ばん平くん」がある。

「スタディちゃん」は、市民がより広く、深く学習の機会を持つための生涯学習キャッチフレーズ「学んで広がるみんなの輪」を制定した際

に、「鬼も学ぶ」をイメージしたマスコットキャラクターとして制定した。このマスコットキャラクターは、より親しみをもつために愛称を募集することとなり、平成4年7月の1か月間に募集した。632件の応募の中から、「本市の人づくり、まちづくりを通して、国際観光レクリエーション都市にふさわしいもの」との観点から審査され、「スタディちゃん」に決定した。この名称は、生涯学習に関するパンフレット等に用いられているほか、不審者等から子どもたちが逃げ込める場所として、「子ども110番スタディちゃんの家」の標識等にも用いられ、親しまれている。

平成25年1月7日に開催された「平成25年登別市消防出初式」で登別消防本部の火災予防キャラクターがお披露目された。このキャラクターは、消防職員がデザインから着ぐるみの制作までを行ったものであったが、出初め式の時点ではまだ名前が付いていなかった。そこで、市民等から公募することとなり、同年3月を募集期間としたところ、4歳から81歳までの72人から75点の応募があり、その中から「市民の安全に何時も目を配る万人であってほしい」との願いが込められた「ばん平くん」が選定委員によって選ばれた。ばん平くんは、消防救急フェスティバルや、火災予防週間（春・秋）の啓発活動、消防団フェスティバル、幼稚園の火災予防訓練などに出勤し、子どもたちを中心に人気を博している。そのほか、登別国際観光コンベンション協会が平成25年の登別地獄まつり50周年を記念して、閻魔大王をモチーフにして制作した「えんまくん」、各温泉ホテルなどが制作したキャラクターなどがある。

市広報紙・ウェブサイト 市政の様子や、本市内で開催されるイベント等を周知する市広報紙は、昭和26

(1951)年9月に「幌別町政だより」として創刊した。不定期発行であった町政だよりは、サイズもB4判の新聞紙形式で、モノクロ印刷であった。その後、昭和36年3月までに48号発行された「幌別町政だより」は、同年4月からの町名変更によって題名を「広報のぼりべつ」に変更した。

昭和37年5月からB5判の冊子形式になり、より多くの情報を掲載することができるようになった。昭和50年4月からは現在と同サイズのA4判に変更した。

発行回数は、昭和47年から月2回となった。当初は、1日発行は「広報のぼりべつ おしらせ」、15日発行は「広報のぼりべつ」と題されていたが、昭和50年4月以降は「広報のぼりべつ」に統一した。平成15(2003)年から、再び現在の月1回の発行となった。

見やすさや読みやすさを向上させるため、平成2年5月1日号からは活字を少し大きくし、写真や図面なども工夫を凝らすとともに、印刷も黒と桃色(平成12年5月1日号から桃色を橙色に変更)の2色刷りとした。

現在の市広報紙は、市政の概要を伝えるとともに、発行月において開催されるイベント等の周知、各種相談窓口の案内、防災に関する事項を掲載するとともに、地域だよりとして各町内会の取組などを紹介している。また、広報のぼりべつ2006年5月号(議会だより第41号)から、それまで市広報紙とは別冊で発行していた議会だより「でいすかず」と合併することとなり、市議会定例会や臨時会における議論の概要を伝え

る役割も担っている。

本市では、市民に開かれ、市民参加による市広報紙の製作を目指している。そのために、平成2年4月には市民自身が取材を行い、記事を執筆する「広報市民リポーター」制度を創設し、平成8年頃には活発な活動が行われた。平成2年8月には、市広報紙の内容等について意見や感想を述べる「市広報モニター」制度（定員12名）を創設した。また、市民団体等が主催する事業も可能な範囲で掲載している。

市町村が発行する広報紙には、日本広報協会や広報広聴技術研究会実行委員会が主催する広報コンクールがある。本市の広報紙は、同コンクールにおいて、昭和62年の入選受賞以来、複数回受賞を重ねてきた。また、北海道広報コンクールにおいて、平成17年に特選受賞（登別温泉湯まつりの源泉湯かけ合戦）をはじめ、各部門での受賞を重ねてきた。

本市は、市広報紙のほかに昭和61（1986）年6月から首都圏在住の登別出身者などに本市の近況をお知らせする広報紙「のぼりべつ発ふるさと通信 湯かげん」の発行を開始した。平成5年4月発行の第12号から題名を「北海道登別発ふるさと通信湯かげん」と改称した。しかし、インターネットの発達などによって情報の収集が容易になったことなどから、行財政改革の一環として平成17年3月発行の第32号をもって廃刊した。

市公式ウェブサイト・

SNS

紙媒体である市広報紙には、パソコン等の電子機器を所有しなくても、市広報紙が手元にあればいつでも閲覧することが可能といった手軽さがある一方で、速報性や掲載可能な情報量への制限といった課題がある。そこで本市で

は、これらの課題を緩和して、市民等に対していち早く情報提供を行うために、市公式ウェブサイトと複数のSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）にアカウントを開設して運用を開始した。

本市の公式ウェブサイトは、平成9（1997）年4月に公開を開始した。公開前の平成8年7月、本市と室蘭、伊達など8市町村（当時）の職員が設置した「西胆振広域情報化推進協議会」が勉強会を実施した。本勉強会後に、同協議会がウェブサイト構築した。本ウェブサイトには、各市町村が構築したウェブサイトのリンクが張られ、ポータルサイトとしての役割を果たした。

当初は、インターネットに精通した一部の市民がアクセスする程度であったため、その他多くの市民からは、「市広報紙や新聞から情報を収集する程度十分である」との意見もあつた。その後、多種多様なウェブサイトが公開され、通信技術の向上によってこれらのサイトの閲覧も容易になったことから、インターネットは爆発的に普及した。そして、「市政に関する情報を迅速に得るには、市の公式ウェブサイトを閲覧するのが一番早い」とする考え方が普及した。

本市の公式ウェブサイトは、各課が個別にホームページを公開していた時期を経て、平成25年3月にはCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、プログラミング等に精通していない大多数の市職員でも容易に情報の更新作業を行うことが可能となり、市政に関する情報発信が強化された。また、観光に関する情報や、図書館の蔵書の貸し出し状況の確認が自宅等で可能になり、市民等の利便性は大きく向上した。

このように製作されてきた市公式ウェブサイトであるが、市広報紙と

同様に市民にわかりやすい情報発信を心がけている。

その取組の1つが、平成21年4月から始まった「市ホームページモニター」制度である。同制度は、市広報紙モニター制度と同様に市が発信した情報に対して、意見や感想を述べるといったもので、モニターには団体（連合町内会、商工会議所青年部、文教関係者等）からの推薦と公募によって8名を選任し、それぞれに委嘱している。特筆すべきは、文教関係者として北海道登別明日中等教育学校と北海道登別青嶺高等学校の生徒もモニターの一員となり、若い世代の意見も取り入れていることである。

しかし、市広報紙と市公式ウェブサイトのモニター制度は、担当する業務内容等が類似していることから、団体からの推薦もほぼ同様の人選がなされることが多くなった。そのため、効率的な行政運営を行う必要性から平成29年度末をもって両者を統合した。

平成18年9月には市広報紙に、平成22年6月には市公式ウェブサイト「有料広告を掲載する取組を始めた。これは、広告を出稿する地元商業者の紹介や、その事業者が誇る良品を紹介することで、産業振興を図るとともに、本市の新たな自主財源の確保を目的としたものであった。

また、市公式ウェブサイトとの相乗効果を期待して、本市ではSNSの活用も進めている。平成23年8月には「ユーチューブ」の、平成25年1月に「フェイスブック」のアカウントを開設した。「ユーチューブ」には、イベントの様子などを投稿しているほか、令和2年には市制施行50周年を迎える8月に向けて、市民が「好きな登別」を紹介する動画をほぼ毎月1本ずつ投稿した。また、フェイスブックについては、市民等に周知する概要を記し、市公式ウェブサイトに誘導する運用を行っている。

参考文献

- ・登別町『登別町史』昭和42年
- ・登別市『市史ふるさと登別』昭和60年
- ・登別市『登別市総合計画』
- ・登別市『広報のぼりべつ』各月号
- ・登別市議会『登別市議会会議録』各年
- ・北海道新聞社『北海道新聞』各号
- ・室蘭民報社『室蘭民報』各号
- ・西いぶり広域連合『西胆振地域づくりビジョン』平成20年
- ・西いぶり広域連合『西胆振地域定住自立圏形成方策調査報告書』平成22年
- ・室蘭市『西いぶり定住自立圏共生ビジョン』平成23年3月

第2節 財政

会計の区分

地方自治体における会計は、市民サービスの提供をはじめとする行政運営の基本的な経費を処理する「一般会計」と、法律で設置が義務付けられているほか、特定の歳入を特定の歳出に充てるために経理を独立して行う必要がある場合などに条例によって設けられる「特別会計」に区分される。また、地方自治体ごとに会計区分が異なり地方自治体間の比較が難しいため、総務省の定める基準によって全国の各自治体が統一的に再構成したものを「普通会計」と呼んでいる。

図表2-2-2 歳入、歳出決算額・実質収支（普通会計）

(単位：千円)

年度	歳入 決算額 A	歳出 決算額 B	差引額 A - B = C	翌年度へ 繰り越すべき 財源 D	実質収支 C - D = E
昭和45年度	1,830,285	1,784,699	45,586	25,418	20,168
昭和50年度	5,907,596	5,777,021	130,575	122,120	8,455
昭和55年度	11,129,544	10,915,934	213,610	0	213,610
昭和60年度	13,141,773	12,978,544	163,229	0	163,229
平成2年度	15,368,914	15,037,894	331,020	0	331,020
平成7年度	19,975,986	19,556,929	419,057	1,275	417,782
平成12年度	22,166,532	21,449,053	717,479	44,633	672,846
平成17年度	22,726,486	22,260,583	465,903	0	465,903
平成22年度	19,897,412	19,166,899	730,513	70,042	660,471
平成27年度	20,859,069	20,186,278	672,791	73,582	599,209
平成28年度	21,575,820	21,093,477	482,343	45,153	437,190
平成29年度	21,487,655	20,916,331	571,324	138,283	433,041
平成30年度	21,481,314	20,993,097	488,217	99,508	388,709

歳出決算額の推移

本市の「普通会計」における歳出決算額は、市制を施行した昭和45（1970）年度は17・

8億円であった。これが5年後の昭和50年度には57・8億円、10年後の昭和55年度には109・2億円となった。日本経済の進展と並行し、公共施設の整備など都市化に向かって急速に決算規模が伸びていったことがわかる。その後も、決算規模の拡大は続き、平成10（1998）年度には、3か年（9年～11年）で実施した「クリンクルセンター」と「最終処分場」の建設事業費が単年度で46億円を要したこともあって、258・7億円と過去最高額となった。この頃は「失われた20年」の半ばで、国内不況が続く時期であったが、本市は国が実施した経済対策を活用して、公共下水道事業など積極的な公共事業投資を行ったことによつて、厳しいながらも比較的落ち着いた経済状況を維持することができた。

平成12年度には、クリンクルセンター等の建設工事が前年で終了したこともあって214・5億円と過去3か年を大きく下回り、平成13・14年度も210億円台で推移した。平成15年度は、国の「三位一体改革」を目前に控え、「ラストチャンス」として前年度から実施設計に着手した「新市民プール」や「葬斎場」の建設など、大型事業を実施したことによつて242・8億円へと増加した。その後は、32億円を越す北海道からの受託事業（道道倶多楽湖公園線―登別温泉通の改良等）を予算化した平成17年度を除き、緊縮財政を余儀なくされていった。直近の平成30年度決算額は、209・9億円となっている。

性質別経費の状況

歳出は、「義務的経費」と「投資的経費」、「その他経費」に区分することができる。

「義務的経費」は人件費、扶助費、公債費などで、その増加は財政の硬直化を招くとされる。「投資的経費」は普通建設事業費や災害復旧事業費などで、公共施設の建設など行政水準の向上に直接寄与する経費とされる。

歳出総額に占める義務的経費の構成比率を時系列でたどると、

人 件 費

昭和45（1970）年度23・2^割、昭和50年度23・3^割と、昭和40～50年代の支出全体に占める割合は25^割以下で推移していた。そして、昭和60年度25・7^割、平成2年度26・3^割と若干上昇気味になるが、この年をピークに平成7年度24・6^割、平成12年度23・7^割、平成17年度19・0^割と低下傾向が続いた。その後も、平成27年度には17・7^割、平成29年度は更にそれを下回る16・0^割となった。これは、市制施行後に大量に採用した世代の退職や行政改革によって「登別市職員定数条例」の対象となる「任期の定めのない職員」や「再任用職員」（いわゆる正職員）の数が減少したことによるものである。

扶 助 費

社会保障制度の一環として児童、障がい者、生活保護受給者などに対して、その生活を維持するために支出される経費である。昭和45（1970）年度は6・7^割であったが、市制施行によって福祉事務所を設置し、それに伴い支出額も増加していった。そのため、昭和50年度14・1^割、昭和55年度16・8^割、昭和60年度

17・7^割へと上昇が続いたが、平成2（1990）年度15・1^割、平成7年度13・2^割、平成12年度には13・0^割と比率を下げた。しかし、平成17年度に16・2^割と再び上がりはじめ、平成22年度には21・6^割と初めて20^割を超えた。平成27年度も22・7^割となり、この上昇傾向は現在も続き、平成30年度は歳出総額の23・8^割を占め、普通会計の中で最も支出額が多い項目となっている。

公 債 費

過去に公共施設を整備する際などに借り入れた市債の元利償還金である。昭和45（1970）年度6・7^割、50年度5・7^割だったものが、55年度に9・4^割と大きく上昇した。急激な人口増加と都市化に対応するため、市道の舗装・排水整備や公営住宅、小中学校、市民会館等の建設など積極的に公共施設の整備を行った結果である。そして昭和60年度には10・9^割、平成2年度には11・1^割へと上昇を続けた。平成7（1995）年度には10^割を切って9・0^割となるも、平成12年度から再び10^割以上へと上昇し始め、平成17年度13・6^割、平成22年度には16・8^割と更に上昇した。平成9～11年度に実施した「クリンクルセンター等」の建設にかかる借入金に加え、その後に整備した「新市民プール」、「葬斎場」など、大型事業の市債償還が始まったことも影響した。平成24年度まで16^割台の数値を示していたが、平成25年度には13^割台となり、直近の平成30年度には12・7^割と低下傾向を示している。

投資的経費の状況

投資的経費の大部分を占める「普通建設事業費」が歳出全体に占める割合は、昭和52（1977）

年度に43・9割とその約半分を占めるに至った時期もあつたが、平成18(2006)年度以降は大きく比率を下げっており、最近では約10割となっている。投資的経費の割合が高いほど柔軟な財政運営が可能との見方が一般的であるが、こうした状況は本市だけに限つたものではなく、多くの地方自治体で共通しており、予算規模は大きくなつてきているものの義務的経費(扶助費、公債費)やその他経費(物件費、繰出金)に圧迫されているのが実態のようである。

昭和45年度から平成30年度までの49年間の「主な普通建設事業費」については、「高度経済成長期の終盤から安定成長期(昭和45年～60年)」、「バブルの時代・バブル崩壊、失われた20年(前期)(昭和61年～平成13年)」、「小泉構造改革、リーマンショックと東日本大震災、失われた20年(後期)(平成14年～平成30年)」の3期に分けて図表2・2・5～図表2・2・7に掲載した。

歳入決算額の推移

一方、歳入を見ると自主財源の根幹をなす「市税収入額」は、昭和45(1970)年度4・5億円であつたものが、昭和50年度に13・5億円、昭和55年度に26・2億円、昭和60年度には36・8億円と順調な伸びを示し、平成2(1990)年度に43・6億円、平成7年度には53・2億円に達した。しかし、順調に推移してきた税金の伸びも平成9年度の57・6億円をピークに徐々に下降していった。平成12年度には52・5億円、平成17年度には景気低迷などの影響で50・7億円と大幅に落ち込んだ。平成19年度に入り、国から地方への税源移譲の効果が現れ、56億円台まで回復したものの、平成22年度には個人市民税の減少などで52・7億円に落ち込んだ。

平成24年度以降、現在までは51億円台で推移している。

個別の変化を見ると、昭和45(1970)年度と平成30(2018)年度を比較した場合、個人市民税1・2億円が19・2億円に、法人市民税は4千3百万円が3・0億円へと、それぞれ約16倍、7倍の増収になつた。たばこ税は、昭和45(1970)年度約6千9百万円であつたものが、税率の引き上げや地方への交付率が変わつたことなどもあり、平成30(2018)年度には4・0億円と5・8倍に増加した。入湯税は、昭和45(1970)年度約2千3百万円であつたのが、観光ブームなどに乗り最も観光客入込数を増やした平成4年度には2・4億円となり、平成30年度もおよそ1・9億円と約8・3倍の増収となつた。令和2(2020)年4月から、観光客の受入環境整備等の財源確保策として、北海道が検討中の宿泊税の導入に先駆け、修学旅行や湯治客などを除く一般宿泊者を対象に入湯税率の引き上げを行うこととした。また、昭和47(1972)年度から課税を開始した都市計画税は、当初3千2百万円であつたものが平成30(2018)年度には3・6億円と10倍以上の伸びを示している。都市整備のための目的財源として貴重な役割を果たしているといえよう。

依存財源ではあるが、市税に次ぐ貴重な一般財源である地方交付税は、昭和45(1970)年度4・2億円であつたものが、昭和50年度には11・1億円、昭和55年度22・1億円、昭和60年度28・0億円、平成2(1990)年度40・2億円、平成7年度には43・5億円へと推移してきた。そして、平成12年度には59・0億円と市税収入を上回る規模となつた。

しかし、平成16年度から18年度までの3か年「国庫補助・負担金の縮

減」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の改革」を一体で行う「三位一体改革」が始まり、総務省が示した平成16年度の「地方財政計画」が縮減された結果、地方交付税の大幅な総額抑制が行われた。いわゆる「地方財政ショック」である。本市の場合、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税額は59・5億円而对前年度比3・7億円の減となった。地方交付税の落ち込んだ状態は平成21年度まで続き、平成15年度並に回復したのは平成22年度(66・2億円)であった。直近の平成30年度は63・7億円となっている。

※臨時財政対策債とは、国の地方交付税の財源が不足した場合、その穴埋めとして自治体に借金させ、その償還は後年度の地方交付税で100%措置されるもので、実質的には地方交付税の代替財源である。当初、平成13年度から3年間の臨時的措置として導入された地方債だったが、国において地方交付税の原資不足が解消されないため平成30年度の現在も、その措置は延長されている。

ふるさと納税

平成20(2008)年度から、「ふるさと納税」が制度化された。

「納税」という言葉がついているが、実際には地方自治体への寄附である。自分の選んだ地方自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2千円を超える部分について所得税と住民税から全額(一定の上限はある)が控除される制度である。それに加え寄附先として選んだ地方自治体からは、特産品などの返礼品を受け取ることができる。

本制度が始まった当初の本市への寄附金額は2百〜3百万円(50〜100件)であったが、平成27年度に1千522万円(662

件)、平成28年度1億6709万円(8千921件)、平成29年度1億2795万円(5千230件)、平成30年度には2億8356万円(1万6千132件)と急激に増加した。

その要因は、インターネット上で寄附の申込みができる「ポータルサイト」の導入や、継続的に返礼品の内容の見直しを図り、魅力的な返礼品を構成することができたことなどである。寄附金額に対する返礼品の調達価格の割合に関しては、全国の自治体間で寄附金集めが過熱化し、年々豪華になる返礼品や地場産品とは無関係な返礼品が問題になった。そのため、国が令和元(2019)年6月に地方税法を改正したことによって、地方公共団体は、ふるさと納税の対象となる地方公共団体となるために総務大臣の指定を受ける必要が生じた。この制度によって、本市では令和元年5月14日に総務大臣の指定を受けた。

市 債

本市の借金である市債(地方債)は、昭和45(1970)年度1・8億円程度であったものが、急激な人口増による都市整備の必要性に迫られ、昭和50年度に6・9億円、昭和51年度から昭和53年度までの3年間の累計で52・1億円(1年当たり17・4億円)と激増した。昭和55年度には5・9億円と一時的に減少したものの、昭和57年度から昭和59年度までの3か年の累計で47・7億円(1年当たり15・9億円)、昭和60年度11・5億円と再び増加した。多額の市債借入は、次年度以降の公債費の増加へと跳ね返り、後年度の財政運営に影響を与えた。当時は、市債の他に(株)登別振興公社と登別市土地開発公社の借金も抱えていたため、借金を抑える財政運営に切り替えざるを得なかった。そのため、昭和61年度から平成2(1990)年度までの

5年間は、10億円以内の借入に抑制した。平成期に入り、国は景気対策を目的に地方債の元利償還金が地方交付税に参入される単独事業の実施を奨励した。従来、単独事業向け地方債には交付税措置はなかったが、適用が大幅に拡大された。その代表的なものは、「地域総合整備事業債」や「臨時地方道整備事業債」であった。本市も平成3年度から平成8年度にかけて10億円以上、ときには20億円を越す市債の借入を行った。それに加え、「新ごみ処理施設整備事業」を行った平成9年度から平成11年度までの市債発行総額は134・3億円、平成14、15年度の「葬斎場」「新市民プール」建設等による56・3億円（臨時財政対策債を除く）と続いた。平成17年度以降は、10億円以内に抑える方式に戻したが、平成25年度には登別市土地開発公社の債務解消を図るため「第三セクター等改革推進債」として、約25億円を借り入れるとともに、平成27年度から鷺別小学校建替工事をはじめ、小中学校校舎や屋内体育館の耐震化のための改修工事や防災行政無線の整備（仮称）消防署東支署の建設など、大型事業への取組もあつて、平成24年度以降の市債発行額が10億円以上に膨らむこととなった。

例年、当初予算の編成段階では、歳出予算を絞るだけ絞っても常に収支不足額が5、6億円といわれる厳しい台所事情にある。平成30年度決算における歳入総額は214・8億円と近年ベースを確保しているが、わずかな財政調整基金や非常時の備えとしている「北海道市町村備荒資金組合納付金」を財源調整に充てるなどの財政運営を強いられている。

特別会計

本市では、昭和39（1964）年4月1日に「登別市特別会計条例」を施行して、その都度必要な特別会計

を設置してきた。（図表2-2-3参照）

国民健康保険制度は、昭和13年の「（旧）国民健康保険法」の施行によって、その基礎が創設された。昭和23年に同法が改正され、国民健康保険事業は原則（任意）市町村が運営することとなり、本市は昭和24年4月に「幌別村国民健康保険条例」を制定し、「国保事業」を開始した。その後、昭和34年に現行の「国民健康保険法」が施行されたことに伴い、市町村運営が義務化され、昭和36年4月から全ての市町村で「国保事業」が始まり、誰でも保険医療が受けられる「国民皆保険体制」が確立した。

本市の保険給付費（医療給付）の推移は、「図表2-2-10」のとおりである。昭和45年度1・6億円であつたものが、10年後の昭和55年度には14・2億円と約9倍に増加した。国の政策で昭和48年1月から始まつた、老人医療費の無料化は全国の国民健康保険財政を直撃した。本市も例に漏れず、保険税や国庫支出金のみで収支のバランスをとることは困難となり、昭和54年度には遂に赤字に転落した。それ以降も医療費の伸びは続いた。国は、昭和58年2月老人医療費の無料化政策を転換し、新たな老人医療制度「老人保健法」を施行した。

70歳以上の高齢者に係る医療費が老人保健制度の中に吸収されたことで一時的に国保の医療費は減少したが、医療技術の高度化や薬剤費のアップなどによる診療報酬の上昇もあり再び医療費は増加しはじめた。平成2（1990）年度の保険給付費は23・2億円に達し、平成3年度末の累積赤字もピークの12・4億円となった。当時、関係者の間では、本市には「（株）登別振興公社、登別市土地開発公社、国保会計」の「3つ子の赤字がある」とやゆされた。その後、税額改定、徴収体制の強化、一般会計からの繰入れなどによって、次第に国民健康保険会計に改善の

図表2-2-3 特別会計一覧

特別会計名	設置	廃止
国民健康保険特別会計	昭和39年4月	-
上水道特別会計	昭和39年4月	昭和42年4月
カルルス国民宿舎特別会計	昭和34年6月	昭和36年3月
観光事業特別会計	昭和36年3月	平成4年4月
清掃事業特別会計	昭和41年4月	昭和45年4月
学校給食事業特別会計	昭和41年4月	-
上鷲別東部地区土地区画整理事業特別会計	昭和48年4月	昭和57年4月
公共下水道事業特別会計	昭和57年4月	平成26年4月
亀田記念公園特別会計	昭和57年8月	昭和61年4月
老人保健事業特別会計	昭和58年2月	平成23年4月
富岸地区土地区画整理事業特別会計	昭和61年4月	平成8年4月
簡易水道事業特別会計	平成11年4月	平成31年4月
介護保険特別会計	平成12年4月	-
カルルス温泉スキー場事業特別会計	平成18年8月	-
後期高齢者医療特別会計	平成20年4月	-

兆しが見えはじめた。赤字額は徐々に縮小し、平成12年度にようやく累積債務を解消した。全国の国保会計は、「高齢者の割合が高く、医療費を多く使わざるを得ない」「所得水準が低いことから保険税額の負担が重い」「財政運営が不安定となるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えており、小

さな規模の市町村では一般会計からの繰出金で収支のバランスをとっているところも少なくない。このため、平成30年度から始まった新たな国民健康保険制度では、都道府県が財政運営の責任主体となるなど広域的な取組となった。このことよって、保険給付に必要な費用は各市町村へ「保険給付費等交付金」として全額が交付されることとなっており、北海道国保と市町村国保の連携による制度の安定的な運用が期待されている。

昭和48（1973）年度に「上鷲別東部地区土地区画整理事業特別会計」が加わった。本市の都市化に寄与した当該事業は昭和56年度まで続けられた。

昭和57年度には「公共下水道事業特別会計」、個人庭園でありながら市民に憩いの場として親しまれていた「亀田公園」が本市に寄贈されたのを受けて設置した「亀田記念公園特別会計」、そして「老人保健事業特別会計」の3特別会計が加わった。「老人保健事業特別会計」は、先述したとおり、昭和58年2月に施行された「老人保健法」に基づくものである。同法は、無料だった老人医療費に一部負担を導入し、有料化へと戻した。その後、老人保健施設や老人訪問介護など介護に関連する施策を充実する方向での法改正も行われた。

昭和61年度には、新たな街並み形成に繋がった「富岸地区土地区画整理事業特別会計」が設置され、平成7年度に清算するまで続いた。

平成11年度、札幌・来馬地区に水道水を供給している「簡易水道事業特別会計」が設けられた。

平成12年4月1日から介護保険制度が始まった。40歳以上の全ての人を被保険者として、被保険者からの保険料と公費を財源に、要介護また

は要支援の認定を受けた人が利用する介護サービスや介護予防サービスなどに要した費用等を処理する「介護保険特別会計」が設置された。平成12年度の歳出決算額が17・9億円だったのに対し、平成30年度には37・3億円と19年間でほぼ倍増している。

平成18年度に、「カルルス温泉スキー場事業特別会計」が設置された。昭和38（1963）年に町営スキー場として開設した際、「旧・国民宿舎オロフレ荘」の経営とともに、平成3（1991）年度まで「観光事業特別会計」の中で処理されていた。しかし、昭和から平成にかけてのバブル期をピークに、スキー客の減少や施設の老朽化等が負担となつて、受託企業が撤退することになり一時は存続の危機にさらされたが、加森観光グループの「旧（株）登別ゴルフ場」が運営を受託することとなり、特別会計として独立した。

平成20年度、「後期高齢者医療特別会計」が設置された。人口減少と少子高齢化の進展は、再び老人医療制度の見直しを迫ることとなり、国は75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害認定を受けた人を対象とする新しい医療制度をつくった。これによつて、従前の老人保健制度は廃止となり「老人保健事業特別会計」は、平成22年度末をもつて閉鎖された。

公営企業会計

本市の水道事業が地方公営企業法の適用を受け企業会計方式へ切り替わつたのは、昭和42（1967）年4月1日からである。この頃は、人口約4万3千人の75^割、おおよそ3万2千人に給水を行つていた。昭和45年に市制に移行した後も順調に人口が伸び、それに伴い給水人口も増加し普及率も82・87^割となつた。本市内に張り巡らした配水管を通して運ばれた水道水が、漏水すること

なく料金として跳ね返る「有収率」も、昭和45年度には63・11^割で改善の余地をうかがえたものが、3年後の昭和48年度には74・39^割と10^割以上の改善がなされ、運営管理も整備されていった。水道事業の円滑な運用のためには、上水の適正な水質管理と本市内に張り巡らした配水管等の管理と計画的な更新が求められ、これらの財源的裏打ちとして利用料金の徴収が行われる。当初は室蘭市の千歳浄水場からの分水によつて、管理する室蘭市からの水道料金が安く、全道でも指折りの低額料金といわれる時代も続いたが、平成23（2011）年度から室蘭市との協議によつて千歳浄水場を共同使用することとなつた。水道料金については、老朽配水管や施設の更新などの計画的改善をすすめるため、現在までのおおむね4年、5年ごとの見直しが行われ、20^割から30^割前後の料金改定が行われている。

近年は、有収率も88^割強と90^割に迫るほどの設備改善も進み、給水人口も98^割以上とほぼ本市内全域を網羅するまでになつた。しかし、本市の一般会計と同じく、人口減、少子高齢化、長い景気低迷による節水志向などによつて給水量は減少傾向にあり、料金収入も伸びてはいない状況である。

平成26年4月1日から、下水道事業も企業会計方式に移行した。

下水道事業は、市街地を中心に下水道管を敷設し管理する「公共下水道事業」と、下水道計画区域外の区域に居住する希望者に浄化槽を設置し管理する「個別排水処理施設事業」を対象とした。また、企業会計導入の目的は経営の健全化であることから、会計処理の変更に伴う大きな変化を極力少なくするため、組織や職員の身分はそのままに「法適化」の範囲は会計処理のみを変更する「一部適用」が採用された。設置から

32年を経過していた「公共下水道事業特別会計」は、同日付けで廃止した。

平成25年度末の下水道普及状況は、処理面積1千124・3畝(93・4割)、処理人口4万8460人(95・7割)。水洗便所普及状況は、水洗設置戸数1万9728戸、水洗化人口4万1846人、水洗化率86・4割であった。

財政指標

基準財政収入額とは、普通交付税の算定に用いるもので、各地方自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出するものである。

基準財政需要額とは、普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに一定の算式によって算出する。

財政力指数とは、地方自治体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。指数が1に近いほど財源に余裕があると判断され、潤沢な市税収入などで1を越える数値が示されると、その自治体は地方交付税が交付されない不交付団体といわれている。

本市の平成30年度における財政力指数は、0・466で市制を施行した昭和45年度は0・480、昭和58年度になって初めて0・5を上回り、昭和60年度には0・536と一時的に高まる様子を見せたが、バブル崩壊といわれ出した平成元年度に0・497と0・5を割りはじめた。

経常収支比率とは、経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のよ

うに毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充てられた一般財源の額が、市税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)の合計額に占める割合をいう。この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、この比率が高くなるほど、学校施設や道路、公園などの公共施設整備に充てる財源が少ないことになる。一般的に70割くらいが弾力的な財政運営が可能になる数値といわれている。市制を施行した昭和45年度からの変化を見ると76・9割からスタートし、昭和50年度に88・3割、昭和60年には90・8割まで数値を上げた。それ以降は、平成2年度に79・5割へと数値を下げたが、この状態は長続きせず、平成6年度以降再び80割へと数値を上げている。さらに、平成16年度から始まった「三位一体改革」の影響で一気に91・9割に上昇し、平成17年度には95・2割へと跳ね上がった。それ以降、90割台を下回ることがなく、直近の平成30年度は98・9割と極めて高い数値を示している。本市が独自に事業を実施しようにも、その財源は2割程度しかないということになり、「市」として独自性を発揮したソフト事業や公共施設整備を図ることは難しい現状にある。

公債費比率とは、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標の1つで、各年度の公債費に充当された一般財源の基準財政規模(各自治体の標準税収入額に普通交付税を加算した額)に対する割合である。通常、財政構造の健全性に影響を与えないためには10割を超えないことが望ましいとされる。本市は、公共事業を実施する際には市債の借入れなしでは行えないことから、平均して公債費比率は高く推移した。

昭和45年度の13・3割から昭和50年度の11・5割へと低下傾向にあっ

たが、昭和50年代に入り道路整備や義務教育施設の建設など積極的な公共投資を行ったことで、昭和55年度には17・1割まで上昇した。しかし、平成元年度以降、膨れあがった公債費や（株）登別振興公社の償還金など、過去の債務返済を優先し公共投資を控えたことで、平成7年度には一端14割台まで低下した。平成9年度からクリンクルセンターや葬斎場、新市民プールなど、相次いで大型事業を実施したことによって、平成17年度には20・5割、平成19年度には24・1割まで数値を上げた。しかし、平成20年度以降は徐々に下がっていき、直近の平成30年度には14・3割と近年の借金圧縮に努めている様子がうかがわれる。

起債制限比率とは、公債費の負担は後年度に影響が出てくるため、制度的にその水準を規制する政策がとられた。比率が20割を超えると一般単独事業債と厚生福祉施設整備事業債の発行が認められなくなり、30割を超えると一般事業債の発行が認められない仕組みである。本市の比率は、決して低いレベルではないが、これまで制限の域に達したことはない。平成18年度から、地方債許可制度が協議制度に移行した。このために従来の公債費比率や起債制限比率に代わり、現在は実質公債費比率という新しい比率で起債制限等を行うこととされている。

4つの健全化判断比率・

公営企業の資金不足比率 これまでも各地方自治体には、自らの台所事情を積極的に広報等で市民に周知する義務を負っていたが、病院や水道などの公営企業の資産状況、本市が損失補償をして経営している第3セクターなどの経営状況などについては本市の会計から切り離されることもあり、全体像が把握しづらいところがあった。

平成19（2007）年3月、大幅な債務超過に陥った夕張市が「財政再建団体」に指定された。市民の生活を最前線に担う地方自治体は、健全経営を維持するための経営能力を改めて厳しく問われる時代となったのである。このため、今まで以上に地方自治体の財政状況を市民や国がしっかりと把握するため、平成21年度4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、日々の現金収支の流れだけではなく、それによってどのように資産や負債が変化をしようとしたのか、公営企業や第3セクターの会計も含めて財政的指標を示すこととし、情報公開の精神に基づき広報等で明示することを各地方自治体に求めることとなった。本市では、平成20年度の決算から健全化判断比率の数値を、次のとおり市広報紙を通して市民に公表している。

①実質赤字比率

市税や普通交付税などの収入額に占める、一般会計と学校給食事業特別会計の赤字額の割合を示すもので、本市は平成30年度まで赤字になったことがなく比率は「0」で健全と判断される。

②連結実質赤字比率

市税や普通交付税などの収入額に占める、全ての会計の赤字額の割合を示すもので、これも赤字になったことはなく比率は「0」となり健全と判断される。

③実質公債費比率

市税や普通交付税などの収入額に占める、一般会計などの公債費や公営企業の市債償還のために一般会計が負担した額などの合計額の割合を示すもので、この比率が18割を超えると起債は知事の許可が必要となり、25割超で早期健全化団体となり起債の制限を受けることになる。また、

35割超になった場合は「財政再生計画」を策定しなければならず、この計画は国が厳しく関与することになるため、税率の引き上げや建設事業の休止など市民生活に大きな影響を及ぼす可能性がある。

本市の比率は、平成20年度14・7割に始まり、平成25、26年度に15・7割と一時期上昇したが、それをピークに平成27年度以降、次第に低下し、直近の平成30年度13・0割と近年、市債の借入額が圧縮されている状況を示している。

④ 将来負担比率

市税や普通交付税などの収入額に占める、本市が抱える借入金（地方債）残高や退職手当引当金など本市が将来的に負担しなければならない額の割合を示したもので、市町村では350割以上になると早期健全化団体となる。本市は、平成20年度75割、平成21年度85・2割、平成23年度に88・2割と少しずつ上昇し、平成26年度に104・4割、平成28年度には108・1割と上昇が続いたものの、平成29年度に99・7割、平成30年度94・7割と100割以下に引き戻し健全段階を守っている。

⑤ 資金不足比率

公営企業（水道事業会計や公共下水道事業会計など）の事業規模に占める、公営企業の資金不足額の割合を示すもので、本市の場合、各企業会計とも資金不足額がないことから健全であると判断される。

市税の徴収率の

市税全体の徴収率（現年分）は、昭和45（1970）

推移

年度に市制を施行して10年間以上98割台を維持

し、この間99割を超える高い数値も数回記録した。昭和57年度から97割台に、平成9（1997）年度から96割台に低下し平成12年度には95・

2割を記録した。この低迷状態を脱し、再び97割台を回復したのは平成15年度である。直近の平成30年度は98・9割となっている。

市有財産と市債

本市は、土地、建物、基金（積立金）、出資金などの財産を有し、これらを総称して市有財産としている。土地の所有面積は平成31（2019）年3月31日現在686・1万平方メートルで、建物は、集会所や文化施設、図書館、スポーツ施設、学校等の教育施設、社会福祉施設、庁舎、消防施設、公営住宅、公園、上水道施設、下水道施設などの様々な建物200以上の施設とインフラ整備として道路、橋梁、上水道管、下水道管などを有している。財政調整、あるいは特定の目的のために使用することのできる基金（積立金）は33・7億円、株券・出資金、貸付金等は約5・6億円を保有している。

一方、本市の債務、平成30年度末の市債残高は、一般会計で227・9億円、特別会計では学校給食事業で8百万円、簡易水道事業で1・9億円、企業会計では水道事業が44・2億円、下水道事業が174・9億円などとなっている。

参考資料

- ・『総務省地方財政状況調査普通会計決算状況調』
- ・登別市『各会計歳入歳出決算書』各年度版
- ・登別市『各会計主要施策の成果報告書』各年度版
- ・登別市『公営企業会計決算審査意見書』各年度版
- ・登別市『登別市統計書』各年度版
- ・登別市『広報のぼりべつ』各号

図表2-2-4 性質別歳出の決算額（普通会計）

（単位 千円、％）

年度	義務的経費							
	人件費	構成比	扶助費	構成比	公債費	構成比	小計	構成比
昭和45年度	413,172	23.2	118,908	6.7	119,358	6.7	651,438	36.5
昭和50年度	1,343,981	23.3	813,416	14.1	331,803	5.7	2,489,200	43.1
昭和55年度	2,537,448	23.2	1,838,748	16.8	1,027,777	9.4	5,403,973	49.5
昭和60年度	3,333,341	25.7	2,294,472	17.7	1,418,959	10.9	7,046,772	54.3
平成2年度	3,954,958	26.3	2,263,876	15.1	1,670,369	11.1	7,889,203	52.5
平成7年度	4,822,542	24.6	2,586,143	13.2	1,751,489	9.0	9,160,174	46.8
平成12年度	5,080,007	23.7	2,776,110	13.0	2,213,517	10.3	10,069,634	47.0
平成17年度	4,225,595	19.0	3,601,328	16.2	3,031,382	13.6	10,858,305	48.8
平成22年度	3,851,556	20.1	4,144,640	21.6	3,216,949	16.8	11,213,145	58.5
平成27年度	3,570,530	17.7	4,585,333	22.7	2,634,041	13.0	10,789,904	53.5
平成28年度	3,451,383	16.4	4,844,365	23.0	2,622,874	12.4	10,918,622	51.8
平成29年度	3,352,257	16.0	5,143,031	24.6	2,605,470	12.5	11,100,758	53.1
平成30年度	3,520,959	16.8	5,003,332	23.8	2,664,512	12.7	11,188,803	53.3

年度	投資的経費									
	普通建設事業費				災害復旧 事業費	構成比	失業対策 事業費	構成比	小計	構成比
	補助	単独	小計	構成比						
昭和45年度	378,262	198,165	576,427	32.3	30,805	1.7	55,115	3.1	662,347	37.1
昭和50年度	1,196,824	578,564	1,775,388	30.7	75,002	1.3	96,241	1.7	1,946,631	33.7
昭和55年度	1,422,807	1,227,429	2,650,236	24.3	241,959	2.2	108,790	1.0	3,000,985	27.5
昭和60年度	1,150,563	1,521,759	2,672,322	20.6	86,846	0.7	70,277	0.5	2,829,445	21.8
平成2年度	1,163,453	1,569,171	2,732,624	18.2	56,536	0.4	23,724	0.2	2,812,884	18.7
平成7年度	2,841,615	1,948,824	4,790,439	24.5	5,281	0.0	-	-	4,795,720	24.5
平成12年度	1,591,587	3,160,387	4,751,974	22.2	438	0.0	-	-	4,752,412	22.2
平成17年度	3,423,893	1,286,913	4,710,806	21.2	1,987	0.0	-	-	4,712,793	21.2
平成22年度	509,754	1,030,205	1,539,959	8.0	17,977	0.1	-	-	1,557,936	8.1
平成27年度	669,698	1,270,950	1,940,648	9.6	4,920	0.0	-	-	1,945,568	9.6
平成28年度	1,267,805	1,470,354	2,738,159	13.0	42,393	0.2	-	-	2,780,552	13.2
平成29年度	1,111,477	1,278,386	2,389,863	11.4	20,322	0.1	-	-	2,410,185	11.5
平成30年度	1,057,212	1,004,919	2,062,131	9.8	56,498	0.3	-	-	2,118,629	10.1

年度	その他経費							
	物件費	維持補修費	補助費等	積立金	投資・出資 ・貸付金	繰出金	小計	構成比
昭和45年度	200,181	22,775	46,741	43,649	114,568	43,000	470,914	26.4
昭和50年度	552,298	69,272	173,830	55,659	442,636	47,495	1,341,190	23.2
昭和55年度	1,016,225	125,579	289,895	136,426	909,851	33,000	2,510,976	23.0
昭和60年度	1,179,240	173,602	360,585	195,784	973,600	219,516	3,102,327	23.9
平成2年度	1,423,387	179,993	431,484	619,284	965,340	716,319	4,335,807	28.8
平成7年度	2,026,225	297,812	517,228	266,523	1,185,730	1,307,517	5,601,035	28.7
平成12年度	2,788,526	309,398	610,385	307,809	898,600	1,712,289	6,627,007	30.8
平成17年度	2,794,444	237,530	613,317	287,497	568,000	2,188,697	6,689,485	30.0
平成22年度	2,706,648	392,633	772,788	307,547	65,000	2,151,202	6,395,818	33.4
平成27年度	2,934,778	378,604	1,824,615	359,451	60,000	1,893,358	7,450,806	36.9
平成28年度	2,987,098	382,498	1,645,351	341,524	50,000	1,987,832	7,394,303	35.0
平成29年度	2,995,244	425,544	1,599,540	270,592	38,000	2,076,468	7,405,388	35.4
平成30年度	3,046,062	395,048	1,698,760	394,530	36,154	2,115,111	7,685,665	36.6

図表2-2-5 主な普通建設事業費

高度経済成長期の終盤（市制施行後）から安定成長期
S45～60（1970～1985年）

	事業名	決算額 (単位千円)	実施年度	備考
総務費	職員住宅整備事業	436,736	S 45～60	債務負担行為（中央、片倉、桜木等）
	庁舎増築事業	234,530	S 48	
	各種調査・計画策定費	81,316	S 51～59	地熱開発・水資源開発調査等
	公共用地先取得費	349,731	S 47～60	明星大学予定地 (現：登別伊達時代村)等
	幌別駅自由通路整備事業	55,000	S 52～53	
	テレビジョン中継局設置事業	60,933	S 57～58	TV難視聴対策
	市民会館建設事業	1,429,501	S 56～58	防衛省補助事業
民生費	公共施設整備受託事業	159,443	S 51～57	(株) 登別振興公社事業
	老人憩の家整備事業	286,941	S 45～60	
	富士地区コミュニティ施設整備事業	46,992	S 60	富士会館
	老人福祉センター建設事業	240,465	S 55～56	
	鉄南ふれあいセンター建設事業	268,667	S 59～60	
	保育所新增改築事業	423,598	S 47～55	鶯別、富士、登別温泉、栄町、 幌別東等
	児童館、児童センター整備事業	113,017	S 49～57	
	養護老人ホーム建設事業	145,718	S 48～49	恵寿園
	室蘭・登別保健センター建設事業負担金	85,298	S 57～60	
	じん芥埋立場整備事業	31,501	S 45～51	
衛生費	ごみ処理施設建設事業	926,062	S 51～53	旧清掃工場（防衛省補助事業）
	ごみ収集車両等購入事業	89,343	S 45～60	
	し尿処理場増設事業	355,010	S 48～49	
	し尿処理場整備事業	83,090	S 45～60	
	火葬場新設事業	31,521	S 47～48	旧火葬場
	墓地造成事業	76,814	S 52～60	富浦墓地、亀田霊園
	労働福祉センター建設事業	65,269	S 48	
労働費	温水プール建設事業	92,815	S 49～50	旧市民プール
	働く婦人の家建設事業	149,658	S 52	婦人センター
	職業訓練センター建設事業	54,950	S 53～54	
	雇用対策救援事業	145,891	S 53～60	
農林水産業費	土壌浸食防止対策事業	50,554	S 45～47	来馬、西札内、中札内地区
	札内地区道営営農用水整備事業	42,192	S 45～48	
	道営農免農道整備事業	82,976	S 45～47、 57～60	札内、中札内地区
	団体営農道整備事業	44,905	S 45～46、 47～48	富岸、札内地区
	道営土地改良事業負担金	87,511	S 48～52	
	札内開墾建設付帯事業	53,633	S 45	
	川上地区団体営開拓パイロット事業	47,562	S 45～46	
	公社営畜産基地建設事業	103,518	S 58～60	
	農業振興対策補助金	77,895	S 51～57	自給飼料生産向上対策補助金等
	地籍調査事業	86,437	S 48～60	
	小規模治山事業	58,256	S 48、49、 53～59	
	漁業振興対策補助金	118,707	S 45～60	沿岸漁業構造改善事業補助金等
漁港整備事業	62,157	S 46～60		
札内地区飲雑用水施設拡張整備受託事業	52,000	S 56	(株) 登別振興公社事業	

事業名		決算額 (単位千円)	実施年度	備考
商 工 費	商工労働会館建設費補助金	16,822	S 45~48	
	商工観光会館建設費補助金	22,297	S 47~50	
	商工会館増改築事業補助金	8,000	S 55	
	観光施設整備事業	82,508	S 45、46、 55~60	
	登別温泉、カルルス温泉地区各種開 発計画策定費	23,880	S 52~53、 55、59~ 60	
	カルルス温泉地域総合整備事業	46,768	S 59~60	カルルス・サン・スポーツランド
土 木 費	道路整備用車両等購入費	79,239	S 45~51、 54、57、59 ~60	除雪車、大型ダンプ 等
	市道舗装排水・幹線排水路整備事業	4,732,949	S 45~60	
	幹線道路改良・舗装事業	1,264,450	S 45~60	
	交通安全施設整備事業	351,122	S 45~60	歩道整備、踏切拡幅 等
	橋梁新設・改良事業	340,818	S 46~48、 50~52、 55~57	
	河川改修事業	1,247,741	S 45~60	上鷺別富岸川、伏古別川、西富岸川 等
	鷺別都市下水路整備事業	604,619	S 53~57	
	街路整備事業	976,944	S 45、48~ 60	東通、常盤通、石山通
	都市公園整備事業	499,167	S 46~52、 54~60	
	防衛施設周辺障害防止対策事業	1,315,744	S 45~60	中央通、来福橋、カルルス線 改良等
	道道改良受託事業	1,156,411	S 45~60	上登別室蘭線、洞爺湖登別線 等
	公営住宅建設事業	6,279,424	S 45~60	幌別東、柏木、新生、柏葉、千歳団 地等
	市道舗装排水整備受託事業	754,000	S 54~57	(株) 登別振興公社事業
公営住宅整備受託事業	105,600	S 51~53、 56~57	(株) 登別振興公社事業	
消 防 費	消防署鷺別支署建設事業	136,645	S 58	
	消防ポンプ自動車等購入費	114,361	S 45~60	
	消火栓設置事業	61,457	S 45~60	
	防火水槽新設事業	58,478	S 45~55、 57	
	消防器具、防災機器整備事業	19,752	S 45~58	

事業名		決算額 (単位千円)	実施年度	備考
教育費	教員住宅建設事業	486,280	S 45、48、 51~60	債務負担行為
	幌別東小学校校舎、屋内体育館建設事業	72,940	S 45	校舎増築、屋体新設
	若草小学校校舎、屋内体育館建設事業	542,690	S 45、46、 49~50、 52、55~ 57	校舎、屋体新設
	登別小学校校舎、屋内体育館建設事業	226,100	S 46、50~ 51	校舎、屋体増改築
	鶯別小学校校舎、屋内体育館建設事業	101,242	S 47、58~ 59	校舎増築、屋体新築
	幌別西小学校校舎、屋内体育館建設事業	826,654	S 47~48、 53~54、 58~60	校舎、屋体増改築
	富岸小学校校舎、屋内体育館建設事業	789,138	S 50、52、 54、60	校舎、屋体移転新築
	青葉小学校校舎、屋内体育館建設事業	834,967	S 51~53、 59	校舎、屋体新築
	幌別小学校屋内体育館建設事業	147,177	S 53	屋体増改築
	鶯別中学校校舎、屋内体育館建設事業	293,322	S 45~48、 51、54、 60	校舎、屋体増改築
	登別中学校校舎、屋内体育館建設事業	277,827	S 47、52、 59	校舎、屋体増改築
	西陵中学校校舎、屋内体育館建設事業	538,228	S 48~50、 52、55	校舎、屋体新築
	幌別中学校校舎建設事業	335,601	S 48、50~ 51	校舎増築
	温泉中学校校舎、屋内体育館建設事業	452,556	S 52~54	校舎、屋体移転新築
	緑陽中学校校舎、屋内体育館建設事業	1,117,728	S 52、55~ 58	校舎、屋体新築
	学校プール新設事業	99,544	S 46~48、 50、60	幌小、西小、東小、鶯小、若草小等
	市立幼稚園新設事業	185,147	S 50~52	若草、富士、登別温泉
	図書館新設事業	97,295	S 46~47	
	鶯別公民館建設事業	513,946	S 57~60	
	郷土資料館建設事業	104,648	S 55~56	
総合体育館建設事業	308,386	S 48~49		
教育施設整備受託事業	1,821,784	S 51~57	(株) 登別振興公社事業	

図表2-2-6 主な普通建設事業費

バブルの時代・バブル崩壊、失われた20年（前期）
S61～H13（1986～2001年）

事業名		決算額 (単位千円)	実施年度	備考
総務費	職員住宅整備事業	313,875	S 61～H11	債務負担行為
	庁舎改修等整備事業	214,327	H 2～11	
	公共用地先行取得費	192,751	S 61～H9	明星大学予定地 (現：登別伊達時代村) 等
	市有施設整備事業	137,738	S 63、H 2 ～13	
	市民会館大規模改造事業	258,619	H 9～11	
	地域イントラネット基盤整備事業	522,795	H 13	地域情報センター、光ファイバー
	テレビジョン中継局設置事業	111,164	H 5、7～8、 13	TV難視聴対策
民生費	老人憩の家整備事業	272,842	61～63、 S H 元、4 ～13	
	総合福祉センター建設事業	1,453,652	H 3～6	しんた21
	コミュニティセンター建設事業	281,223	H 元、3	富浦会館、若草つどいセンター
	保育所増改築等整備事業	277,068	H 2～12	栄町、幌別東、富士外
	養護老人ホーム恵寿園整備事業	102,031	S 63、H5、 11～12	
衛生費	新ごみ処理施設建設事業	9,055,753	H 9～11	クリンクルセンター、最終処分場
	千歳最終処分場整備事業	360,836	H 6～13	旧処分場
	旧清掃工場整備事業	276,666	S 61～H12	
	ごみ収集車両等購入事業	113,980	S 61～H13	
	し尿処理場整備事業	350,630	S 61～H13	
	墓地造成事業	210,478	S 61～62、 H5～6	亀田霊園、富浦墓地
	職業訓練センター増築事業	64,514	S 61	
労働費	雇用対策救援事業	519,905	S 61～H13	
	札内地区道営営農用水整備事業	222,146	H 6～9	
農林水産業費	道営農免農道整備事業	585,751	S 61～63、 H3～13	来馬第1、西札内、中札内、鉦山地区
	中札内地区緊急畑地帯総合整備事業負担金	67,410	H 8～13	
	公社営畜産基地建設事業	235,173	S 61～63	
	札内高原館整備事業	148,429	H 11	
	農業振興対策補助金	10,333	H 9	
	小規模治山事業	61,300	H 2～11	
	地籍調査事業	178,712	S 61～H13	
	漁業振興対策補助金	187,617	S 61～H6、 H11	沿岸漁業構造改善事業補助金等
	漁港整備事業	232,728	S 61～63、 H元～10	鶯別漁港、登別漁港
	幌別地区商店街近代化推進事業	1,112,366	S 63、 H3～6	
商工費	観光施設整備事業費	33,097	S 61～62、 H3、10	
	カルルス温泉スキー場整備事業	88,880	H 12～13	
	登別マリノパーク施設等取得費	870,087	H 12～13	
	登別温泉地域総合整備事業	153,469	S 62～H4	
	カルルス温泉地域総合整備事業	23,488	S 61	カルルス・サン・スポーツランド

事業名		決算額 (単位千円)	実施年度	備考
土木費	市道用地買収費	148,621	S 62~H13	
	市道舗装排水・幹線排水路整備事業	7,037,162	S 61~H13	
	幹線道路改良・舗装事業	6,131,786	S 61~H13	
	交通安全施設整備事業	910,799	S 61~H13	歩道整備、踏切拡幅等
	橋梁新設・改良事業	359,757	S 61~62、 H 5、10 ~12	若山学園橋、富岸学園橋 外
	河川改修事業	945,525	S 61~H12	西富岸川、ヤンケシ川 外
	街路整備事業	2,613,807	S 61~H13	円山通、環状通、西通 外
	登別ビーチパーク整備事業	1,213,125	S 63~H5	
	川上総合公園整備事業	665,254	S 61~H6	
	都市公園整備事業	203,315	S 61~H13	
	道道改良受託事業	12,303,391	S 61~H12	倶多楽湖公園線、弁慶幌別線 外
	防衛施設周辺障害防止対策事業	1,390,198	S 61~H13	カルルス線、駐屯地周辺防災 外
	公営住宅建設事業	5,667,549	S 61~H13	緑ヶ丘、登別温泉、桜木団地等
消防費	消防ポンプ自動車等購入費	512,228	S 61~H10	はしご付き消防車、化学消防車等
	救急自動車等購入費	172,284	S 61、H元 ~13	高規格救急自動車
	消火栓設置事業	97,240	S 61~H13	
	防火水槽、防火井戸新設事業	159,380	S 63~H3、 6~13	
	サイレン遠隔吹鳴装置設置事業	65,100	H 13	
	緊急通信指令装置整備事業	46,084	H 12	
	消防器具、防災機器整備事業	82,446	S 63~H4、 8~10	
教育費	教職員住宅建設事業	1,006,641	S 61~H13	債務負担行為
	幌別東小学校校舎、屋内体育館整備事業	278,535	S 61~62、 H10	校舎改修、屋体増築
	登別小学校校舎整備事業	182,366	H 元~2	校舎改造
	幌別小学校校舎改築事業	1,227,071	H 2~6	校舎改築
	鶯別中学校校舎整備事業	119,816	S 61、H13	校舎改築
	登別中学校校舎、屋内体育館整備事業	359,807	H 3~4、6	校舎、屋体改造
	西陵中学校校舎、屋内体育館整備事業	864,550	H 7~13	校舎、屋体大規模改造
	幌別中学校校舎、屋内体育館整備事業	508,628	S 62~63、 H7	校舎、屋体改造
	その他 小・中学校校舎等改修事業	193,298	S 62、H9 ~11、13	若草小、鶯別小、温泉中、緑陽中
	小・中学校環境整備事業	640,710	S 62~H13	
	学校プール整備事業	63,541	S 63	
	教育施設水洗化事業	158,565	H 2~11	
	鶯別公民館整備事業	92,468	H 8、11	
	ネイチャーセンター建設事業	478,880	H 11~13	ほおれすと鉾山
	文化伝承館建設事業	45,239	H 7	郷土資料館増築
	総合体育館整備事業	85,542	H 元、5	
	岡志別の森運動公園整備事業	460,961	H 8~11	
学校給食センター整備事業	108,877	H 8~13		

図表2-2-7 主な普通建設事業費

小泉構造改革、リーマンショックと東日本大震災、失われた20年（後期）
H14～30（2002～2018年）

	事業名	決算額 (単位千円)	実施年度	備考
総務費	庁舎改修等整備事業	97,568	H 21～22、 29	
	幌別駅自由通路整備事業	78,134	H 27～28	
	行政情報化推進事業	158,697	H 14～30	OA化推進
	地域イントラネット基盤整備事業	91,592	H 20～30	
	ネットワークセキュリティ強靱化事業	71,708	H 28	
	市民会館整備事業	200,884	H 18、20～ 22	
	市民活動センター開設事業	65,473	H 21	
	テレビジョン中継局設置事業	177,981	H 22	T V デジタル化難視聴対策
民生費	老人憩の家整備事業	128,235	H 14～30	
	登別保育所建替事業	465,748	H 14～17	
	青葉児童館新設事業	38,856	H 21	
	鶯別児童館移転改築事業	139,308	H 28～30	
	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	96,971	H 21～22、 29	「ともかな」「ファイト」の整備
	介護サービス提供基盤等整備事業補助金	357,308	H 2 2 ～ 23、29	高齢者グループホーム、特別養護老人ホームの整備
	養護老人ホーム恵寿園整備事業	126,467	H 15～19	
	養護老人ホーム整備事業補助金	80,695	H 25～30	「チボリの森」
衛生費	再生可能エネルギー等導入推進事業	100,807	H 27	総合福祉センター
	火葬場建替事業	1,133,277	H 14～15	葬斎場
	葬斎場整備事業	52,239	H 22～30	
	墓地造成事業	144,696	H 14～15	第二富浦墓地
	墓地整備事業	58,958	H 19～24	
	千歳最終処分場整備事業	645,099	H 14～15	旧処分場閉鎖工事
	クリンクルセンター改修等整備事業	3,060,330	H 15～30	中間改修
	清掃工場ストックヤード化事業	340,101	H 14～15	
	汚水処理施設共同整備事業負担金	250,889	H 21～22	下水道施設への「し尿投入施設」の整備
労働費	雇用対策救援事業	315,588	H 14～24	
農林水産業費	資源リサイクル畜産環境整備事業負担金	14,555	H 18～19	
	道営農免農道整備事業負担金	15,092	H 14～15	来馬第1地区
	道営草地改良事業負担金	18,631	H 14～15	
	民有林造林推進事業補助金	37,997	H 20～30	
	水産業振興対策補助金	502,090	H 18～29	製氷・冷蔵施設、水産鮮度保持施設の整備等
商工費	観光施設整備事業	97,909	H 19～20、 25～30	泉源公園、大湯沼川探勝歩道の整備等
	カルルス温泉スキー場整備事業	15,000	H 17	

	事業名	決算額 (単位千円)	実施年度	備考	
土木費	除雪機等道路整備用車両購入費	119,049	H 23、27～ 28、30		
	市道舗装排水整備事業	2,292,037	H 14～30		
	道路排水対策事業	1,489,906	H 23～30		
	幹線道路改良、舗装事業	3,012,489	H 14～26	カルルス路線、登別温泉中央通り 外	
	交通安全施設整備事業	247,095	H 14～20、 25～26	歩道整備	
	橋梁長寿命化事業	161,493	H 26～30		
	河川改修事業	166,449	H 14、22～ 28	サンライバの沢川、ボンヤンケシ川 等	
	都市公園整備、長寿命化事業	767,001	H 14～21、 23～30		
	キウシト湿原緑地保全事業	480,850	H 15～26		
	道道改良受託事業	8,438,852	H 14～18、 21～24、 28～30	倶多楽湖公園線、上登別室蘭線等	
	防衛施設周辺障害防止対策事業	176,769	H 14～16		
	要緊急安全確認大規模建築物耐震化 促進事業補助金	613,104	H 28～30	ホテル・旅館等の大規模建築物	
	消防費	公営住宅建設事業	2,361,809	H 14～19、 23～26、 29～30	幌別東、登別旭、千代の台団地等
公営住宅環境整備事業		758,559	H 14～30		
消防支署新庁舎建設事業		162,551	H 29～30	消防署東支署の建設	
消防ポンプ自動車等購入費		339,997	H 14～30		
救急自動車等購入費		228,667	H 15、19、 21、24、 26、29	高規格救急自動車、救助工作車等	
消防救急デジタル無線整備事業		306,272	H 23～24		
消火栓設置事業		32,313	H 14～19		
サイレン遠隔吹鳴装置設置事業		59,685	H 14		
消防器具機材等購入費		13,624	H 23～25		
消防救急通信指令装置整備事業		105,559	H 26		
防災行政無線整備事業		470,591	H 25～26	デジタル化	
教育費		若草小学校校舎大規模改造事業	812,127	H 14～16	
		鶯別小学校建替事業	2,723,189	H 26～29	
	小学校耐震化・改修事業	1,074,235	H 23～30	青葉、幌別、富岸、登別	
	小学校環境整備事業	589,222	H 14～30		
	中学校耐震化・改修事業	574,068	H 22～26、 28～29	鶯別、登別、西陵	
	中学校環境整備事業	343,927	H 14～30		
	文化交流館整備事業	61,589	H 18	カント・レラ	
	総合体育館整備事業	267,980	H 23～24、 28		
	新市民プール建設事業	1,635,139	H 14～16	らくあ	
	学校給食センター整備事業	71,683	H 14～17、 22～25		

(単位：千円)

平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
5,246,561	5,066,580	5,269,872	5,136,728	5,187,664	5,179,647	5,153,559
194,099	395,741	172,483	149,569	147,573	147,238	148,364
216,762	24,496	20,305	8,140	5,131	9,003	7,304
-	6,007	5,143	16,206	9,511	12,769	9,821
-	7,855	1,662	13,468	5,713	12,895	8,462
515,259	481,845	462,461	944,759	835,573	888,767	903,245
20,121	11,884	7,432	10,319	9,975	9,381	8,764
8,916	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
76,555	62,467	34,338	22,600	25,059	36,704	33,033
155,697	134,180	56,006	23,308	24,365	26,603	28,634
5,260,424	4,783,606	5,094,343	5,150,491	5,096,988	5,174,790	5,188,331
644,006	469,016	515,935	471,543	471,312	504,141	532,695
5,904,430	5,252,622	5,610,278	5,622,034	5,568,300	5,678,931	5,721,026
11,932	10,747	10,503	8,513	8,206	7,362	5,777
95,891	76,883	27,212	55,147	51,765	52,685	53,176
445,552	504,130	447,949	451,237	437,934	424,480	431,699
319,159	295,143	242,752	227,432	223,680	231,876	235,782
3,150,456	2,690,094	2,927,634	3,316,627	3,662,150	3,410,998	3,284,679
454	442	356	300	300	300	300
876,617	3,930,835	1,243,635	1,171,664	1,163,346	1,845,221	1,688,198
85,646	212,983	76,078	79,418	47,059	46,127	115,489
20,182	10,530	15,193	24,026	170,468	137,982	291,177
567,701	282,048	41,794	202,856	438,585	401,647	588,429
515,692	564,756	695,425	450,805	672,791	482,343	571,324
1,546,150	1,277,118	673,655	743,713	658,772	607,796	630,072
2,192,700	1,427,100	1,855,246	2,180,200	2,221,900	1,836,900	1,563,000
-	56,900	-	-	-	-	-
-	589,700	1,007,546	724,700	587,200	644,200	653,400
22,166,532	22,726,486	19,897,412	20,859,069	21,575,820	21,487,655	21,481,314

5,252,622	5,842,322	6,617,824	6,346,734	6,155,500	6,323,131	6,374,426
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

図表2-2-8 歳入決算額（普通会計）

区分		昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度
市税		451,354	1,350,772	2,623,300	3,678,703	4,362,440	5,324,659
地方譲与税		-	34,908	109,497	125,841	319,622	409,908
利子割交付金		-	-	-	-	172,543	134,789
配当割交付金		-	-	-	-	-	-
株式等譲渡所得割交付金		-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金		-	-	-	-	-	-
ゴルフ場利用税交付金		-	-	-	-	30,512	26,521
特別地方消費税交付金		-	-	-	-	-	54,719
娯楽施設利用税交付金		400	2,582	2,134	2,248	-	-
自動車取得税交付金		10,249	37,351	56,400	67,621	111,942	100,131
地方特例交付金		-	-	-	-	-	-
地方 交付税	普通交付税	377,251	1,002,249	1,957,611	2,489,898	3,581,377	3,897,575
	特別交付税	40,264	110,562	256,716	308,732	434,106	456,043
	小計	417,515	1,112,811	2,214,327	2,798,630	4,015,483	4,353,618
交通安全対策特別交付金		849	6,085	5,409	6,750	10,757	13,246
分担金・負担金		35,531	41,672	45,827	99,542	128,470	179,296
使用料		34,757	82,628	287,204	401,544	477,791	607,466
手数料		20,031	52,881	102,039	144,848	184,667	204,620
国庫支出金		254,030	1,327,200	2,182,842	2,171,311	2,155,620	2,272,290
国有提供施設等 所在市町村助成交付金		99	343	571	571	597	677
道支出金		109,665	169,956	546,381	588,491	469,092	2,455,160
財産収入		17,108	186,222	85,795	225,634	275,751	159,823
寄附金		5,470	7,414	15,740	7,596	11,186	5,598
繰入金		48,800	82,500	135,950	97,500	67,888	229,513
繰越金		53,403	51,698	203,992	113,335	218,659	246,463
諸収入		191,224	670,373	1,926,536	1,456,738	1,461,244	1,531,989
市債		179,800	690,200	585,600	1,154,870	894,650	1,665,500
	うち 減税補てん債	-	-	-	-	-	-
	うち 臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
合計		1,830,285	5,907,596	11,129,544	13,141,773	15,368,914	19,975,986

実質的な 地方交付 税	地方交付税+ 臨時財政対策債	1,112,811	2,214,327	2,798,630	4,015,483	4,353,618	5,904,430
-------------------	-------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

図表2-2-9 市税収入の決算額

(単位 千円)

区分	市民税		固定 資産税	軽自動 車税	市たばこ 税	市たばこ 消費税	電気 ガス税	木材 引取税	特別土地 保有税	入湯税	都市 計画税	合計
	個人	法人										
昭和45年度	121,565	42,685	168,332	5,024	—	68,947	21,952	198	—	22,651	—	451,354
昭和50年度	452,908	115,473	415,377	5,576	—	131,969	33,417	375	79,619	63,017	53,041	1,350,772
昭和55年度	1,000,806	232,973	766,522	5,894	—	216,785	88,007	574	48,575	156,671	106,493	2,623,300
昭和60年度	1,510,655	205,562	1,187,786	11,414	—	278,565	129,531	—	19,228	160,098	175,864	3,678,703
平成2年度	1,616,503	395,108	1,552,974	20,229	304,544	—	—	—	26,015	218,725	228,342	4,362,440
平成7年度	1,865,705	358,717	2,217,159	30,608	338,821	—	—	—	14,810	213,114	285,725	5,324,659
平成12年度	1,559,356	345,408	2,210,647	41,142	433,065	—	—	—	12,309	215,643	428,991	5,246,561
平成17年度	1,406,002	244,471	2,301,591	55,699	405,968	—	—	—	120	204,633	448,096	5,066,580
平成22年度	1,931,649	295,790	2,037,461	67,069	359,716	—	—	—	—	180,967	397,220	5,269,872
平成27年度	1,898,709	263,789	1,895,853	76,536	439,298	—	—	—	—	197,719	364,824	5,136,728
平成28年度	1,937,303	278,213	1,895,398	86,679	429,623	—	—	—	—	195,583	364,865	5,187,664
平成29年度	1,911,556	298,508	1,908,253	91,182	404,358	—	—	—	—	200,805	364,985	5,179,647
平成30年度	1,921,532	301,771	1,893,891	94,580	397,785	—	—	—	—	187,171	356,829	5,153,559

図表2-2-10 国民健康保険事業

年度	歳入 (千円)	歳出 (千円)	歳入歳出差引 (千円)	世帯数 (戸)	被保険者数 (人)	保険給付費 (千円)
昭和45年度	129,800	118,940	10,860	2,865	9,152	160,960
昭和50年度	476,433	476,356	77	3,808	11,468	453,885
昭和55年度	1,447,281	1,487,786	▲ 40,505	5,288	13,663	1,420,104
昭和60年度	2,351,607	2,439,986	▲ 88,379	6,417	14,655	1,572,978
平成2年度	2,910,074	4,058,277	▲ 1,148,203	7,099	14,439	2,320,212
平成7年度	4,001,199	4,713,643	▲ 712,444	7,638	14,108	2,629,097
平成12年度	4,843,007	4,489,765	353,242	9,364	16,736	2,836,304
平成17年度	6,071,172	5,717,549	353,623	11,123	19,091	3,997,563
平成22年度	6,833,685	6,415,499	418,186	8,017	13,049	4,315,337
平成27年度	7,224,090	7,038,267	185,823	7,489	11,662	4,482,575
平成28年度	7,173,345	6,910,315	263,030	7,206	10,996	4,470,045
平成29年度	6,972,970	6,642,301	330,669	6,861	10,311	4,220,795
平成30年度	5,816,287	5,437,996	378,291	6,510	9,679	3,920,668

※ 累積赤字のピークは平成3年度

※ ①世帯数、被保険者数は統計書数値を使用。

②保険給付額は、決算書の数値を使用。

(単位：千円)

平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4,713,643	4,489,765	5,717,549	6,415,499	7,038,267	6,910,315	6,642,301	5,437,996
-	-	-	-	-	-	-	-
399,065	368,371	327,318	353,389	342,150	338,329	331,575	327,934
-	-	-	-	-	-	-	-
2,897,124	3,646,237	2,870,786	2,626,932	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
5,398,502	6,036,922	6,786,965	13,108	-	-	-	-
11,550	-	-	-	-	-	-	-
-	27,940	47,143	40,167	33,466	37,779	40,811	50,413
-	1,793,106	2,447,178	2,818,579	3,347,380	3,396,880	3,489,039	3,725,553
-	-	-	113,219	99,463	101,528	107,976	110,302
-	-	-	613,444	703,739	710,345	735,155	767,296
13,419,884	16,362,341	18,196,939	12,994,337	11,564,465	11,495,176	11,346,857	10,419,494

739,766	922,956	877,208	837,868	849,315	835,227	861,422	869,629
662,360	745,325	579,849	507,278	741,003	599,240	852,129	808,832

-	-	-	-	1,804,939	1,808,917	1,788,885	1,803,964
-	-	-	-	1,671,178	1,678,748	1,580,345	1,829,068

図表2-2-11 特別会計・公営企業会計 歳出決算額

年 度		昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度
特別会計	国民健康保険会計	118,940	476,356	1,487,786	2,439,986	4,058,277
	観光事業会計	118,415	90,935	75,661	115,787	111,967
	学校給食事業会計	75,234	231,006	399,466	427,010	382,692
	上鷲別東部地区土地区画整理事業会計	－	352,856	552,916	－	－
	公共下水道事業会計	－	－	－	485,483	1,958,286
	亀田記念公園会計	－	－	－	36,381	－
	老人保健会計	－	－	－	2,648,819	3,711,627
	富岸地区土地区画整理事業会計	－	－	－	－	421,354
	簡易水道事業会計	－	－	－	－	－
	介護保険会計	－	－	－	－	－
	カルルス温泉スキー場事業会計	－	－	－	－	－
	後期高齢者医療会計	－	－	－	－	－
	小 計	312,589	1,151,153	2,515,829	6,153,466	10,644,203
公営企業会計	水道事業会計					
	収益的支出	140,297	181,814	256,022	449,585	559,519
	資本的支出	43,038	59,869	497,033	249,670	252,128
	下水道事業会計					
	収益的支出	－	－	－	－	－
資本的支出	－	－	－	－	－	

① 決算書、決算審査意見書数値を使用。

② 水道事業にかかる、H10年度以前数値は決算審査意見書（消費税を除いているため）の数値と一致しない。

図表2-2-12 各種財政指標

年度	基準財政 収入額 (千円)	基準財政 需要額 (千円)	標準財政 規模 (千円)	財政力指数 (3か年平均)	経常収支 比率 (%)	公債費 比率 (%)	起債制限 比率 (3か年平均) (%)
昭和45年度	299,330	676,581	776,358	0.480	76.9	13.3	—
昭和50年度	918,057	1,922,312	2,216,898	0.470	88.3	11.5	—
昭和55年度	1,805,946	3,762,234	4,326,364	0.477	89.3	17.1	—
昭和60年度	2,697,342	5,194,509	6,041,900	0.536	90.8	16.7	—
平成2年度	3,209,308	6,790,685	7,805,528	0.483	79.5	16.9	14.7
平成7年度	4,565,430	8,471,450	9,926,908	0.524	83.7	14.8	12.6
平成12年度	4,488,549	9,748,973	11,176,726	0.475	87.3	16.6	12.4
平成17年度	4,223,634	9,007,240	10,276,695	0.469	95.2	20.5	14.3
平成22年度	4,178,928	9,273,271	11,433,220	0.475	95.1	20.4	15.9
平成27年度	4,412,239	9,538,507	11,392,920	0.449	93.9	14.3	12.4
平成28年度	4,472,612	9,575,929	11,294,765	0.460	98.3	14.5	12.0
平成29年度	4,500,280	9,682,709	11,469,715	0.465	97.4	13.8	11.6
平成30年度	4,514,449	9,698,751	11,510,031	0.466	98.9	14.3	12.0

図表2-2-13 健全化判断比率

年度	実質公債費比率		将来負担比率
	単年度	3か年	3か年
平成20年度	14.7%	14.7%	75.0%
平成21年度	15.2%	15.2%	85.2%
平成22年度	14.2%	14.6%	80.8%
平成23年度	15.4%	14.9%	88.2%
平成24年度	16.6%	15.4%	86.9%
平成25年度	15.3%	15.7%	89.0%
平成26年度	15.5%	15.7%	104.4%
平成27年度	12.6%	14.4%	106.9%
平成28年度	13.2%	13.7%	108.1%
平成29年度	12.5%	12.7%	99.7%
平成30年度	13.6%	13.0%	94.7%

図表2-2-14 市税の徴収率

年度	市税合計			うち市民税			うち固定資産税		
	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計	現年課税	滞納繰越	計
昭和45年度	98.2%	24.0%	94.3%	97.7%	36.5%	95.9%	97.4%	19.9%	89.6%
昭和50年度	98.9%	46.4%	97.8%	99.2%	58.0%	98.3%	98.5%	51.5%	97.2%
昭和55年度	98.4%	35.4%	97.2%	98.3%	30.5%	96.9%	97.9%	47.3%	96.9%
昭和60年度	97.1%	19.1%	92.7%	97.3%	19.3%	92.2%	95.8%	20.0%	91.1%
平成2年度	97.7%	20.1%	90.4%	97.9%	18.4%	91.4%	96.8%	20.9%	86.9%
平成7年度	97.4%	17.9%	90.9%	97.5%	23.5%	92.0%	96.8%	15.2%	89.4%
平成12年度	95.2%	11.9%	85.8%	97.2%	13.3%	87.6%	92.9%	11.2%	82.2%
平成17年度	97.7%	16.8%	88.5%	98.4%	21.0%	91.1%	96.8%	15.2%	84.9%
平成22年度	96.6%	17.7%	88.5%	97.5%	23.4%	92.2%	94.9%	15.4%	83.2%
平成27年度	98.5%	14.8%	90.2%	98.5%	30.0%	93.8%	98.2%	8.8%	84.6%
平成28年度	98.7%	14.3%	91.2%	98.7%	30.7%	94.7%	98.5%	8.0%	85.9%
平成29年度	98.9%	14.2%	92.2%	99.0%	31.6%	95.6%	98.5%	7.6%	87.4%
平成30年度	98.9%	18.9%	93.4%	99.1%	33.8%	96.4%	98.4%	13.7%	89.0%

図表2-2-15 基金・積立金の現在高（平成30年度末）

(単位：千円)

基金名	現在高
財政調整基金積立金	253,722
減債基金積立金	137,466
土地開発基金積立金	480,309
職員退職手当積立金	338,146
観光開発基金積立金	79,767
墓地管理基金積立金	2,995
いきいき人とまち基金積立金	17,688
生涯学習振興基金積立金	36,266
社会福祉事業基金積立金	17,965
おもいやり基金積立金	24,201
一般廃棄物処理施設整備基金積立金	212,719
新図書館建設基金積立金	139,408
ふるさとまちづくり応援基金積立金	153,005
庁舎整備基金積立金	178,295
介護給付費準備基金積立金	656,593
国民健康保険給付費等準備基金	1,272
北海道市町村備荒資金組合積立金	641,694
合計	3,371,511

(単位 千円)

平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
12,227,716	15,569,533	27,282,612	30,687,040	24,075,201	24,438,548	24,275,334	23,713,521	22,791,748
7,209	-	-	-	-	-	-	-	-
2,264	28,213	53,953	29,489	8,682	11,516	10,487	9,462	8,437
-	-	-	-	-	-	-	-	-
4,866,628	8,353,773	14,216,288	19,048,976	20,188,931	-	-	-	-
246,983	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	93,843	53,561	85,252	140,059	155,725	172,089	194,368
1,525,027	2,494,074	4,864,571	5,713,731	4,977,195	4,332,222	4,259,082	4,381,623	4,421,945
-	-	-	-	-	18,041,093	18,353,566	17,839,437	17,485,467
18,875,827	26,445,593	46,511,267	55,532,797	49,335,261	46,963,438	47,054,194	46,116,132	44,901,965

図表2-2-16 各会計地方債現在高の変遷（年度末現在）

区 分		昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度
一般会計		926,817	2,810,814	7,897,074	11,717,126
特別会計	観光事業会計	60,900	32,091	7,948	20,287
	学校給食事業会計	6,704	9,150	3,813	11,800
	上鷺別東部地区土地区画整理事業会計	－	582,200	157,320	－
	公共下水道事業会計	－	－	－	434,800
	富岸地区土地区画整理事業会計	－	－	－	－
	簡易水道事業会計	－	－	－	－
公営企業 会計	水道事業会計	238,436	198,356	552,009	1,170,803
	下水道事業会計	－	－	－	－
総 合 計		1,232,857	3,632,611	8,618,164	13,354,816

第3節 市議会

本 会 議

市議会の本会議には、付議事件の有無にかかわらず定例的に招集される「定例会」と、必要がある場合において、特定の事件に限って招集される「臨時会」がある。

定例会は、地方自治法の規定により本市が条例において定める回数で招集されることとされており、本市では、現在、年4回の定例会を開くこととし、おおむね2月末、6月、9月及び12月に招集され、開催している。各定例会では、市の新年度予算を審議し4月から執行することを勘案した予算議会としての3月、新年度予算に国、道などの予算がついて新たな事業などの用途について補正などの必要性を審議する6月、前年度の予算執行を審議する決算議会としての9月、年度末の予算執行見込みなどを確認する12月という流れに則ったものであった。

その後、逼迫する市の財政状況から市議会においても簡素化が求められるようになった。このことについて、平成17（2005）年6月に開催された議会運営委員会で「議員定数について」「定例会の回数について」「議会の監視・チェック機能について」及び「議員報酬等について」の4項目に関する「議会改革の推進」について工藤光秀議長から亀谷隆雄議会運営委員会委員長に諮問があり、審議した結果、同年8月に議会改革特別委員会の設置が決定された。そして、同年9月から翌18年3月までの間に10回の特別委員会を開催し、

- ・議員定数を3名減とすること
- ・定例会の開催回数も1回減の年3回開催とすること

- ・各党派に対して所属する議員1人あたり1か月2万円ずつをもって計算する政務調査費を1か月1万円ずつに減額すること

・先進都市等への視察も2年に1回とすること。
 などの議会改革の方策を答申し、この答申に基づいて平成18年3月の市議会第1回定例会で決定した。定例会の回数を1回減らすことによって、議会開催に要する経費を節減するとともに、その期間を重点的に市政に對する市民等の意見を聞き取る期間とし、後述する議会フォーラムを開催するきっかけとなった。

定例会を年3回に縮減した試みは平成19年から実施され、平成22年まで続けられたが、その後市議会議員にとって最も大切な議会での一般質問の場が1回少なくなつたこと、臨時会の開催回数などを比較しても大きな財政効果が推し量れないこと、他市との比較においても圧倒的に年4回の定例会の開催が主力となつていくことから、現行の年4回開催へ戻つた。

臨時会については、例えば国の税制改正に対応した登別市税条例の改正を行うために、4月末あるいは5月頭に開催されるもののほか、国などの経済対策等に伴う市の予算を審議するためなど、必要に応じて開催されている。

常任委員会

審議事項を専門分化し、各議員をもって組織される委員会制度を登別市でも採用しており、令和元（2019）年現在、次の5常任委員会を組織している。

- ・総務・教育委員会 6名以内

総務部、会計室、選挙管理委員会、監査委員、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

・生活・福祉委員会 6名以内

市民生活部及び保健福祉部の所管に関する事項

・観光・経済委員会 6名以内

観光経済部、農業委員会及び都市整備部の所管に関する事項

・広聴・公開委員会 6名以内

議会の広報活動及び広聴活動に関する事項

・予算・決算委員会 18名以内

予算及び決算の認定議案に関する事項

これら5つの常任委員会のうち、総務・教育委員会、生活・福祉委員会及び観光・経済委員会については、定例会又は臨時会において付議された事件について、本会議での付託を受けて調査審査をおこなっている。また、広聴・公開委員会では、平成8（1996）年より発行している議会だより「でいすかす」の編集などを担当している。そして、予算・決算委員会は、かつて特別委員会であったが、平成22年より常任委員会となり、議長及び監査委員（決算審査のみ）に就任している議員を除く議員で構成し、市の予算や決算の妥当性を調査審査している。

特別委員会

特別委員会は、特定の事件があったときに設置されるもので、登別市では、登別市議会委員会条例第6条の規定により議会の議決をもって設置する方法を取っており、議会で選任された委員は、付議された事件の審議が行われている期間は、当該特別

委員会の委員として在任することになる。

本市では、幌別村時代の昭和22（1947）年6月16日に招集された第2回定例会で、「常任委員会条例」及び「特別委員会条例」を可決、制定し、昭和23年1月24日の第1回臨時会で「幌別村会議規則改正特別委員会」を初の特別委員会として設置した。

昭和25年11月7日第6回定例会で設置された「町制施行並びに自治体警察設置調査特別委員会」では、同日、大石橋村長より協議の申し入れがあった幌別村の町制施行について調査審査するために設置されたもので、香川八郎、若浜要吉、三浦守治、倉賀野曠、赤樫長平の5名が委員に選出された。そして、詳細な調査審査が行われ、同特別委員会からの報告を受けて、幌別村が町制施行に向けてまい進することとなった。

その後も、昭和26年2月2日設置の「凶漁対策特別委員会」、同年6月7日設置の「登別漁港築設特別委員会」などが設置されてきた。昭和45年以降、予算特別委員会や決算特別委員会を除き、平成27年度までに60件の特別委員会が設置されてきた。

これらの特別委員会について概観すると、昭和46年6月18日の幹線道路建設特別委員会設置、小樽ルートとなるか、登別・千歳ルートとなるか論議を呼んだ昭和47年1月18日の北海道新幹線鉄道誘致特別委員会設置、昭和48年3月22日に設置された特別委員会は、議会市史編さん特別委員会で、5年後の昭和50年4月15日に発行された「登別市議会史」の発行を審議するものだった。

そして、昭和54年11月5日には「観光」と「工業」の2大基幹産業にもう1つの基軸「学園都市」を加えることで多角的で複合的な都市づくりを目指すため、「大学等設置に関する調査特別委員会」が設置され、

翌年には「大学等誘致並びに建設促進特別委員会」という一歩進んだ名称に変わっていった。また、日本全体が安定成長期に入り、バブルともいわれた好景気で、本市にもマリンパークニクスなどの大型プロジェクト参入の話が起り、昭和59年から平成元（1989）年頃にかけて「地域開発並びに大学等誘致促進特別委員会」等の特別委員会が頻繁に開催された。この中で、当初は明星女子短期大学の誘致の話も進められていたが、大学側から開校断念の話が伝わると、その間隙を埋める間もなく「伊達時代村」進出が急スピードで実現に向って動き出すという状況だった。

しかし、安定経済はその後減速をはじめ、本市にも新日本製鐵（株）室蘭製鐵所の高炉休止問題などの影響が押し寄せることとなり、順調に伸びていた人口にも歯止めがかかりはじけると、市全体が経費削減、行政改革が主要問題となっていた。華やかな観光振興に貢献したマリンパークニクスや伊達時代村などもおしなべて経営不振に陥り、平成11年7月には「地域経済活性化に関する特別委員会」が設置され、民間活力を導入してどのように再建すべきが論議された。

平成期は、平成11年頃、「ITバブル」などと景気の回復がさざやかされたが、北海道拓殖銀行の破たん象徴されるように、北海道、本市にとっては大きな景気回復を感じる事の出来ない、まさしく「失われた20年」という時代であった。そして、国や北海道の財政支援についても次第に厳しさを増す中で、平成の大合併の論議も起り、室蘭市から積極的な呼びかけがなされたが、登別市議会は平成15年2月議会で設置した「市町村合併に関する特別委員会」において協議し、「平成17年3月を想定した合併は時期尚早である」との判断から、全会一致で否決した。

5期20年続いた上野市政は厳しい経済状況が続いたために、観光、工業、学園都市以外に新たなまちの方向性を大きく転換しようというような動きがなく、比較的穏やかで大過なく過ぎ去ろうとしていた。ところが、小笠原市政誕生の年に、過去の負の遺産ともいふべき姿で「約4500万円の高額療養費未請求問題」が顕在化し、平成20年8月議会で13名からなる「医療費助成事業に係る高額療養費請求事務等に関する調査特別委員会」が設置された。

特別委員会は、それまで調査してきた結果について、平成21年2月の臨時会で報告し、その中で「税による損失補てんを行わず、当時の特別職、職員によって補てんされるべき」との意見を述べた。また、再発防止の観点から、事務事業の見直しとしてのジョブノートの作成を提言した。これを受けた本市は、平成21年2月20日記者会見を行い、特別職、職員、退職者などから損失補てん協力を徴収して穴埋めをすることを発表した。そして、上野前市長以下458名が協力して穴埋めすることになり、小笠原市長も4年間報酬から毎月1万円を負担した。市議会議員も平成21年7月の臨時議会において、平成21年8月から平成23年4月までの間、議員報酬の月額を5千円減額することを可決した。

この後、国では第2次安倍内閣が発足して、人口の東京一極集中を是正するとともに、若い世代の結婚・子育ての希望を実現するために地域特性に応じた戦略の策定と実施を求め、それに対して支援するとの政策にかじを切った。本市でも、市総合計画第3期基本計画と連動する「登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとなった。

市議会では、地方創生という大きな流れに対応し、同戦略の策定、推進の各段階において十分な調査審議を行うために、平成27年7月8日に

「地方創生等調査特別委員会」（委員8名）を設置した。

同特別委員会は、平成28年2月までに19回開催され、同年第1回定例会に調査結果を報告して、その役目を終えた。

報告書の中で、本市から提出されている「登別市総合計画第3期基本計画」や「登別市まち・ひと・しごと総合戦略」に対する読み込みが行われ、市の将来ビジョンに対し、どのような施策を最重要と捉えるのか、何を最優先課題とすべきかについて明確な柱が見えて来ず、従来の方式の踏襲に終わっており、総花的な感がぬぐえないといった批判や、総合的な施策でありながら具体的な実施にあたっては、本市のそれぞれの組織が横断して連携を再構築していくことが効果を高めるものと思われるが、その点の連携方法をより具体的に示していくべきではないかという点などについて指摘がなされた。

議会広報の取組

市民と市議会議員にとつてもっとも悩ましい問題は、両者の思いが微妙に伝わっていないことにある。市民としてこれだけは市議会で実現させてほしいと思うことや、議員は何に今一番力を入れて活動しているのか、また、市議会議員は市議会でのどのような発言をしているのか、いざ話し合ってみると両者の真剣で切実な思いは通じているながら、共通認識に達することは難しく歯垢することが多い。そして、そうした誤解は経費の無駄使いという考えに直結し、市議会議員は無報酬であるべきであるとか、数が少ないほど市民の満足度が高いという極論に走る危険性が多々ある。市議会はこうした状況を打開して市民との理解を深めるため、市議会での発言内容、各委員会における活動状況、市民からの要望意見など、すべてを市

議会議員自らの手で編集校正を行って広報を作成することとした。記念すべき第1号は平成8（1996）年5月15日号として発行され『でいすかす』と命名された。A4判4ページで2万1千部印刷され、市広報紙とともに市内全戸に配布された。

でいすかす発行から1年後の平成9年5月15日号に『先生と呼ばないで!!』という記事が載っているが、これが「でいすかす」発行に至った基本姿勢の表明ともいえる。厳しい選挙に勝ち残って市議会議員となると、一定の権力を持ち市民から遊離し雲の上の存在となる、というような既成概念があり、多くのテレビドラマでも自らの利益のために野心満々で世渡りしていく悪代官のような議員ばかりが登場しているが、当然の如く登別市の歴史で議員自らの地位を悪用して刑事訴追されたものはいない。「先生」という一段上に立ったところから市民の声を聞いて、それを議会に反映させるのではなく、市民と同等の立場で「ともに」まちづくりに邁進するために意見交流を積み重ね、それを議会活動に反映しようとしているのである。先生と呼んではいけない議員の矜持の中には、「議員は市民と行政を結ぶパイプ役に徹し、市民の代表としての役割を一層自覚していきたい」という強い思いがこめられている。そして、この思いに基づき、真摯な姿勢で日々の議会活動の現状を伝えようとすると、「見える化」を一層強力に進めていかざるを得ないのである。

「でいすかす」は現在も順調に刊行され、令和2（2020）年8月現在で103号を数えている。他市町村でも同様な取り組みは行われているが、本市のようにあえて「広聴・公開委員会」を設置し、原稿の作成、校正等の編集全般を議員自ら行っている事例は少ないといわれている。また、特別委員会に位置付けられていた同委員会も、平成21（2009）

年より常任委員会となった。

「開かれた議会」を目指す市議会の広報活動は、その後も拡充され、4年後の平成12年に「IT推進に関する特別委員会」を設置して翌年の平成13年から市議会ウェブサイトを立ち上げた。

平成19年9月には、新たに設置した小委員会において議会中継の導入についての本格的な検討を始め、2年後の平成21年第2回定例会から本会議と各委員会の様子を定点設置したカメラによって撮影し、インターネット上での配信を開始した。これにより、市議会を傍聴したいと考えた際に議場まで赴かなくても、市議会のウェブサイトにアクセスすることで議会でのやり取りを視ることが可能となり、情報公開度も一段と向上した。この時に撮影した映像は、議会や委員会開催のおおむね5日後にサーバーに保存(5年間分)され、後日、視聴することも可能となった。平成21年からは、このシステムによって導入が図られたテレビモニターを活用し、議会における質問時、調査データや図目や写真を画面上に映し出しながら質問することも可能となった。

議会改革の取組み 2級町村制が施行されて大正8(1919)

議員定数の推移 年、議員定数12名で村会が発足した。昭和22

(1947)年には地方自治法第91条に定める上限(人口1万人以上2万人未満の町は26名)26名が定数となり、その後、昭和50年には人口が5万人を超えたこともあり、地方自治法の上限界である30名まで定数を増やした。しかし、行政改革などの流れの中で議員定数の削減を求める声が高まり、昭和62年から2名減の28名となった。そして平成11(1999)年には4名減の24名、平成19年には3名減の21名となり、

平成27年には現行の19名定数となった。その4年前の平成23年には地方自治法の改正があり、法定定数(いわゆる上限枠)も撤廃されていた。

議員定数の削減に関しては、昭和61年の6月議会で賛成反対の意見が激しく交差した。「財政問題と定数問題は別問題で2名削減の意図が明確ではない」という反対意見があれば、「2人減でも民意は反映される。市の行政改革に議会としても対応し、範を示すべき」という賛成意見もあり、どちらとも一歩も引かぬ情勢のなか、記名投票による決着を図ることとなり、賛成16票、反対12票で議員定数の2名減が決定した。

その後、平成5年にも再び議員定数削減の声が高まり、議会も「議員定数調査特別委員会」を設置して議員間で審査を行った。その結果、本会議で定数1減の提案を採決することとなったが、結果は13票対14票という1票差で否決され現行通りとなった。そうした情勢の中で、平成7年の市議会議員選挙は対立なしの無風選挙となり、一層削減の風圧が高まり、平成9年、市民グループから議員定数削減の陳情書が提出された。また、北海道拓殖銀行破たんをはじめとする未曾有の経済不況の中、市内企業等においてもリストラが断行さ

図表2-2-17 議員定数の推移

期間	議員定数
昭和22～49	26
昭和50～61	30
昭和62～平成10	28
平成11～18	24
平成19～26	21
平成27～	19

れていることから、市議会も再び議会改革に取り組み意志を強く表明。市民アンケートや地域別の話し合いの機会を設けるなどして、定数減を2つするか4まで踏み込むか、審査内容を絞った論議を重ねていった。

その結果、平成10年9月開催の第3回定例会で全道34市中2番目の減員率

となる28議席から4名減の24名とすることが可決された。賛否両論はあるが、全道各市と比べても特筆すべき決断となった。

平成18年、市議会は地方分権の時代を見据え、不断に議会改革を断行するという意思のもと、市内4地区で開催された「議会フォーラム」における市民意見を参考とし、「財政状況を踏まえ、議会費全体での経費削減が必要」との判断に立ち、「定数を3名減とする」「定例会の開催を年4回から3回とする」「政務調査費の半減、委員会視察を隔年とする」などの改革案を取りまとめ、9月議会に提案して可決された。

その後も議員定数削減の議論は、地方統一選挙が近づくと繰り返し議論の争点となった。

平成23年6月に開かれた議会運営委員会から、再び議員定数と議員報酬について調査検討が行われた。しかしこのときは、市議会議員の意見が合意を得るに至らず、議員会派間でも異なる見解となって収拾が困難と思われた。

こうした状況を受け、平成26年2月の第1回定例会で「市民・前進」と「清新」に所属する9議員が事態の打開を目指し、議員定数を2名減とする条例改正案を提出した。病気で欠席した1名を除く18名で採決すると、可否同数で議長裁決となった。天神林美彦議長は、「削減が大勢を占めた協議経過」「現状打破への大いなる政治判断」をもって条例改正を「可」とする裁断を下し、議員定数が19名となった。

議会基本条例の制定

地方自治体を取り巻く環境が、地方分権から次第により具体的な地域主権の時代へと舵を切って行く中、平成17（2005）年12月21日、第4回定例会で「登別

市まちづくり基本条例」が施行された。

本条例は、本市の最高規範であり、本市が今後、制定・改廃するすべての条例や規則などは、同条例との整合性を図ることとなった。これは必然的に今までの地方議会を見直し、どのようにして議会活動の充実と強化を求めていくべきかという道筋を示す必要性があることから、市議会は平成18年に議会改革推進委員会を設置、毎年市民の声を聞く場として「議会フォーラム」を実施し、市民にとって開かれた議会とは何か、存在感のある議会とは何かを自問しながら進められていくこととなった。

市議会は、まず一人一人の議員がどのような倫理観を持って本市の発展に寄与していくかを明文化するべきであるという意思を持ち、総務・教育委員会が主体となって市議会議員による協議を重ね、市民と直接話し合う場となる「議会フォーラム」での意見交換を通じ、政治倫理条例の制定を目指した。

市議会議員の基本的な仕事とは、公職者として市民の負託に応え公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。そしてそのためには公共の秩序を順守し、善良な風俗・習慣に基づいた政治活動を行わねばならない。市議会議員としての地位を利用して金品の受け取りや不正な行為を行わないこと、納税の義務を果たすこと、自ら知り得た情報を不正に行使用しないことなど、これらの基本的な事項を守りえないとすれば、それは議員としてみなされないということである。

そして平成23年3月23日、10章22条からなる「登別市議会基本条例」が制定され、同年5月1日より施行された。

本条例には、議会は開かれた議会であるために、意思決定やそこに至

る経過についての情報を積極的に発信すること、市民と意見交換を行うほかに、新たに「議会サポーター制度」を導入して専門的知見を学ばずとして常に議員としての資質向上に努めていくことが規定されている。また、議会改革について1章を設けて、議会改革を常時実施していくことを定め、その結果を2年ごとに検証することとした。更にこれらの実績を明示することで市民が監視できるようにするため、市議会のウェブサイトで条例の条ごとに実施状況がわかるようチェックシートが掲載されることになった。その基礎となる実施状況の実際の会議名や意見聴取団体名などは「基礎調査表」でわかるようになっていた。平成27年度からは、各議員自ら◎、○、△、×等で採点化する「議員自己評価集計表」も開示している。

議会フォーラムの

取組

市議会議員自らの編集校正による議会広報の発行、市議会ウェブサイトの立ち上げ、議会中継のインターネット配信の実施など「議会活動の見える化」は、市議会からの情報発信としてかなり進められている。

これらの「見える化」によって市議会が希望することは、市議会の活動を評価し批判される中から、どうやって市民の声を聞き取り、次の議会活動に反映させるかということである。

このため、議会は一方通行に終わることがないように平成18（2006）年度から毎年1回、各地区（3地区から4地区）に分かれて出張懇談会「議会フォーラム」と名付けて実施している。議会フォーラムには、おおむね50名から100名前後の地域住民が参加し、地域の課題、議員報酬、議員定数削減、議会運営の在り方、議員の資質向上に向けた取組、

地域経済の活性化に向けた取組、市民協働実現のための地域住民のまちづくりへの努力など極めて幅広い話題がとりあげられている。また、「高齢化社会に向けて制度を変えて行く介護制度などの仕組みについての学習」、「市民全体で市の主軸である観光産業をどのように盛り上げて、全市観光を実現していくべきか」、「老朽化する市役所や消防庁舎、給食センターなどの公共施設の建て替えはどのように行うべきか」といったその時々々の課題などについても議論が行われている。議会フォーラム終了時にはアンケートを実施して、その結果を報告書として、毎年、市議会ウェブサイトに掲載している。

議員提案による

条例制定について

市民が市議会によせる要望に、「議員自ら条例策立案能力を発揮することが市議会議員としての資質を向上させるものである」という声が強くなる。

市議会といえば、「市から提案された案件を後手に回って質問し、結局提案通り追認するだけの仕事しか行っていないのではないか」という批判もよく聞かれるところである。

こうした批判はもちろん本市ばかりではなく、国会議員から市町村議会議員まで共通して投げかけられており、これらの声を真摯に受け止め、批判を払しょくすべく様々な取組が行われている。

市議会における最も早い取組は、平成16（2004）年12月の第4回定例会で議員自ら提案し可決された「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」の制定である。議員自ら不法投棄現場に出向き、市民のモラルの向上を待っているばかりでは手遅れになる状況であ

ることから、不法投棄やポイ捨てなどを放置した人に回収するよう勧告や命令をし、応じない場合は氏名を公表、悪質な場合は警察に「廃棄物処理法」や「軽犯罪法」の適用を要請することを含む条例を制定したものである。条例提案までには、本市の衛生団体連合会や環境保全に関する事業組合、女性団体、ボーイスカウトなどと意見交換会を実施し、条例制定の機運を高めていった。

この条例制定により、市民・事業者・土地所有者・観光で登別を訪れた旅行者と本市が一体となって、環境の保全、美観の保持と資源の循環的な利用、自然及び生活環境の確保に一層努める姿勢が浸透していった。それから、9年後の平成25年第2回定例会で、疲弊する地域経済の活性化振興をめざし、再び議員提案により「登別市中小企業地域経済振興基本条例」が制定された（平成25年7月4日）。

これは、少子高齢化、人口減少社会の到来や産業構造の変換など、社会情勢の急激な変化によって厳しい経営状況が続いている市内中小企業の新たな成長への道筋を描き、消費活動、税収、雇用の受け皿として、一層の活躍をしてもらうことを目的として提案された条例である。

中小企業がその役割を充分に果たせるよう本市、議会、地域経済に関わる全てのものが協働して基盤強化に努め、これによって市民生活の向上及び地域の活性化へとつながっていくことを目指しているものである。このため、条例制定にあたっては、2年前の平成23年12月に市議会観光・経済委員会、登別商工会議所、中小企業家同友会西胆振支部の3者によって「地域経済振興に向けた条例研究会」を立ち上げ、先進地視察、道内外の条例比較を行い、本市の特性を踏まえた条例内容を検討し、市民説明会を開催。意見公募（パブリックコメント）も行って議会提案

へと至った。

そして条例制定の翌年5月、21名からなる「登別市中小企業地域経済振興協議会」を発足させて、同条例第7条第2項に規定する「市が策定する地域経済振興に係る総合的ビジョンや中小企業振興策について広く研究し、市長へ提言する」ために、平成28年9月、約2年間に及ぶ議論を経て「登別市中小企業地域経済振興に関する提言書」が提出された。同報告書には、PR不足、後継人材が育っていない、観光等の主力産業と地元産業間の連携が不十分である等の課題が指摘され、これらの課題克服のため、より深く掘り下げ専門家や先進事例に学ぶなどの取組強化に努めることとした。

次に、平成30年3月22日に議員提案による「登別市生きることを支え合う自殺対策条例」が可決された。自殺関連に特化した条例化は、全道でも本市が初めてとなる。

本市は、平成21年から25年までの間、年間約600人から650人前後の方を亡くしており、そのうちの2.5〜3%は死因が自殺となっている。平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、自殺の地域分析を行ったのちに対策計画を策定することが定められたが、本条例は自殺未遂者や自殺者の親族らへの支援、包括的な相談支援体制の整備、予防対策連絡会の設置も明文化する踏み込んだ内容となっている。ここには、年間15名から20名弱の自殺者を生んでいる地域に対し、生き辛さを感じ地域社会から孤立しがちな人を再び生きる方向へと支援する姿勢を懸命に伝えようとする試みであるといえる。同条例は、平成30年4月1日から施行されている。

今後も様々な地域課題の中から、より良き地域社会の実現をめざし、

議員からも提案が続けられていくものと考えられる。

第4節 選挙

登別市選挙管理委員会

登別市選挙管理委員会（以下「市選管」）は、「地方自治法」に基づき本市に設置された合議制の執行機関で、登別市長選挙、登別市議会議員選挙のほか、国や北海道に関係する選挙、憲法改正に係る国民投票、地方自治法等に関する直接請求に基づく投票、最高裁判所裁判官国民審査に係る事務などを管理している。

委員の任期は4年で、選挙権を有し、人格が高潔など地方自治法に定められた資格を有する者の中から、定員4名が市議会で選挙される。また、同時に、委員に欠員が生じた際に補充するため、委員と同数の補充員も選挙される。

市選管は、昭和21（1946）年11月24日の幌別村会で委員及び補充員が選挙され、「幌別村会議員選挙管理委員会」として発足した。昭和45年の市制施行以降これまでに委員長は3代を数え、委員も11人が就任している。

登別市明るい

明るい選挙推進運動は、第2回統一地方選挙（昭和26年施行）において、選挙違反が横行したため、国民の間で「選挙をなんとかしなければ」との機運が高まり、正しくきれいな選挙を目指して開始された運動である。

本市においても市選管が、それまでの選挙期間中のみに行われる「臨時啓発」だけでなく、国民の政治意識の向上を図るため昭和29（1954）年に改正された「公職選挙法」の規定を受けて、日常的に行う「常時啓発」を市民に対して行うこととなった。

このような流れに沿って、平成9（1997）年12月9日に市連合町内会、登別室蘭青年会議所などの団体や個人が参加し、民間主導で明るい選挙を自主的に推進することを目的に、「登別市明るい選挙推進協議会」が結成された。同協議会は市選管と協力して、①政治倫理化運動の推進、②きれいな選挙の呼びかけ、③投票参加の呼びかけ、④政治改革関連法の周知、⑤明るい選挙推進体制の確立を「明るい選挙推進の基本方針」として掲げ、明るい選挙啓発ポスターコンクール作品展や選挙広報「白ばら」の発行（年1回）などを行っている。

投票区

市民は、原則として市選管から送付される投票所入場券に記載された投票所で投票することになっている。そのため、市選管では、昭和44（1969）年に自治省（現・総務省）が示した次の2点を基準にして投票区を設定し、各投票区のほぼ中心に位置する公民館、青少年会館、小学校など、付近住民の誰もがその場所を知っている施設を投票所としている。

- ・投票所までの距離が3キロ以上あることの解消に努めること
- ・1投票所あたりの有権者数はおおむね3千人までとすること

市選管では、この2つの基準と、その時々々の投票区ごとの有権者数の推移などを踏まえ、投票所の新設や統合を行ってきた。

昭和40年から同52年までの13年間は、人口の増加に伴い、投票区も7

か所増えて22か所となった。その後、若草町、美園町、新生町などにも投票区を増やし、平成15年に桜木団地集会所を設置して、投票区は30か所となった。その後、各投票区の有権者数の減少から、平成22(2010)年4月1日にネイチャーセンター(第13投票区)を幌別西小学校(第19投票区)に、同28年4月1日にはカルルス婦人研修の家(第11投票区)を登別温泉ふれあいセンター(第10投票区)に統合し、28投票区となった。

投票率

本市の投票率は、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙では全道平均とほぼ同率となっている。北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙も全道平均とほぼ同率だが、北海道議会議員選挙が無投票の際の北海道知事選挙では、大きく投票率を下げた結果となった。

市制施行以後の投票率の推移を見ると、各級選挙共に昭和50年代から60年代に執行された選挙をピークに、その後は低下傾向となった。そのため、投票率向上に向けた選挙制度改革が行われた。

選挙制度改革

投票率の向上に向けて、有権者の利便性の向上を図るとすれば、有権者が都合の良い時、都合の良い場所で投票できることが上げられる。

かつては、より自宅の近くで投票できるように投票区を細分化した。さらには、投票日当日に指定された投票所で投票できない有権者のために設けられていた不在者投票制度の要件を緩和した「期日前投票」制度が、平成15(2003)年12月1日に新設された。

「期日前投票」制度の利点は、投票日に予定があつたとしても、その

予定を変更することなく投票日前の一定期間、入場券を持って市役所など指定の投票所に行くと簡素な手続きで投票が出来るということである。この制度は次第に浸透し、平成29年の衆議院議員総選挙では、全投票数の2割を超える投票が「期日前投票」によるものとなった。

平成28年4月11日には、次の3点について「公職選挙法」を改正した。
 ・ 駅や大型商業施設など多くの人が集まる利便性の高い場所に地方自治体の判断で共通投票所の設置を可能にすること

・ 期日前投票の開閉時間を各地方自治体の判断で2時間の繰り上げや繰り下げを可能にすること

・ 投票所に同行できる子どもを、幼児から18歳未満までに拡大すること

平成28年6月19日に一部改正された公職選挙法では、戦後の普通選挙実施以来継続してきた20歳以上の男女を有権者とする年齢投票制限が、18歳以上に引き下げられた。世界的なすう勢として多くの国で投票年齢18歳が導入されていることや、実質的に18歳という年齢は、職業にも従事し税金を納めるなど、社会生活の重要な場面で成人として認識されていることなどが主な理由であつた。これによって市民参加の拡大を図るとともに若者の政治意識の向上、社会参加へ意欲が高まるものと期待された。

選挙人名簿登録者数を平成28年9月2日と、同年6月2日及び平成27年9月2日の定時登録者数を比較すると、この選挙権年齢の引き下げによって全国では有権者数が約240万人(約2割)増加し、本市においても引き下げの前後で約8000人(1.9割)増加、対前年同期比で約570人(1.35割)増加した。

投票率を年齢別に見ると、10～20歳代の若年者の投票率は低く、年齢層が上がるほど投票率が高い傾向にある。若年層が、そのままの低投票率で年を重ねると、今後は一層の投票率の低下が懸念される。そのため、未来の有権者たる未成年者へのより効果的な主権者教育実施の必要性が高まった。

市選管では、18歳選挙権年齢の導入に際し、該当する年齢層の投票率の向上に向けた啓発活動として、平成28年3月22日に登別明日中等教育学校の5回生75人に選挙の意義などを説明する出前講座を実施した。また、日本工学院北海道専門学校でも同年6月8日に出前授業を行い、このときに希望した学生を18歳選挙権導入後初の国政選挙となる同年7月10日執行の参議院議員通常選挙の期日前投票所において、選挙事務従事者に任用して投票事務に従事させた。

これらの取組の成果もあり、本市の投票率は平成28年7月10日の参議院議員通常選挙で3・75ポイント増加（前回51・63^割、今回55・38^割）、平成29年10月22日の衆議院議員総選挙では5・2ポイント増加（前回54・15^割、今回59・35^割）した。

また、平成31年4月に執行した統一地方選挙から、市選管では、有権者の一層の利便性向上を図るために、日常的に多くの人が買い物に訪れるイオン登別店内で、新たに期日前投票所を設置した。従来の市役所第2庁舎及び鷺別公民館の2か所から3か所に期日前投票所が増えたこともあり、令和元年7月21日に執行された第25回参議院議員通常選挙では、総投票数に占める期日前投票の割合は27・91%と、前回の24・28%から3・63ポイント増加した。

市長選挙

「登別市」初の市長選挙は昭和46（1971）年4月25日に行われ、現職の高田忠雄が町長選挙に引き続き無投票で再選した。

昭和50年4月27日の選挙では、早い時期に出馬表明をしていた田村仙一郎（前助役）の無投票当選が濃厚との情勢であったが、直前になって松木寛が立候補を表明し、首長選挙としては20年ぶりの選挙戦となった。結果は田村仙一郎が約2千票差で当選した。

田村市政下、本市内では、都市化の進展と人口7万人突破を目指して、4小中学校の新築や改築、道路の舗装など様々な公共施設の整備が積極的に進められ、財政規模が約2倍に拡大した。

このような中で昭和54年4月22日に行われた選挙では、現職の田村市長と、「公共施設の整備には財政面を考慮し、計画的に実施すべき」と主張する前助役の中浜元三郎が立候補し、選挙戦へと突入した。この選挙では、市民の中でも親類縁者、友人間で支持する候補者を2分し、現在も多くの市民が記憶する大激戦となった。選挙の投票率は9割を超え、中浜元三郎が約1千200票差で当選した。

選挙期間中、相手候補者に対する中傷合戦が支持者の間で行われ、選挙戦後も市民の間に大きなしこりを残した。一方、市民の間では、「市民一丸となってまちづくりに取り組む姿勢が生まれない。」との反省から、「政策」を競う選挙への切り替わりを望む声が大勢を占めるようになっていった。

昭和63年7月に発覚した助役等の汚職事件によって、中浜市長が引責辞任した後に行われた昭和63年8月28日の選挙では、上野晃（前胆振支庁長）、吉原暲（医師）、五十里満義（レストラン経営）、千葉勲（元市職員）

の4名が出馬する乱戦模様となったが、中傷合戦などのない、落ち着いた選挙戦となった。選挙の結果、有効投票数の約6割を獲得した上野晃が当選した。なお、それまで北海道知事や北海道議会議員選挙の2週間後に行われてきた市長選挙は、このときの選挙から翌年8月に行われることとなった。

平成4（1992）年は、無投票で現職の上野市長が当選を果たした。平成8年8月11日の選挙では、現職の上野市長のほか、元市議会議員の島垣正信が立候補した。有効投票数の約7割を上野市長が獲得して3選を果たした。平成12年、16年の選挙は、再び無投票となり、現職の上野市長が4選と5選を果たした。

平成20年8月の選挙では、それまで5期20年間市政のかじ取りを担ってきた上野市長が勇退し、小笠原春一（会社役員）と田辺雅博（元市職員）の40歳代2名の新人による選挙戦となった。12年ぶりの選挙戦ということで、かつての市長選挙のように「再びまちを二分するのではない」と懸念する向きもあつたものの、選挙戦は過熱することもなく進められた。結果、743票の僅差で小笠原春一が当選した。同氏は、その後、平成24年、同28年、令和2（2020）年も無投票による再選を果たし、現在に至っている。

地方選挙・国政選挙

昭和45（1970）年以前の北海道議会議員選挙では、本市は胆振選挙区（定数3名）に含まれて選挙を行ってきた。昭和50年4月13日実施の北海道議会議員選挙からは、登別市単独区（定数1名）となった。このときの選挙には前市長の高田忠雄を含む3名が立候補し、高田忠雄が1万5千961票を

獲得して当選した。同氏は、昭和54年、58年と3回の選挙戦を経て3期を務めた。

昭和62年の選挙では、昭和58年の選挙で苦杯をなめた井野厚と元助役の関藤輝雄が立候補した。この選挙戦は接戦となったが、約2千800票差で井野厚が当選した。同氏は、平成3（1991）年無投票、平成7年は選挙戦になるが約2千票差で当選。平成11年、15年は無投票で当選し、5期を務めた。

平成19年の選挙では、6期目を目指して立候補した井野厚に対して、元スピードスケート選手でリレハンメルオリンピック銅メダリストの堀井学が立候補し、12年ぶりの選挙戦となった。この選挙では約700票差と大変な僅差で堀井学が当選した。同氏は、平成23年の選挙でも当選したが、2期途中の平成24年12月16日に行われた衆議院議員総選挙に出馬するため道議会議員を辞職した。その補欠選挙が衆議院議員総選挙と同日に赤根広介と辻弘之の元市議2名によって行われ、赤根広介が1万3千89票を獲得して当選し、平成27年、同31年と同氏が無投票で再選を果たしている。

衆議院議員総選挙では、昭和22年の中選挙区制導入以来、胆振、日高、空知管内にまたがる北海道第4区（定数5名）に属していたが、平成8年に小選挙区制が導入されたことに伴い北海道第9区（定員1名）として改編された。また、参議院議員通常選挙では、当初は地方区及び全国区で選出していたが、昭和58年6月の選挙からは北海道選挙区と比例代表制による全国区で選挙が行われている。

登別市を含む選挙区の当選者からは、著名な政治家も輩出している。平成21年に第93代内閣総理大臣に就任した鳩山友紀夫（平成25年に由紀

夫から改名)、昭和31年に建設大臣、同35年に農林大臣に就任し、「公益財団法人室蘭・南条育英会」に名を残す南条徳男、昭和37年に自治大臣となつた篠田弘作、平成7年国土庁長官兼阪神淡路復興対策担当大臣となつた池端清一などがいる。

参考文献

- ・登別市選挙管理委員会『選挙のあゆみ』
- ・公益財団法人明るい選挙推進協会『明るい選挙推進運動のあゆみ』
- ・(株)ぎょうせい『新自治用語辞典改訂版』
- ・北海道新聞社『北海道新聞』各号
- ・室蘭民報社『室蘭民報』各号